

大島、鳴門、而云々。國造本紀は、大島、國造のあり、皆この大島なり。又筑前國宗像郡神湊より、今道三里北の海中にも大島あり。是の、月形中津宮と申次、この島なり。源氏物語玉鬘、卷五、船人も誰を戀とて大島の云々とあるも此大島なり。又肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり。肥前の北邊り。是の、此外猶國々も大島と云は多とあれども。此なる、右の三の内のなるべしと云り。さて記より、此洲大八島國の外まで、六島のうちよ出たり。亦名大多麻流別とあり。多麻の玉ふるべし。式周防國佐婆郡玉祖神社二座とあれはよく符へり。○吉備小洲。吉備の後三國は分る。和名抄備前。岐比乃美。備中。吉備乃美。備後。吉備之美。ある是なり。吉備中國書紀。又和銅六年は備前國の六郡を分て。美作國とせられたり。記傳云名ハ黍より出たるなるべし。和名抄ハ黍ハ木美とあれども。美と備ハ古、常に通はしむべし。見島ハ。吉備國ハ兒の如く附る故の名なるべし。後ハ備前國の郡はなれり。欽明卷に備前兒島郡とあり。和名抄ハ兒島。古之郡是なりとあり。記より、此島も大

八洲國の外まで、六島の内なり。亦名建日方別と云り。

由是。始起大八洲國之號焉。

由是ハ。重胤云。其數ハ八具へるを以て云なり。さて記云。故因此ハ八島先所生。謂大八島國とあり。平田翁云。抑志摩とハ。周廻ハ界限の有て、一區ある域を云名なり。然云本の意ハ。志麻琉。志目麻琉。勢麻琉。勢婆斯など云言と同きなるべし。此等も取放ち曠と界限ふとい有らて。界限有て取縮れる意もり云言なれり。然れハ志摩といふ名も。本ハ必海のみならず。國中まで山川などの廻れる地とも云へりを見ゆ。又此大八島など云名の如く。いと大なるも云へれ。必しも少きをのみ云るは非ず。但し小くても海の中にあるハ。殊にめぐりの界も自づから成れるなり。さて島洲などの字を撰て書るも。其海の周れる地をいふ一方は就てなり。さて此大八島の島も。海の周りて隔れる一界の國を云るまで。其例ハ神

代記よ。三韓をも韓之島といひ、万葉集の歌よ。海を隔て、大和國の方をさして倭島とよみ。また此大八島をすへても。倭島根と詠るなり。是なり。諸八島としも云ふ。海を隔てす。一連なるを幾國とまれ。一島として其數八なれり也と云り。重胤云。諸此大八洲國と云名はしも。二神の此時より起れる。唯有の任よ命けさせ給へるもの也。四神出生章よ。二神の御言よ。吾已生大八洲國及山川草木云々。とあるを以るへし。然れは草原中國と云事は。記の伊邪那波命の桃子よ告給へる御言よ見えて。共よ古よりあれども。其ハ華と云物の生巡れる。其中よ在る國の義を以て。宣へるなれり。生の任よ大八洲國と云けるより。猶後の事なるか上よ。其は天よ對へて。大地の皆を云りとおほしけれハ廣くして。皇國の總號とも限らざるなり。寶劔出現章第一一書。彦八島篠。彦八島手命。彦八島野とも申せるを。記よ八島志奴美神とある。共よ合せて。地神本紀よ大己貴神の亦名よ部なる。此正説よて。共よ大八島國を經

營玉へる義の御名なり。又八千矛神の御歌よ。夜斯麻久爾。都麻々波迦泥豆。と詠せ玉へるふとをおもふべし。神皇承運章第一一書よ。所稱狹野云々。奄有八洲。故復加号曰神日本磐余彦尊とある。此は國号考よ。大八洲國と云號は。外國よ對す。獨立て天下をすへ云稱なり。倭建命の御言よ。纏向日代宮所。知大八洲國。天皇と詔玉ひ。孝徳紀詔よ現爲明神御。八島國。天皇と詔玉へり。公式令の詔書式よ。朝廷の大事よ用らる。詔よ。明神御。宇大八洲。天皇。詔旨と詔玉ふと見たると云れたるか如くと云り。諸又平田翁云。此大八洲の國々島々の御靈の御功德を總稱へて。生島足島と申し。又生國足國とも稱す。其はまつ此神のこと。古語拾遺よ。神武天皇の御世の事記せる處の。皇天二祖。神の詔よ従り。神籬を建て。祭りたまへる神の中よ。生島。是大八洲之靈。今生島。巫所奉齋也とあり。神名式よ神祇宮西院。坐生島巫祭神二座。並大月。次新嘗。生島神足島神と有て。古より最重と祭らせ給へり。

代紀よ。三韓をも韓之島といひ。万葉集の歌より。海を隔て、大和國の方を
 さいして倭島ともみ。また此大八島をすへても。倭島根と詠るなり。是なり。諸八
 島とも云ふ。海を隔てす。一連なるを幾國とまれ。一島として其數八な
 れい也と云り。重胤云。諸此大八洲國と云名いしも。二神の此時より起れるよ
 て。唯有の任よ命けさせ給へるもの也。四神出生章よ。二神の御言よ。吾已生
 大八洲國及山川草木云々。とあるを以るへし。然れハ草原中國と云事ハ。記
 の伊邪那岐命の桃子よ告給へる御言よ見えて。共よ古くあれども。其ハ筆と
 云物の生巡れる。其中よ在る國の義を以て。宣へるなれい。生の任よ大八洲國と
 云けるより。猶後の事なるか上よ。其は天よ對へて。大地の皆を云りとおほしけ
 れい廣くして。皇國の總號とも限らざるなり。寶劔出現章第一一書。彦八島
 篠彦八島手命。彦八島野とも申せるを。記よ八島志奴美神とある。共よ合
 せて。地神本紀よ大己貴神の亦名よ部たる。此正説よ。共よ大八島國を經

營玉へる義の御名なり。又八千矛神の御歌よ。夜斯麻久爾。都麻々波迦泥
 豆。と詠む玉へるふとをおもふべし。神皇承運章第一一書よ。所稱狹野云々。
 奄有八洲。故復加号曰神日本磐余彦尊とある。此は國号考よ。大八洲國
 と云號は。外國よ對す。獨立て天下をすへ云稱なり。倭建命の御言よ。纏向
 日代宮所。知大八洲國。天皇と詔玉ひ。孝徳紀詔よ現爲明神御。八島國。天
 皇と詔玉へり。公式令の詔書式よ。朝廷の大事よ用らる。詔よ。明神御。宇
 大八洲。天皇。詔旨と詔玉ふと見たると云れたるか如くと云り。諸又平田翁
 云。此大八洲の國々島々の御靈の御功德を總稱へて。生島足島と申し。又
 生國足國とも稱す。其はまつ此神のことい。古語拾遺よ。神武天皇の御世の事
 記せる處の。皇天二祖。神の詔よ従り。神籬を建て。祭りたまへる神の中よ。生
 島。是大八洲之靈。今生島。巫所奉齋也とあり。神名式よ神祇宮西院。坐
 生島巫祭神二座。並大月。生島神足島神と有て。古より最重と祭らせ給へり。
 次新嘗

即八十島祭と云是なり。清和紀貞觀元年正月奉捧神祇官無位生島神尾
攝津志に生島祠在河邊郡栗山村相傳此 諸此神を祭る祝祠也。生島能御
地嘗爲生島神祭田一故有此祠といへり 丞能。稱辭竟奉皇神等能前爾白久。生國足國登。御名者白氏。稱辭竟
一神は二名を負せて。一坐とまつる例は豐磐間門櫛磐間門神大詔戸櫛 奉者。眞智神となほ例あまたあり。生と足と對云例は生玉足玉。生産靈足産
靈生日の足日な 皇神乃敷坐島能八十島者。谷蟻能狹度極。鹽沫能留限。
狹國者廣久。峻國者平久。島能八十島墜事無。皇神等能依左志奉故。皇
御孫命能。宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣とあり。まゝ臨時祭式は八十島
神祭とありて。次に祭料の物云々。右八十島祭御巫。生島巫。拜史一人。
御琴彈一人。神部二人。及内侍一人。内藏屬一人。令人二人。赴難波湖
祭之。とあり。ふは神名式に信濃國小縣郡は生島足島神社二座名神とある
も同神なるに更にも云はす。和泉國大鳥郡生國神社あり。是も同神か。諸又攝
津國東生郡も。難波坐生國魂神社並名神大月 次相嘗新嘗とありと云り。

即對馬島壹岐島。及處々小島。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

即ハ上の矛、鋒滴瀝之潮凝成一島。名之曰磯取盧島。と云る文を承たる。
辭よていと重し。この事 ○對馬島。壹岐島。對馬記傳云名義ハ万葉十五
次云 毛母布禰乃。波都流對馬。とよめる如く。韓國の往還の舟の泊る津なる島な
り。壹岐ハ万葉十五は由吉能之麻。和名抄も壹岐島由伎とあるに因て。由
伎を古訓と思ふ人あれど。繼躰卷の歌は以祇とよみ。此記も伊字をかき。壹
字も由の假字よあらば。本は伊伎なること明らかし。然れども懷風藻ハ伊支
連と云姓を。目錄ハ雪連と云き。又ハの万葉ハ由吉とあるなどを以て思ふに。
必由伎とも通はし云へき故ある名義と見えたり。 行も通はして伊伎とも云り。
云り。これも同じ例なり。 名義ハ重胤云。或人彼國ハ雪の白濱と云ありて。遠方より雪の如くみゆるなり。

これ國名の起りかとも云りと云り。武郷此事を或人は尋ねしに云彼國登岐郡
 いふあり其の島といふほどの物よあらず。海中にある巖あり。此巖の色黒くかゝる時
 は必雨ふる。霧てもなほ色黒ければまた雨降る。其島のさま遠く望めし雪の如しと云
 り。雪の白濱の蓋此を云るか猶尋ねし。さて記す。此二洲大八洲の内にて筑紫國の次は生坐り。
 一書は八洲の内に入るもあり。伊伎島。亦名天比登都柱。津島。亦名は天之秩手依比賣
 とあり。記傳云。對馬の字は魏志と云漢籍に。此島のことを對馬國とあり。此紀即
 て此文字を假字に取用て對馬洲とわたりたり。對馬も津島の義なれば
 洲字を添て島洲と重なりていふなりと云るもあれど此津島と
 云るか既に國名とありてさて其津島の洲と云る名なれば妨なし。 諸重胤云。こ
 とも例よらば對馬洲と書るべきを島とある。大八洲の列を除きたる故也と
 云れらる言なれど。一書は八洲の中に入れて洲字を用ひたり。天智紀
 は對馬國とあるから。大八洲國の一なる事云も更ふり。本書は誤れる傳とす
 へし。○記は右の八洲の次。然後還坐之時。生吉備見島。亦名建日方
 別。次生小豆島。亦名大野手比賣。次生大島。亦名大多麻流別。次生
 女島。亦名天一根。次生知珂島。亦名天之忍男。次生兩見島。亦名天

兩屋自吉備見島至天兩屋并六島とあり。吉備見島大島此紀 故は上の
 八島をも。先所生と云るなり。此記に右島々をば即對馬洲云々皆是 平田
 翁云。上件六島の序。在所詳ならぬもあれど。師説の如く。先は東より生つし西
 へ幸せり。四海は島も甚多なる。八島は次て只此六島を擧とる。故ある
 事なるへし。師は又上代に殊に名高き限りを擧 二柱大神の所生坐る。必此
 六島に限らしこそ思ふ。六島みな西國なり。凡て神代の 其ハ式祝詞は國のハ
 十國島の八十島を生玉ふと見え。右の島々の外よ。ふは近き邊り。同じ水土
 なる島々の。多きを以て知られたりとあり。○處々小島は平田翁説は師説の
 如く。處々小島とある。必しも小島のみに限らず。皇國の外ふるを。皆凡て
 如此に云るなれば。其中は大きなも有るかし。然れば皇國の水土は異なる。諸の
 外國も大なる小きをいはず。此内なること知るへし。若然らずせば外國々の
 を此に處々の小島とのみ云る。眼の及ぶ際り。何にして有りとせん。然る
 の島々を打見るまに語り傳へたるにそ有ける。とあり。なほ按ふに後にこそ大

なる島々もあまた出來
 なる島々もあまた出來

けれ神代の昔はのつれも小島までた、聊かのみ海上より出たりし所より。云る傳にもあるべし。○潮沫凝成者ハ。上の矛鋒滴瀝之潮凝成一島。名之曰。穢取盧島。と云る文より承なる辭まで。大八洲の本處なる穢取盧島のみならず。大八洲及對島壹岐いさらなる。其外名も亦られの處々、小島と雖。悉みな二神矛鋒の滴瀝より。凝成れるものと云文より。猶いは。四海萬國の始といへども。二神の固めなしとまへる事をいこと丁字は。語傳へたる文あり。おほる氣を見るべきならず。○亦曰云々。山陰云。此八字一本に細書なる宜しとあり。されど神代紀中。亦曰の例みふ大書なれば。こも本のまじりてよろし。○記傳云。二柱神の生坐る島々の亦名ともを。其國御魂の名と謂ふ非也。此ハ唯ハ其島國を指て云る名なり。斯て其名の女男なる所以ハ未。知らず。と云れるハ非なり。其島國を指て云るハあるべからず。その島國を脩理とまへり。就て。其を幽より相預て作て賜ふ神を。生みまへるなり。其神等ハもより。島國を本縣と爲玉ふの故に其島國と一。よいて。數まつれるなり。記

此事は延佳の説に因りて云記傳の説は非也

島國をも參拾五神の内よ。數へたるよて知られたり。れハ其生ませる神。即國魂なれば。それハ女男のまします事も。凡ての神の例は異らすと知へし。とてまた其國魂神よ。女男あるのみならず。其島國よも又自ら女男の具りたりむ事。是又論を待へからず。總て天地間のもの女男を具へざるハあらぬもてあるべし。其ハ人こそえしらぬ。人ハ女男のある如く。其形質ハ女男の差別。自らハ具り在しから。其名をハ負別たりけん。然るハ天地の始より女男の理自然ハ備り。其理ハ因循ひて。國生坐る二柱神よし坐せし。其生給へる島國よも。然る理の備りけむ。實さも有へき義よこそ。又身一ハ面の數有ける。面毎ハ女男の名の替れるハ。面毎ハ其を司り玉ふ神の替れるハ。言迄もならず。又若こそ。身一なりと云も。後に現に見えたる形狀を以て。言傳へたるよて。人ハこそ見えぬ。實ハ其身の區別有けむも知へからず。

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰有豐葦原千五百秋

瑞穂之地。宜汝往而脩之。延賜天瓊矛。

天神ハ即上の一書を見えざる。天御中主尊高皇產靈尊神皇產靈尊を申すハ更ふれど。此よりハ高皇產靈尊を指て申し奉れり。神皇產靈尊ハ自ら其中在り。釋私記。問。此云天神者何神哉。答。云々案古事記惣有五柱天神。是等天神也。問。天神惣有五柱。然則五神之中。獨指何神哉。答。古記稱天神者。以高皇產靈尊爲其最首云々とあり。古事記のこもあらず。此紀も神武紀の詔命。我天神高皇產靈尊大日靈尊と並申玉ひ。顯宗紀。月神日神の御託言も。我祖高皇產靈尊云々とあり。天神と申すハ。昔高皇產靈尊坐すこと明らけし。○豊葦原云々地。記よハ此ハ是多陀用幣琉國とある。それ此時のこもなるを。かく記されり。後の名を始へ廻らしたる。常のこもなれども。こも此國号ハ似つかりしからず聞ゆ。山陰論れたり。て此國号。豊ハ稱。辭。葦原ハ大三輪社鎮坐次第記。傳曰。初伊弉諾伊弉

冊二神。生大八洲國及處々小島。而地雅如。水母浮漂之時。大己貴神與少彦名命。戮力殖薦葦。固造國土。故號曰國造大己貴命。因以稱曰葦原國とあり。又續後紀の長哥。日本乃野馬臺能國表。賀美侶伎能。宿那毘古那加。葦管乎。殖生志津々。國固木。造介牟與利。云々ともある如く。嘗昔此浮漂る土を造り固めむか爲。葦をいと多く。國のはたて。殖られたる。其生繁りたれ。其葦の中なる國と成れるを以て。葦原國とも。葦原中國とも謂へり。なり。瑞穂ハ。記ハ水穂とあり。記傳云。水ハ借字。よてみつみつしきを云。穂ハ稻穂なり。書記。天照大神云々勅曰。以吾高天原所御齋庭之穂。亦當御於吾兒とある穂も然り。て水穂國と云號も。此齋庭之穂に由縁あることなり。て千五百秋と云も。此水穂ハ係たる祝辭にて。秋と云も穂に。かゝれる故也。長と久と。御子命の此水穂を所聞食へき國と云意も。名けたる國號なること。彼大嘗祭祝祠。此同祝辭を御孫命の大嘗所聞食こと。係て云るよて

も知べし。又大殿祭詞も云るまじかほりたれ
と云り。げよも此國號と云り。如何
 通えたり。重胤云。豊草原は國号の謂ならず。國と成へき地ありと云意なるか故
 れ。國とも何とも未差別なき間の事なりしかども。天神の御心にて。國とも地とも成
 へき事を思ほし定め玉ひて二神に斯る物有とハ謂らせ玉へるなれ。後に号玉へる瑞
 穂國などの事ハ。思及ほして心得へき
 にはあらずと云れたれといかゝあらん。○脩之。今本脩を循と作るハ誤なり。多と
 の古寫本共は從て改つ。舊事記古寫本には。修とあり。修は脩に同じ。本ハシラスと訓るよよりて。重
 胤説也。其ハ可_レ以_レ治_レ高天原也とある治_レ字。可_レ以_レ御_レ高天原也とある御_レ字
 などをシラスと訓る其義なる語ふから。此に唯_レ領_レ知_レする事と思ふ所ならず。
 國を生神を生。又悉_レ万物を生成_レ玉ひて。形の如く此國土の成竟るまで
 の。万事は係たる御言なり。と云れたる然る言あり。また記も。脩理固成とあるよ
 依て。此も都久流とも訓へし。記傳ハ脩理ハた_レ作_レと書と。おなしことなりとあり
 ○賜天瓊矛。この矛を
 賜_レせたる事。本書は委_レと云り。

於是二神立_レ於_レ天上浮橋。投_レ戈求_レ地。因_レ畫_レ滄海而引_レ

舉_レ之。即_レ戈鋒垂落之潮結而爲_レ島。名曰_レ磯馭盧島。

天上浮橋。重胤云。正書ハ。天浮橋之上とあるを。其浮橋は。天中_レ在_レし物ふ
 ることを示_レして。天上とハ書れたるなるへし。第二一書ハ。二神坐_レ于高天原
 曰云々。と有を合せて曉るべきことなり。然れども。四神出生章。生日_レ神云
 々。自當_レ草送_レ于天。而投_レ以_レ天上之事云々。故以_レ天柱_レ舉_レ於_レ天上也。と
 指す處のある天上ハ非ず。唯虚空の事を。其も天なる事を知らせて。輕_レ上_レ字
 ハ添て書きたるよ。そありけめ。山陰に。上_レ字如何と難められたるハ。然ることには
 あれども。其を虚字と見ても。妨なかるべくそおほゆ
 る。と云り。○畫滄海。記傳云。畫ハ借字なり。式。祈年祭祀祠も。泥_レ畫_レ寄_レ豆_レ
 書り。これら古より書來し字を。其ま_レ用_レたる物なり。此迦久ハ。攪_レ字などの意
 よして。俗語ハ迦伎麻波須と云か如し。此畫を。口訣に以_レ矛探_レ海也と解たる
 よく當れり。畫字に就きていへる注は。中
 々_レに_レて_レ其_レを_レ迦_レ久_レと云るハ。凡て手末して爲ることを迦伎云々と云。迦伎上
 惡し。迦伎亂す。また必しも手して爲ることも。其狀の同じきハ物もて爲る事をも
 などのことし。

然云なり。萍を掻く。字繪などを書く。水葉などをかくの類なり。此ハ彼空中に漂へる。潮は泥の和れる一混の物を固めむ爲よ。戈以て攪探り給ふなりとあり。重胤云。迦久とい一字などを書如く。左より右方へ巡して。白などを挽く状は物爲玉へりけん。此即天の左旋に對ひて。大地の右旋りするよ則を取らせ玉へるよ。神隨なる御手の運ひなるものあり。海水の西より東へ流れて。地の右旋は因循ひ。水中の渦の右へ巡り。蔓草の右へ巻なら。此天地は在ゆる物の。神性は順らせ玉へるもの。書畫を畫と云も。痒きを搔と云も。馬などに足搔と云も。皆先の方より我手前より引寄る事業なるをも思合せて。此時の御消息を想像奉るへし。武郷云。平田翁もわれと云い重胤の説に就て引けり。諸此なる。畫滄海を。釋秘訓は。私記曰。問。畫字。訓讀長短之説如何。答師説アヲウナハラナ。シホコナロヲユロニカキナシテ。是古事記之説也と云り。右の假名書は依て思ふよ古事記の今本より。鹽許表呂許表呂邇書鳴而。とある上よ。青海原の三字有へなるへしと云り。山蔭に。此紀の

女を言足らす。と云れたるはさる言なり。舊訓ハ其意を得て訓めるなり。

二神降居彼島。化作八尋之殿。又化豎天柱。

化成八尋之殿。集解に之字傍訓攪人と云り。下卷になまをみればさもあるし。記傳云。八尋ハ殿の廣さの長さを云。尋ハ兩手を伸たる長さを云。今人も然して一尋と定むるなり。其ハ手を廣げて度る故よ。一廣氣二廣げの意なるへしとあり。さて八は。或人云。猶七八の八よして。此を物の多き事よ云るハ。譬は十のものならハ。其七八分を云心は八を以て云なり。されハ七重とも八重とも。七瀬とも八瀬とも。七日七夜とも。日八日夜八夜とも。凡て七八を多き事よ云ならへるなり。若此八を瀬の略とせば。七ハ又何言の略也。と云りさる事なり。此八尋も。たゞ廣の多きを云きてなり。集解按周禮八尺曰尋。此時豈有此制。上古以握爲度。所謂十握八握之類是也。今俗布兩手量物名曰二尋。亦蓋古遺法也。此曰八尋者。蓋此等之類也。と云るさる言ハ殿和名抄和名止乃とあり。化作の意次よ云。○化豎天柱。平田翁云。此

御柱ハ。上なる國柱と。名ハ天と國と異れども。全同し御柱なり。其ハ其戈の小山ハ化れりと有を思ふへ。彼戈ハ。於能基呂島ハ衝立て。國中ノ御柱と爲給へるよ。小山ハ化るとハ不審き事ならずや。然れハ彼戈ハ。國土を畫成竟て衝立坐る。其鋒ハ國中ノ御柱とあり。柄ノ土ハ出たる所をも。八尋殿ノ真中ノ御柱と爲て。其を天之御柱とハ云ふりけり。されハこそ。本書ハハ國柱と云。一書ハハ天注と云て全同物と聞えたり。

と云り。記傳云。凡て殿を造ることを云て。先柱を云ハ。底津石根ハ宮柱布ハシノ斯理ナ古ノ常ナリ。大殿祭祀記ハ天皇ノ御殿造奉ることを云るよも。奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々。代操氏云々。齋柱立氏。皇御孫命乃天之御翳日之御翳止造奉仕流瑞之御殿云々。かゝ專柱のこゝを取らきて云り。且此處ハ。下ノ柱を行廻り給ふ大禮を申す段なる故也。初ハ其乎立給ふことを。先云。おけるなりとあり。とて重胤云。化作ハ化豎と。共ハ記ハ見立とあると同し。訓來れるハ然る事也。記傳ハ見立ハ見ハ見送るなど云見にも。俗言

よハ見を見育つ。先途を見届と云。これらノ見ハ。たゞ眼にて視るのみを云ふハあらず。其事を身よ受て。己ハ任として知行ふを云り。されハ此も此御柱を立。殿を造ること。御親與り所。知看義なり。則所知看などの看も。此見と同一とあるか如し。諸見立ハ。訓を主と爲るを。此化作化豎。共ハ義を以て記されたる。其ハ彼物を變て。此物ハ化す由なるか。此の化ハ豎天柱ハ。天瓊矛を突立て。天ノ柱と化豎玉へるよ依て其義當れるを。此ハ尋殿は何物を變てか。殿作とは化玉ひけん。其物實ハ知られぬを以。熟思ふよ。神ノ靈異ハ依て。木石を用ぬすして。木石を以造れる如き。ハ尋殿は化作玉へるよ因て。此よも化作字ハ被用たるものなり。武郷云。下卷に於秀起浪穗上起。ハ尋殿云々とあるも。ちと趣なり。前野包廣曰。神ノ御身ハ元來化出化去自在に坐ますのみならず。其御身を異物に化さ。又其御魂をも別神別物に化さなまふこと自在あり。因て按へハ。天之御柱及八尋を化豎化作と書れたるハ。私記に天沼矛を化爲小山也。とみねたる類なりか。其ハ二神ノ當昔ハ。衣食住ノ事備はれりといへども。甚々奇異しき所由有て。自然ハ足ひ整ほりて有しなり。其ハ此ハ化作ハ尋

殿化豎天柱とあるは、御住處の調るなり。此時國土よは唯磯取廬島ありて、其も今漸く泥沙の凝成れる計にて。山野草木の非りける程なるも。神威も依て御殿作の事は成就ひ又御食物の事は。四神出生章第六一書も。飢時生兒号イカノミタマ食稻魂命と見え。次は伊弉册尊吾已ヨロツハシヒ食泉之寵とあれは。保食神云々の事より以前も。已は其喰ふべきもの有て。聞看し趣なり。御衣服のことは。同章被處條も。御帶御衣御禪の事有。然れば後より人事を勞して。衣倉住を經營むか如きよは非ず。其三物共も成足へりし事知られたり。況て天神の天地を預鑄造らせる御靈威を。戴持せる者を。如何なる事か出来成らむ。古語拾遺天手負帆負彦狹智二神云々造瑞殿とある此時より始て現世の如く屋作の事は始れるなり。と云れたるはとるることなり。さて八尋殿を豎給ふは。女男共も住て合志給はむ料とるものまで。其宮よましまして。万の物をも事をも成し治め給はむため。天柱を豎給ふは。此乎往廻りて。事始給はむ料なり。さて其柱は。八尋殿の柱なるを。殿乎先よいひて。又云々柱を

後よ云るは如何なるやうなれど。此の殿をも柱をも。化作給ふといへるまで。更前後の差別ある事よ非ず。柱を前よ立て。後に殿を作るなど。後世の家造のこと。ことに云へべきことよあらす。さて平田

翁云。此殿は何様は化作給へり云こと。今知へからの事の如くなれど。後よ神宮を造るよ。まづ心御柱と申すを立て四方よ造るは。神世の宮作りの状を傳へたる擧と聞ゆれは。彼天之御柱を中央よ取して。八尋四方よ化豎給ひけむと。次は其御柱を行廻り玉ふことのあるまで。想像られたりと云れたり。とる言なり。

陽神問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身具成而有稱陰元者一處。陽神曰。吾身亦具成而有稱陽元者一處。思欲以吾身陽元合汝身陰元云爾。即將巡天柱約束曰。妹自右巡。吾當左巡。既而分巡相遇。陰神乃

先唱曰。妍哉可愛少男歟。陽神後和之曰。妍哉可愛少
女歟

具成字の如し。記傳云。初生初より漸々成て成畢れるを云なり。戀々而
行行而。などの格の言なり。○陰元陽元。重胤云。此ハ古事記と同じ傳なれば。
彼記ハ吾身者成々不成合處一處在。とあるか如くありけんを。正書の狀に
合て。文を換られたるものふるへし。と云れたるハ然る言なり。此を以ても。本書の
雌元雄元も。もは記の如くありけんことを知へし。○汝身陰元本ハ身。下
之。字あるを。丹鶴本ハ元ハ依て刪れり。○約束。記傳云。知波流ハ行ときを懸
て。云々せむ。互云云。固むるなりと云り。○妹。本ハイロトと訓めれと此ハ
イモと訓へし。記傳云。伊毛とい古夫婦はまれ兄弟はまれ。他人とちよまれ。
男と女と雙ふ時。其女を指て云稱なりと云り。なほ古く妹と云る例を委く出
されたり。本書は就て見るべし。

さるを雄略紀に稱し妻爲妹。蓋古之俗乎。と云は
甚しき非也。決後人の攙入なり削り去るべし。

詔給ふ御言ふれい。女神を指て妹と告給ふなり。さて平由翁云。妹字ハ常に姉
妹といひて專と女弟の事に用
ゐれども。其は末のことなり。本は彼易の雷澤歸妹などの義を思はに。少女の嫁せむ
とする意なり。此等に依て古く伊毛と云に。妹字を用られたるものなるべしと云り。

○妹自右巡云々。本ハ左右字を換へたまは誤たり。丹鶴本ハ因て正せり。とある

ハ記も。始約束給ふとある。汝者自右廻達。我者自左廻達。とあるよて明
らけし。平田翁は。今の板本に。妹自左巡とあるをとりて。はしめには御柱巡の左
右をも。理に背ひて巡り玉ひしかと。後の度に改めて正しく巡り直し玉
へるなりと云れしハ甚しき非事也。改め直し玉へるハ御言舉の前後にこそありけれ
故伊井諸尊の御言も。理當先唱。如何婦人反先言とあり。一書又記の趣も
天神の詔と。伊井諸尊の御言との
なかひこそあれ。全おなしことなり。 ○妍哉云々。山蔭云。此御詞。本書の意哉

も。下の一書的美哉も。この妍哉も。皆古言ハ一都なるを。字をいろいろは換
て書れたるなり。されいづれをも同一と。この訓註の如く訓へきなり。と云ふ
て。又訓注ハ本書はあるべきこと上は云るか如し。又本書ハ馬字。此の歟字。こ
れ又同じ事なり。下の一書ハ此助字ふきも又同じ。すへて同。古言を。かとい

るいろよ。文を替られたる。此紀の常なりとあり。又記傳に本書にハ遇字あれも
へられざるものなり。決て訓へからず此一書又次の一書も此字なきを以て知へし。
焉字歟。字ハ末の哀に當れり歟ハ字書に語末之辭也。語之餘也とありと云り。
遂爲夫婦。先生蛭兒便載葦船而流之。次生淡洲。此亦
不以充兒數。

遂爲夫婦。本書ハ陽神不悅曰。吾是男子理當先唱。如何婦人反先言乎。
事既不祥。宜以改旋云々記云。各言竟之後。告其妹曰。女人先言不良。
雖然久美度邇興而云々とあり。然るを。此一書の傳にてハ。記傳も云れり。
如く。唱和の女男の理ハ違入るべからず。御心つかかりし赴なり。若自是を
さとり給ふばとらハ。記の文の如く。雖然久美度邇興云々。ふとあるべきか如く
おもはるれど。ふは此は本書ゆつりて。省かれたるものとみえたり。さるハ重胤云。
記の傳にてハ。女神の御言先立玉ひける事の。祥からずともよしなから。御

合坐て水蛭子淡島ハ生坐しと依て。いよいよ其事とおもほし定めて。天ハ參
上て。天神の御命を請給ひけるよしされし。此傳よりハ記の方正實ハ契合ひて
愛たし。然るハ此一書の傳も。元より脱たるふらむかと考ふるに然らず。紀の例
同一事を正書一書共ハ並ハ記されたるあり。又正書も一書も必あるべき事
を。何れも其片方ハ譲りて。事略かれたるも此彼見ゆれし。正書ハ任りて。此
ハは省れたるものから。各其ハ隨ひて。文を成せるものなり。故ハ此ハ。右の古事
記の如き文ハ不意と脱て。傳ハらぬにそ有ける。と云れたるも然るべき論なりけり。
○蛭兒ハ。記傳云。上代ハ蛭ハ似たる兒を云し稱也。子ヲ濁りて。此御子の名
と心得ハ非なりとあり。蛭。和名抄本草云。水蛭子。和名比流とあり。契沖云。辨
名。た。蛭兒の此ハ生れ玉ふこと疑あり。さるハ尋常の神と通えたるも。始に
二神の因以共爲夫婦産國土。同記。と詔ひて。最前ハ生玉ひしなれし。國魂の
神ならしむたり。また淡洲と並ひて。生れ玉ふを以ても。一柱ハ神也。

柱に國魂なるべきよしあらぬもおもふべし。さてしひ名けたる義は。初生、玉ひしより蛭の如く、骨なと弱くて萎々たりしよしの名と通えたり。故一書は。雖已三歳脚猶不立。とあるも此まで。二神の不_レ良と惡みたまへる。即是よしなり。なほこの事は。下の一書にも云り。此蛭兒の生坐ること。本書の傳は此とい異よし。日神月神の生坐る次ありて。遙は後なり。其方を正しひるべき。なほよく考へし。蛭兒を祭れる社のものに見ゆる諸社一覽に。攝州西宮の西宮町の西大已貴命。右相殿二坐之說。下部兼照廿二社注說也云々。又今宮惠比須安倍野の北にあり。祭神蛭子。天照天神。素戔鳴。又北の社の廣田神云々あり。又平田翁說に。廣田神社の枝宮に。西宮大神と稱神あり。此宮の祭神を。或說に蛭子命。大國主命。事代主命三坐なるか。事代主神を主と祭れるなりと云り。云々あり。この或說は何に依られん。○葦船。記傳は葦を多く集めて。からみ作りたるまてもあるべし。彼無間堅間之小船など思ひ合すべしとあり。或說は。今も伊豆の小島。陸奥の海濱。東蝦夷などよてい。葦船とて。蘆荻の類の水草を。小船の形は編結て。兒童の弄ひとせり。底は水は漬りて。覆るることなしと云り。次の本書は生

蛭兒云々。故載之天磐櫂樟船。而順風放棄。まの一書は生鳥磐櫂樟船。輒以此船載蛭兒。順流放棄とあり。和名抄は舟船和名布稱とあり。さて此御子をわく流去給へるは。蛭兒なる故に惡ましてなり。○淡洲は。名の同じきもの諸國にもあれど。龜相記は。生淡島の下。今在阿波國以東海中。無有人居。不入子列。とあれは。これ今友島の離島とて。神島と云島也。紀伊國に属けり。重胤云古事記高津宮段大御歌は。淡志豆流夜。那爾波能佐波用。伊傳多知豆。和賀久邇美禮波。阿波志摩。淡能基呂志摩。阿遲摩佐能。志麻母美由。と詠せ玉へる是なり。式名草郡加太神社と云る。今海部郡加太村に在り。俗は淡島明神と申すを。社傳は祭神少彦名命にして。元友島は坐る。加太村は移祭れり。諸其友島の古名淡島と云りと云る。武郷云。續風土記を按に。今友島(又沖島)の西方。島を離れて小島一あり。これを神島といふ。周廻四町半。土人小島出といふ。神島の上。劔劔池あり。少彦名命元神島に鎮坐り呼て淡島明神と云。此島に坐すを以て也。淡島明神加太浦に遷り坐し。後土人神島と呼て。此島を尊へり。とあり。これ友島の内なるべし。是正説也。万葉三。

武庫浦乎。榜轉小舟。粟島矣。背爾見乍。乏小舟とあるは攝津國、武庫浦を前に爲せば、淡路島と紀伊の間なる粟島となりて、地理よく合へり。又七。粟島爾。許叔將渡等。思鞆。赤石門浪。未佐和來。とあるも此淡島なり。其ハ何を以知ると云ふ。此歌の次は青山。又紀川。又名草山などを詠て。共は紀伊國の地名なれはなり。且原篤信が諸州巡に。紀伊國加多と。淡島とは民家續けり。淡同し地なから。其社のある邊。此社は少名彦名命也と云れは。加太村の淡島とも後に云しなり。と云ふとて記傳云。此島ハ今吾所生之子不良と詔へるを以思ふ。源氏物語帝木卷は。爪彈をして云む方なしと。式部を阿波木惡とて。少一宜しからむことを申せし青賜と云々。此阿波木惡みを。河海抄は淡。惡と釋れたる其意よて。御親神の淡め惡み賜ひ一故は。淡島とい名氣一なるへ一と云り。とて志の阿波木惡み給へるよしハ詳ならず。字鏡集に淡アハシ。胤云。淡は味の淡きを云言なるハ然るものにて。物を淡め惡むなど云も。本同言なるに就て思ふ。此大八洲國ハ二神の珍御子にて。可憐國なる反にて。不充兒數とあるハ。淡薄なる瘦地の義なり。味の美きを淡まるとに係て。心得むも僻事ならずと云り。○不充兒數。記傳云。かの水蛭子ハ。流去給ひつれハ。本より御子の數ハ入ること知られたり。故淡島を是亦と云り。是等を御子の數ハ入ぬハ。不良とて淡。惡み給へる故也と云り。

故還復上三詣於天。具奏其狀。還復上詣。記ハ於是二柱神議云。今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。即共參上。請天神之命。と云文あり。其ハ引續きて直よと云意なるを。此ハ上文を受云所なるハ故也。故云々と云り。還復上三詣於天ハ。此始御天降の御發途の御事を。慥に云れされとも。降居彼島とある。其即天より降坐一證也。此文は引合せて。其然る由をハ知へきものなり。上詣ハ。記ハ參上とあり。記傳云。凡て參を古ハ麻章と云り。參入を麻章疏。參出を麻章傳。參來を麻章久と云類あり。此麻章を後ハ多とあり。○具奏其狀。記ハ三詣天神之命とあり。記傳云上件の狀を云々と。天神は白給ひて。是如何なる故也。なほ

命とあり。記傳云上件の狀を云々と。天神は白給ひて。是如何なる故也。なほ

如何一待むと伺ひて、其詔給ふ命を請玉ふなりと云り。具と云平田翁云御柱を廻り給ひしより。水蛭子淡島を生給ひし状まてを。一々奏し給へるを云。其師説の如く都夫佐の都夫ハ。都婆良の都婆と一にて。粒々と圓と放れたる物の状を云より。出たる語と聞ゆれはなり。其の味に都夫立と云ひ。圓を都夫良と訓を以て知しと云り。

時天神以ニ太占而卜合之。乃教曰。婦人之辭其已先揚乎。宜更還云。

時天神云云。此時二神ハ顯身。天神ハ本より隱身坐々せば。いかゞしてかハ教玉ひしと云云。祝詞なども。皇親神漏岐神漏美命以て云々とある。同し。天神の顯身と現れ坐て。神議らせ玉ひしなり。○太占ハ卜事の名なり。太と稱辭。占ハ信友説。任の義まで。麻々云云は同ければ。万葉の歌にも。麻邇麻とある麻邇と同言なり。麻邇ハ任。字の義なること。續後記なる興福寺の僧徒カ長歌に事の任万爾とありこれ任を麻邇と訓りか

て遷々と同しき由ハ釋紀に麻邇者麻々也と既云りまた万葉に麻邇麻とある。下なる麻ハ逢すまに徳すまになと云ふ下のにも同格なり。さて麻邇といふ言の本は。麻の一言は任。字の義あり。そを任と任せ任かすふ。活用一云よて曉るへし。麻々とは。その麻を疊るならむ。また麻邇麻の邇の省。また麻邇を麻知とも言ひて。此も同言也。邇と知と同韻の音ふれは。然云るなるへし。麻は上に云へる如く。任の一言にて。其に知と云ことを添たる言も有し。其は卜事を掌れる神の名を。久慈真智神といひ。また釋紀も。太占讀太町ともあれはあり。神代紀の本占の舊訓は。フトこの釋紀に據るなほいと。神名式遠江國佐野郡己等乃麻知神社とあるを。文徳紀嘉祥三年の下は。遠江國任事神と書れたるハ。任事と云義は書るなるを以て。麻邇麻知麻々同言なることを思定へし。抑世間の事状ハ。すべて神の御心は依て行はる。故も。其神々の御心を問ひて。其御心の任は行ふ事なるか故も。此事の名を太麻邇と稱ふり。太こも美稱ふ由も。神の御心の満足ひ大なる義まで稱へたるも。其ハ万葉は真木柱太心などある太の意也。汎は美

稱る言とのみ思ふは精からず。麻邇てふ言よ合せて心得しと云り。さて記傳云、字ハ唯其事に當て書給る物にて。正しく麻邇は占也と云に似あらず。凡て書紀の文字は語に中らねど。意を得て書るか多きなり。又から文にてハトと占と別なれど。此方よな通し用るて別多し。然るを字に就て差別を云説は甚ひかことありとあり。さて此太占ハ。天神高皇産靈尊の成
 一玉へるよて。其に天御中主尊の御心のト合ひて。彰ハし示したまへる事。次
 よ云の如し。まゝ此時の太占は。何様の御トなりけん。傳なとて知へきよしなし。
 それを釋紀大問云。此ト龜ト歟。先師説云。此時ト者鹿ト也。龜ト者皇
 孫天降之時。太詔戸命云々。出來者也。など云るは。押はひり言よて取るよ足
 らず。○ト合本よウラフと訓れど。次のト定をウラヘテと訓れハ。こゝをも然
 訓へし。記傳云。万葉十四よ。武藏野爾宇良歌可多也。伎とあり宇良閑ハ宇良
 阿閉よて。其阿閉ハ令合の約りたるなり。令合を阿閉と云る例ハ。朝倉宮段
 の大御哥よ。麻那婆志良。表由伎阿閉。尾行合けなりとある是なり。なほ此格も。從
 へせてを從へて。違はせてを違へて。集をせてを集へてと云類多し。されは宇良閑ハ

はト令合而と云ことなりと云り。さて又ト合を宇良奈比成とも訓へし。此も
 一の活一格也。万葉十一よ玉梓路往占占相云々。此は路をするをまひなふ。
 尚をするをあさなふ。荷をよなふと云類よて。トを爲を云なり。此も記傳に云れなり 平田
 翁云。宇良といふ言義も。信友云。宇良ハ裏よて。表よ見はれぬ心を云ふなり。
 漢籍よ心裏又裏とのみ云ることも有心はへよ自ら似たり 万葉の歌よ。宇良泣宇良待宇良戀しなど。猶宇
 良云々と云る言の多かる。宇良の意を思ひ合せて。トハも心裏より出たる言
 なるを曉るへし。また大江匡房卿の歌よ。香山のはか下ハ宇良とけて。肩ぬく言にトをかけて
 言にトをかけて。と云る如く。心裡を問ふ事なる故よ。其を即て其事の名よ轉
 して宇良といひ。此事をまゝに宇良と云し。万葉十四に告らぬ妹か名宇良爾
 外にも。又其事を擬ふことよ。活か一言と師説の如し。武郷云。此も記傳
 披き見。さて宇良閑とは。太麻邇の事を行ひて。其事よ神の御心を合せて窺ふ
 よしなり。其ハ記の垂仁段よ。於大兆ト相而。求何神之心。とあるよて悟る

へ云れたなり。記傳云、御異神のト問ハ。天神の御教を受給ふへけれハ謂
 れたるを。今此天神のトへ給ふは、何神の御教を受給ふと疑ふ人も有なめと。
 其は漢籍意より。古の意はに違へり。是を彼は此よりは。神代の事ハ皆から
 疑ハしきとのふらむ。凡て此等の事。人の測知へきならむ。中々なるさかし
 ら心をもたらず。た古の傳のまよ見へきなり。と云れたれども。此は天神高皇產
 靈尊。此時顯身と現れ坐て。二神の奏狀を聞食玉ひなからも。猶御親自の御
 心は答ひねとせ玉ふ。天御中主尊の大御心を。太古を以て古問ひ玉へるな
 り。さて天御中主尊ハ。隱身坐す事云まとも更なり。記傳云、中古よりハ万
 トはたハ神事にのみ用事になれと。上代は万の政にも。已かさかしらを用事。
 定めかたき事をは皆トへて。神の御教を受て行ひ給ひしこと。記紀其外にも多く見
 えたり。今天神すら如此。さて記ハ。布斗麻邇爾と上。澤を附たり。下の爾は
 辭なり。○教ハ。本にアチハイテと訓るハいかなり。和名抄ハ乎之閑とあり。
 表之布と活と言なり。其は愛育むより出たる言ハあらざるか。と平田翁云り。

○婦人之辭云々。記云。爾天神之命以。布斗麻邇爾ト相而詔。因ニ女先言
 而不良亦還降。改言とあり。重胤云。此よてハ太古見ハるハ兆を見行して。婦
 人の辭を先よ揚たるか。疑玉へるよて。具奏其狀とあれば。辭先立る事の惡
 しきハ。素より所知食す事なるを。乎字は如何なる書様なり。平字ハ論語の
 決之辭とある意なれ。然れハ。古事記よ因ニ女先言而不良。と詔へる意味を以
 曉り明らむへし。此を以て其己揚乎ハ其己爾先立氏。揚多留加毛と訓へし。
 然らざれば。宜更還去と有へ續かざる故ふり。記傳に訓を。ヲミナノコトサキタ
 めれども。以離。と云れたり。さて記の趣ハ。天神之命以而とあれば。他神よ令せ
 てト相しめ給へるといふ説なるを。此紀の傳ハ。天神の御親ト。ト相たまふといふ
 赴なり。

乃ト定時日而降之。故ニ神改復。巡柱陽神自左。

陰神自右スチエヒカシフ。既遇之時。陽神先唱ハナフナコト曰。妍哉可愛コトコト少女メノコト歟。陰神後コトコト和之曰。妍哉可愛コトコト少男オトノコト歟。

卜定時日。通證云。今按。昏禮擇吉日良辰之緣也。今按。昏禮のみならず。神祭など殊ツキる吉日良辰を擇ヒひしこと。太古よりの風俗なり。今世何事を爲すとも必日辰を擇ひてものするは皆上古のな其は大嘗會の時今世何事を爲すとも必日辰をを宣る。中臣の天ツクシ神壽詞コトコト也。十

一月中都卯日爾云々。月内仁日時遠撰ヒトキタ定立云々。此文に因て時日も此十一月中都卯日とあるは論あることなり。別に著はせる上古年曆考ヒトキタ云々。また出雲國造の神賀詞ヒトキタも。八十日ヒトキタ日波在止毛。今日能生日能足日邇云々。と見えたる。みな古日時を擇み

證なり。何れも後事ヒトキタにあらず。日時に吉凶あるはいかなるよしとも凡人の料りふもの出来て後の事と思しるべきにあらざるを日時を擇むは後世曆といふは上古よりなきなり。時日の事見えたるに附て。古來種々古傳を疑ふ説あり。そはまづ世の時日のある事。晝夜の明闇の差別あるの故也。

晝夜のわきあらず。時日のあるなきよしなし。此時未日月主宰の神生坐す。然らば時日の差別あるべからず。誰タレも云めれど。其は此國土の日夜の事をのみ知て。神界は別は日夜ある事をおもはざるなり。此國土の日夜は。人も我も知る如く天日の光あるほを晝とし。光なきを夜とする事なれども。高天原よては。天日の運動よらて。別は日夜あるべし。こゝに卜定時日とあるを始め。一書は蛭見の事を。雖モトも三歳とあるも。歲月日時のありし証也。古語拾遺石窟戸段イサノ。穀カと麻アサを植たるよ。一夜よ生すことあるなど。必別に日夜あるなきなり。此石窟戸の段あるは常問なれども日夜の差別あるを思ひし。また黄泉國ヨミは。もはら天日の光なき國なれども。古書は日夜の差別ある事を往々の世。海宮よても。日夜ある事此國は同じされ。日夜は天日の有無よる事ありて。其域よりて。別は定まれる差別ありし事をおもふべし。さて日夜あらんからず。時日のあらん事いともいなり。○陽神先唱曰云々。陰神和之曰云々。重胤云。是行は順次宜しと。美は

と唱和し玉へり。此言靈の幸いふる由因で。二神の珍子と愛くしみ玉ふ。大八洲國を生成し坐るなり。言靈の事は、己よも注せる如く。凡て人は言計り尊と奇しき物ハ非るなり。先は陰神の御言過ありしハ。言靈の幸延行へきを戻れるよて。其事の祥いしからざりけるを。此は陽神より陰神へ其言の善と良へしよて。是言靈の幸延るものなり。○陽神自左云々。記る。更往廻其天之御柱。如先とあり。先に廻り給ふ時も。男神を左より。女神は右より廻り給へること此と同じ。

然後同宮共住而生兒。號大日本豊秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂之大八洲國矣。瑞。此云彌圖。妍哉此云阿那而惠夜。可愛此云哀。太占

此云布刀磨爾。

同宮云々。宮ハ御屋の義。即ち上は云る八尋之殿なり。宮と云と殿と云との差異はあるなり。殿は久美度一處を云て狭きを。宮と云には御殿ハ更あり。御垣も何も備りたるを云なり。其証ハ寶劍出現章於彼地建宮。乃相與違台云々吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也。故賜号於一神曰稻田宮主神云々とあるを見れば右の建宮と云ハ其隱處は更也。又八重垣に至るまで備りたるを云なること。その前後の文を見合せて曉るべし。山陰云。此は上の遂爲夫婦の下よあるべき言なるに。こゝよあると重胤云り。 山陰云。此は上の遂爲夫婦の下よあるべき言なるに。こゝよあるハ如何とあり。○億岐三子洲。本は億岐とあれど。古寫本は以下みな億字は作り。此の事を上三子洲ハ。記傳云。或人此國三島ある故よ云といへり。今國圖を考るよ。まづ此國四島に分れらる。其中よ。東北方は在て大なるを。俗よ島後と云。その西南方よ。今道五里は。天之島向之島。知夫島とて三あり此三島を統へて。島前と云なり。島後よ此もれ。三子とてまことよ是を以て云ハ何れも小し。 なるへし。○右島々の次第。本書よ。越洲の次よ大島ありて。淡路洲なく記るハ。伊伎島津島ありて。越洲なし。吉備子洲も。大八洲國の内に入らず。

此一書の赴。聊の異りいあれど。大方記の傳は同一。○可愛此云哀。本書の可美の下は此云哀。と云る注あるべきを。そにたなきといひ。

一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神。立于天霧之中。曰。吾欲得國。乃以天瓊矛指垂而探之。得礫取盧島。則拔矛而善之。曰。善乎國之在矣。

天霧。次一段一書は。我所生之國唯有朝霧而蕪滿之哉。伊弉諾尊の詔給ひし如く。古國土も何も未なり。間は。何處も霧塞ひりて在。を云なり。さて其中よ立し給ふといあれど。異傳よりあらず。天浮橋のこころを略けるまじなり。さて霧を佐疑理と訓めらる。下は氣噴之杖霧とある例あり。記に天之俠霧神國之杖霧神と申神御名もあり。記傳云。杖は眞と同意の言なり。重胤云佐は眞に同じく。殊に杖。佐壯鹿を眞男鹿とも云るよて知るべし。又佐夜中ハ眞夜中佐衣ハ眞衣と云よ同じ。又地名も。

佐槍前など云は。眞熊野など云と通ひて聞ゆるを。其眞熊野を御熊野とも云て。眞と御と通るよ。大波詞は。朝之御霧夕之御霧とあるを以て。杖霧は眞霧なることを知へしと云り。○吾欲得國ハ。右の本書及第一一書の赴とは異りて。此ハ天霧の蕪滿る。其中よ包まれて。未大地と成へき物の。全体を見玉いしりしか。其外より心當る。天神の勅任し玉へる國を有むを。其得玉いんとなり。下よ以天瓊矛指垂而探之。とあるを以知へし。本書第一一書ハ。其物を見。と別也。○得礫取盧島。重胤云。得ハ上よ吾欲得國と。宣へるよ依てなるの。素より有し地を得玉いし如く聞ゆれども。熟見れ。天瓊戈を以探給ひける。即垂落の潮凝結ひて島と成たるを得たまへる由よ。私記は探得礫取盧島と云る是なり。○善哉國之在矣。神武紀は。妍哉乎國之獲矣とあるよ似たり。一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神。坐于高天原。曰。當有國耶。乃以天瓊矛。書成礫取盧島。

伊弉諾尊伊弉册尊。本尊字を脱せり。今永享本明應本畏菴本等も依て補ふ。○高天原。この高天原。大虚空を云る事。既云り。○嘗有國。必當國有へとなり。天神の仰給へる國。正にこの浮漂へるものの中よあるへしと宣ふ也。○畫成。記よ。鹽許表呂許表呂邇畫鳴鳴は借字とあり。成なり。彼一物の取締らず。散ほるを。御戈を以て攪き寄あつめて。一統は疑して國を成し固めたまへるなり。重胤云。此畫成を。口訣よ。以才探海也。と注せるも然る事なから。蘇疏よ。畫海而成島也。と宣はせたるなん。探と畫と打混れすて宜しむるべき。

一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神。相謂曰。有物若浮膏。其中盖有國乎。乃以天瓊矛。探成一島。名曰礮馭盧島。

伊弉諾尊伊弉册尊。此又本尊字を脱せり。永享本畏菴本等も依て補ふ。○有物若浮膏。記よ多陀用幣流國とあり。同じことなり。其中盖有國乎とは

浮膏、物凝結りて即國と成る也。重胤云。此一書の傳ハ。溼土煮尊沙土煮尊より以下。次々よ成坐る神々は。伊弉諾伊弉册二神の。有物若浮膏と宣へりし始より。國の面と神の身と備り足ひ坐る。其運は依て負坐る。時々御名ふることを。微す確証と成る傳よ。又此より以前の神等の隱身なること。此二神の顯身なること其差別甚分明しと曉得べき文なりかし。○蓋ハ。物を大抵よ量りて。然ならむと判る辭也。言義未詳なり。古歌よ。あまた見えたる皆其意也。○探成の探ハ。重胤云。本書の探之是獲滄溟と同じきなから。成とつゝころか故よ。下よ得と云はざるなり。彼此差別あることを知るへし。

一書曰。陰神先唱曰。美哉善少男。時以陰神先言故爲不祥。更復改巡。則陽神先唱曰。美哉善少女。遂將合交。而不知其術。時有鶴鴿飛來。搖其首尾。二神見而學

之即得_レ交道_一

○將合交。本訓ミアハセントスとある。ミアハシセントスとある。シ字の脱たるなり。私記より。美安ハ世志。年止須とあるを。山口葉引るより。美安波志世年止須とあり。これ正し。寶劍出現章の私記に將婚之處。美阿巴只西牟等已呂乎とあり。御合をミアハシと云ふ。用語の弊語に於けるなり。○鶴鴒。和名抄よ。爾波久奈布里。私記曰。止豆木乎之閉止里と見えて。名義抄の訓も此は同じ。又釋記秘訓よ。鶴鴒を爾波久奈布里とも止豆木止里とも。都々那波世村里とも。都々麻那婆志良とも訓へき五説あり。右の都々麻那婆志良ハ。古事記よ。麻那波志良と有し等しき名なり。又字鏡よ。鶴豆々万奈柱とあるを。名義抄よ。鶴鴒をニハクナブリと訓るを以て。愈鶴鴒の一名なる事知らる。口訣よハ。又云箱負鳥と云ひ。仲正集よハ。庭多々波と詠り。又和玉篇よ。鴒も鶴も。伊志久那波ともある。久那波も右は同じ。又伊志多々波ともあり止豆木止里都々那波世登理ハ。丹鶴本の訓も然り。私記よハ。此は止豆波万奈比止利。又云。止豆波乎志閉止利と云二訓あり。一は學と云ひ。一はハ教と云別たるなり。○學之得交道。學の訓。永正本明應本鎌倉本ともマナヒテとあり。平田翁云。鶴鴒の尾を以て。地を叩く状を見行し所思し附して。其状を學ひて。交合の状を知給へる由なり。止豆木乎之閉止里ハ。交接教鳥よ。此の故事より負る名と聞えたり。扶木集寂蓮法師。女郎花おほかる野邊の庭たきさかなきことな人をしへそ。爾波久奈布里は。庭婚振にて。夫理ハ翁夫理。何夫理などいふ類の夫理よ。此鳥の尾を以て庭たきか。婚と振なる故よ負たる名なり。庭たきと云名もこの義なり。そハ一名を右

久那波と云名もある。婚を古久那波と云しと聞えて。鹽異記は婚合。また婚をクナカヒとあり。加比は伎を延たる言よ。久那岐なり。されは此語は久那婚字をクナクとも。マクとも。トツクとも。ツルフとも訓り。さてクナクハ組貫よ。夫婦の婚く形を云なり。重胤説なり。古事記よ。妻をハ人

久那賀禮て。云々とも見えたり。或人言に。今西國邊の俗言に。姪を行ふ事をクナクムと云と云り。是古言ののこれる也。
 又麻那婆斯羅と云名の義も。學柱よて。交合の間をわたせる義ならんか。
 柱と云名の間を持故の稱なり。津々麻奈波之羅ともいふ。津々の義は未思得す。教子なる竹内經成云く。其は此鳥ツ、ソツ、ソツ、ソツ、ソツと鳴く故ならんと云り。然もあらんか。○武郷云。釋紀のツ、ソツ、ソツ、ソツ、ソツは。ツ、ソツ、ソツ、ソツ、ソツのツの脱たりしなるべし。さらんこれ。爲學鳥の意なるべし。さて今交合し給ふ時は當りて。不意に此鳥の飛來て。其尾を揺き。二柱の神を學ひ給へること。幽き所以ある事なるかも。谷川士清説に。神而學に於皆然。河出圖洛出書。馬與龜亦無意。義禹豈求而然。蓋自然之感。耳。河圖義忘。其爲馬。洛書再忘。其爲龜。といふるは。心にき論なり。此は信よ遇然の遇然ならん。天御祖の御心よ有けむ。と云れたり。さて葦牙云。万の物のりけむ何事も出來て後の心には。さはかりのことは習はずとも。知なき如く。におもたるものなり。中々にみく。淺々しきそ古傳なる。と云り。然る説あり。さて斗都具は。鎮火祭祀詞。姊妹二柱嫁繼給豆。和名抄よ止豆木乎之間止里。敏達紀よ嫁。又女自適人などあり。字鏡集名義抄などよも婚をよめり。言義は未思得す。

一書曰二神合爲夫婦先以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙生億岐洲。與佐度洲。次越洲。次大洲。次子洲。
 淡路洲爲胞。本よ爲胞の上よ。淡洲の二字ある誤なり。諸古寫本とも。無よ従れり。○子洲ハ吉備子洲なり。さて此一書ハ。本書と全同し。たゞ伊豫二名洲を。伊豫洲といひ。吉備子洲を子洲と云るか。聊かはれるのこふり。
 一書曰先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次億岐洲。次佐度洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬洲。
 通證云。此書每二一洲。界以海。大八洲之稱恐此爲正説と云り。山陰云。

八の洲。本文一書ともみな異あり。いつれも古傳なるへけれど。其勝劣を云むは
 第七一書記と同じき。これ中よ正しむるべき。其故は。かの説は。八の洲の
 内よ。後よ國と建られたる洲は非るよ入て。かへりて壹岐對馬の入るることい
 か。總て國と建られたることは。漸後の事なれども。必す神代の此はしまりの由
 緒は關ひれる事こそおほゆれ。と云れたる實は然る説ともなり。さて第一一書
 くて。越洲吉備子洲あり。第六一書は壹岐對馬なくて。越洲大洲子洲あり。第
 八一書は壹岐對馬なく。吉備子洲越洲あり。第九一書にも壹岐對馬なく。淡
 洲吉備子洲大洲あり。此は何れもいかなる傳也。大平云。古傳のかくさるるまに
 まかへる傳もあるを。盡く擧げ記して書傳たるは。其はしめ。作りて云事に非ず。眞の
 傳の證也。生成したまはすして。陰陽二氣の造化なるを。生成たまなる物をせむ。か
 傳々のまかふことはあらず。却りて正しきまよそあるべき。と云れたるこれもい
 つらひなり。

一書曰。以礫馭盧島爲胞。生淡路洲。次大日本豊秋
 津洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次雙

生億岐洲與佐度洲。次越洲。

○礫馭盧島爲胞。とあるは。葦牙にも云れたる如く。まかへる傳なるへし。此島
 は。矛の鋒より滴る潮の。凝て成れるよて。生給ふよあらざれば。いかてか然いふ
 き。かゝ混へる傳よ因て。生給ふとあるも。實は生給ふよあらす。とおもひ。二神を
 申すも。實は陰陽二氣の靈よて。方の物皆此二氣の造化ふるを假よ二神の生
 給ふと。いひ傳へたるものと思ひ居るは。漢籍に滿れたる後。世の學者の意なり。

一書曰。以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次淡洲。
 次伊豫二名島。次億岐三子洲。次佐度洲。次筑紫
 洲。次吉備子洲。次大洲。

○此一書淡洲の大八洲の數よ入れるは。疑はし。永享本よハ。次淡洲三字な
 一。とてハ八洲の數合へり。

一書曰陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。
遂為夫婦。生淡洲。次蛭兒。

握陽神之手ハ。重胤云。誘ひ合ふ狀あり。便とある其言出し玉ふ即。御手を握なり。然れば。陽神も妍哉可愛少女乎と和玉ひ乍も。亦握陰神之手と云事。為玉ひつらめとも。旁を省るるとい。誰も心着れざりける故也。此よ二神の御手を握て。相契らし。事ハ見えず成ぬるものあり。通証ハ陰神握陽神之手ハ。其迄ハはあらざる也。陰神より先ハ進み。御手を取賜ひしハ言を先に揚玉るる故也。谷重遠説也。約束。蓋手握也と云る。此よ二神の御手を取交し玉ふをみれ。寔ハ尤なる言なり。○淡洲。本ハ淡路洲とあるハ誤なり。今ハ明應本。又永和本の傍書ハ。江家本に路ノ字なしと云るハ従れり。とて此ハ女神の方より。誘ひたまひしハ。不祥よしとす。先ハ生たまふなりけれ也。淡路洲とあるハ誤なり。○淡洲。本ハ淡路洲とある也。同し文意なれり。

上文ハ先生蛭兒。便云々。次
版權登錄

一書曰陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。

遂為夫婦生淡洲次蛭兒。

握陽神之手ハ。重胤云。誘ひ合ふ狀あり。便とある其言出し玉ふ即。御手を握なり。然れば。陽神も妍哉可愛少女乎と和玉ひ乍も。亦握陰神之手と云事を爲玉ひつらめども。旁を省るこハ。誰も心着れざりける故也。此よて二神の

御手を握て。相契らし事ハ見えす成ぬるものあり。通証ハ陰神握陽神之手

とあれども其迄ハはあらざる也。陰神より先進みて御手を取賜ひしハ言を先に揚玉へる故也。谷重遠説ハ約束蓋手握也と

云る。此よて。二神の御手を取交し玉ふをみれハ寔ハ尤なる言なり。○淡洲。本

ハ淡路洲とあるハ誤なり。今ハ明應本。又永和本の傍書ハ。江家本に路ノ字な

しと云るハ從れり。とて此ハ女神の方より誘ひたまひしか。不祥とて。先

生たまふなりけれ也。淡路洲からぬこと決一。上文ハ先生蛭兒便云々。次

生淡洲とあると。同じ文意なれハなり。

日本書紀通釋

飯田武郷著

上篇之二

飯田武郷著

日本書紀通釋

上篇之二

明治二十三年七月刊行

大八洲學會

飯田武郷謹撰



次生海。次生川。次生山。



伊弉諾伊弉册尊の。天神の命を被りとまひて。現る此世界を立たまふ。此現世界の大神主とますへき。天照大神月讀尊素生坐る事を主と立る傳なるか故。其幽世も立て知。看す海神を海。川神を川。山神を山とのみ記されたる。次なる句々廻馳。草野

は和多と訓へし。上に云る滄溟また滄海なり。異なり。重胤云。滄海とハ海の大名まで。此を和多と云とき。海の用を云るまで小名なる事。此大地を都知とも大爾とも云ひ。神字を迦微とも美多麻とも云ひ如し。皆体用の差別を

立たる名なり。其の此大地を云時は、大名にて、天地を別れし初より、都知も云て、
 既其物有を彼八洲起元章などには、其大地の中に、又更に國
 を立玉へる事の有を思ふべし、斯して又都知
 とも久爾とも、通はし用ること此と全同し。然れば、滄海は大地を對へ云言よて、
 全体の名ふる故よ、滄海と云ても大地と云ても、此大地を云稱なり。諸海を和
 多と云時、地を久爾と云よ對へ云言よて國へ渡往來ふ用よ因れる稱なりと
 云り。名義記傳云、師説よ海を和多と云は、渡ると云ことなり。万葉一卷よ、對
 馬乃渡々中爾ナカニなるナカニを思へり云り。なほ和多と宇美との差別あること、下にも云ることあり、合見し
 諸、こよ生海とあれど、海神を生坐るなり。其て記よ生海神名大綿津見神、
 一書よ、生海神等號少童命シラウジミとあり。これらな以て、こも御名を略けるものな
 ること知へし。されど此は聊か心得あり。其は私記よ曰。問古事記之説、自海
 以下是生其神也。今此紀只云生海等。其意如何。答。今此只生海等。未
 必獨生其神也。是猶上文生大八洲之類也。即依生其神、兼成其實耳。
 此與古事記異也。と云れたる如く。其王宰たる神を生玉ふ因て、兼て其

實の成このへるなり。與古事記異也といあれど、異なるよいあらず。さて考るよ。
 海、神のこに生坐るとある。傳の紛れたるものよて。其の記の既生國、竟更生
 神。故生神名、大事忍男神云々。次生海、神名大綿津見神、次生水戸神。
 名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神。此大事忍男神より、速秋津比賣神まで十柱は、御禊段の神等の混れてこゝに入たるものならむと。記傳五卷に委く論れたり。今も其説に従れるなり。とある傳と、同趣の又聊異なる書を採
 給へるものなり。されば海、神の生坐る。彼御禊段のこよして。一書よ出たり。
 其を正しとすへし。○生川。川神を生給ふなり。さて川神ハ。一書又記よも見え
 りと。記よ生水戸神名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神と見え。一書よも。
 水門神等號速秋津日命とあり。水門ハ、海よ出入る戸口にて、即川なれば、此
 よ川神とあるハ、水門神なるへ。さて思ふよ。水は水、神彌都波能賣神の、掌り
 坐す事なるを。此事下の一、こよ既と川の事の見えたるハ、いかよと云よ。本より書は書たり。
 山々の口より、流れ出る水はあれども、川、神は其地形に隨て水を流し、池澤よ

そき入れ。また潮水を分ちて。川水の國土の利用を成べき爲に成り玉へるなり。借海をも川をも万をかねて。水神と申すは。彌都波能賣神に坐する。川神と云は別にて。其神に坐するなり。水神の事。下の二書に委く云ふ。○生山。山神大山祇神を生給ふなり。記に生山。神名大山津見神。一書は山神等號。山祇とあり。さて此神は。山を總持神なる故也。大と稱へ申せるなり。第七に。斬軻過突智爲三段。其一段は是爲雷神。一段は是爲大山祇神云々。第八一書に。五段に斬て五山祇とす。と見えたり。記にも八柱。山津見神成ませるよし見えたり。これらほみな。山を持別て。知るしめす神等なり。そのよし一書に云ふ。

次生木祖句句廼馳。次生草祖草野姬。亦名野槌。

木祖草祖もことごとく神の御名也。唯は木神草神と申すこと異なる。其の稱奉れる意は。水祖土祖と申すよひことごとく。同じ水草の中よても。其要とある方より。取れて申せる御名也。水草の要は。草木とあるなり。其昔なる用は。人民の家居とある事也。句句廼馳草野姬と申すもそれなり。水又土も同じ。人民の日用よつひ方より云るよて。なへての水土よりいへは。水祖土祖なれり。清和紀

貞觀十七年十二月。飛彈國正六位上木母國津神。從五位下。また陽成紀元慶元年閏二月。飛彈國木母神從五位下。下の上の誤とあるは此神なるべし。○句句廼馳。名義句句々々廼馳。其莖久々紀の約れるなり。莖木は。記に羽山戸神の御子也。久々紀若室葛根神。と申ひある久々紀は同じ。記傳は。久々々莖よて。草木の立長る貌。紀は木よて。室は作る木の長く立のひたるを云ふと云れたる如く。萬の樹木はあれども。人の家居を作るは。枝葉のかたへは廣く。上へ真直よ立長る良材を要とすれは。かの檜杉ふとの如きを。莖木と云ふるべし。即ち萬木の祖とも云へけれは。この方よりなへて。木祖と申せるなり。馳は男の尊稱なり。○草野姬。名義。記傳云。加夜は海宮段。以鶏羽爲葦草とあり。訓葦草云加夜。と註せるは本義也。何よもあれ。屋葦む料の草を云名ふり。万葉の哥とも合。茅と云一種あるも。屋ふとよ主と用る故の名なり。さて野神の御名は負給へる故は。野の主とあるもの。草よて。草の用は。屋

葦を主なりける。故草字を即て加夜とも訓り。上代は大御殿オホミツノを始て凡て草以
 葦つれいなりと云り。重胤云。借草神は草野姫と申て女神なるに。木神の男神に
 渡らせ玉ふ事。寔に妙なる處なり。其は木の速々と立伸る状。
 自然に男陽の氣勢なるを。草の嫩々として。同く立伸ハ伸なからに。其末の垂ひた
 る状も。亦自然に女陰の形容を成せるハ。其祖神のかく男女に坐るに。因る事なり
 と云 ○亦名野槌。本は此四字を大字よせり。今は集解は類聚國史細注とあ
 るまた舊よ依て小字とす。紀中亦名は皆
 事紀 細字の例なり。 ○野槌。名義槌は狹土。迦久土。御雷ミカヅナ。
 足名推手名推。などの豆知も同じ。○さて右の木神と豊宇氣姫神。即ち下
 に出たる保食神。亦名倉稻魂命の御
 事なり。此神のことは一書に委く云り。を合せて屋船命と申せり。大殿祭詞も。
 屋船久々知神是木。屋船豊宇氣姫神。是稻とある即二神の御靈を齋奉れ
 るものよて。屋船命と申せるハ。御殿の御魂を都て云る御名よて。この二神よか
 れり。屋船とは瑞殿
 を云古言なり。 故御鎮坐傳記も。屋船命等木。靈久々能運命也。見え。
 稻。靈豊宇氣姫命也。 御鎮坐本記も。屋船命草木。靈とも。和久産業日神子。豊宇可能賣命。屋
 船稻。靈神也とも見え。奥儀抄も。保食神。宅神ともみゆ。さて其屋船命草

木。靈とあるよ因て考ふる。木。靈ハ句々廻馳神よ坐し。草。靈即豊宇氣姫
 命に坐なり。さるハ此神旨とは稻穀を生給へる神よませど。餘草をも生し給へる
 か故也。稻萱も共に草なれハ。云
 殿造ハ。草ハ水よ次てやんことなき物故也。即
 てもて行けば同じ理なり。 或人問
 て木神と共此神の草。靈を祭り給へるものなり。其は御殿は木と草
 とにて造れはなり。 或人問
 も。さもあらば。草。祖草野姫神をこそ。木神よ次てハ祭り給ふべきものなるを。
 さはあらや。稻靈神を祭り給ふいかに。答。草野姫は。記ハ山神よ次て。生野
 神名。鹿屋野比賣神と見え。野神れば草。靈よあらず。さらば御名よ草野
 姫と負せ奉りし故はいかよと云。野ハ昔と草カヤの生る處ふればなり。必しも草
 靈なるよしも非ず。按らに。草。祖と云方にてハ草野姫と申し野神と云方にては
 野槌と申か。さらば此神ハ野神ハませども。又屋を葺く草を
 も兼まろしめして。かく二方に御名の坐しますなるハ。されど記に野神鹿屋
 野比賣神亦名野推神と一にせられたれハ。其差別ハ無きか。は猶能考ふべし。も一
 強て野神とあるを。草の靈とせむハ。山。神山祇神を木。神なりと云むか如
 し。山ハ昔と木を伐出す處なればなり。されど山。神ハ昔と山よ係れる御靈神な

て宣ふ所なる故也。天下を宣へるは、次なる日神の所に授以天上之事也。以
 天柱一擧於天上也。ともあるは對へて。天下を宣ひ初たりしものなりけり。是
 古言也。と云れたるは如し。さて此詔を以て見れば。始天神の國土修理の詔は。此
 大世界を立てよと詔へる大命なること知られたる。此世界を立むよ。國を生み
 神を生み坐す事。申すも更して。其世界を知食す神を生給ふまては係れる詔
 なるをも亦知べき也。○共生。記にも二神共所生島十四島。神參拾伍神云々
 とあり。○日神ハ天つ日を所知看す義を以稱奉れる一の御名なり。此事下
 日月の成出たるはしめ。もの見えず。如三章牙のものを日のはしめと見たる説は非
 のを月のとしめと云る説なとも推量なり從ふべからず。生とい。私記は此云生者。是生其主神也とある如
 と。天津日を所知看す大神を生奉玉へるなり。重胤云諸日神の生坐し御
 事。先第六一書又記は。御身祿の末に至りて。清まり竟たる所成坐る赴な
 り。此よ二神の共生奉らる由傳たる。彼此二共正と云。理有る非れ

ハ何れか其片方ハ己と誤れる傳なる事。決たまひありける。然れば於是共生二日
 神とあるハ。二神の共生坐る由なるに對へて。瑞珠盟約章なる。日神の御言
 也。夫父母既任諸子。各有其境。とも有て。何方迄も二神の共生坐る事
 を貫きたれば。是を實正説ハ有へきなる。記にも須佐之男命の御言。僕者
 欲罷此國根之堅洲國。とも有て。御祖を慕はせ玉へるも。二神の共に生坐り
 御子も座故也。其黃泉國。御祖神の往坐し事を可惜しみて。戀慕はせ玉へる
 故也。古語拾遺にも。伊弉諾伊弉册二神共爲夫婦。生大八洲國及山川
 草木。次生日神月神。最後生素戔嗚神云々。父母二神勅曰云々と有て。
 此書ハ國史家牒よふき異なる傳を載らる。主意なるは。其すら正書の傳の外も。
 取る所なりし故也。此文を擧られて違ふ所なし。又皇太神宮儀式帳も。此
 掛畏天照坐太神。月讀之神二柱。所稱伊弉諾尊伊弉册尊。共爲夫婦。合
 所生神。とも有て。神宮の古傳も。右の如く有て。記又第六一書の如く。左右の

御眼より。日神月神の成坐りの傳よりし事炳焉し。太神宮式は伊邪奈波宮二座去三太神宮北三里。伊弉諾尊一座。伊弉册尊一座ありて。其御父母神の別宮は。親一と齋われとせ御在し坐す所由をも。思ひ合すへとなむ。と云れたるは信よたる言もなり。さて日月神等の身源の時は成坐る。と云る傳の非なる捌ハ。第六一書の下は云へ。○大日靈貴類聚國史一本。まゝ信友か校本は貴。原書おのれのまた見され。甚疑はし。よりて本のまゝ。よてあるなり。さてまた畏庵隨筆には。於是先生日神。号大日靈貴。貴之曰天照大神。亦曰大日靈尊。尊とあり。これ尊字あるよりしけれとも。貴字なきいかか。かよかよ疑とし。書さなれ。今採らず御名儀。大は尊稱。日を比流と云ハ。夜を與流と云よ同し。其流ハ呂に通ふ辭にて助語か。説文に。靈。貴を借れ。與流を與良とも。万葉に。よめり。靈ハ女とて。女。字也と有意る也。大神の姫神は坐よしを申し。一云指上日女之命と有。貴ハ道主貴。大己貴の年遜と同と。親と尊ふよの美稱以て。稱け奉れるなり。皇親また睦の原武智麻呂も此義なるよし。家傳云に。誕於大原之弟。義取茂榮。故名焉と見えたり。此御名ハ。月神と相並ナラば一て。此大此の晝夜を持分て所知看す義也。さて山蔭云。此御名疑一。神武紀より天照

大日靈尊、万葉集にも天照日女之命と有て。其外にもみな比流賣命とこそあれ。此御名を年智と申せしことハ。こより外は見えたることなしと云れたり。されど此は訓注まで慥か見えなれば。誤りハ非ず。正しき御名なることハ論なし。たら前後違へること。信よいかなり。○天照大神、記傳云。此ハ天を照と云ハ少し異りて。たら豆流を延て豆良須と云古言の格にて。立を多々須坐て照り給ふ意高光と云よ同トと云り。さて此紀は御を畧きて大神と書ども。記万葉續紀式祝詞などは。多く大神と書り。此紀もそれは依て讀奉へし。山蔭云。此ハ亦曰とハ。亦名とハあるべきことなり。其故ハ此大神の御名ここよはそ大日靈貴と出されたれ。次段よりハいつこもいつこも。天照大神とあれ。これ異説とすへきハあらざるよ。一書云とてハ。次段と忽違へればなりと云れ。るハ然る言なり。舊事紀に亦云天照大神。亦云大日靈尊。又神代本紀異本と云しをとりけり。重胤云。大神と稱奉る事ハしも。甚々御尊さの限なく。八百万千

万神と多き中よても。殊は勝れて高と可畏と大坐々か故なり。他神も大神と申すも多在れども。殊に大神と稱奉れるは。古拾遺に。天照大神者惟祖惟宗。尊無與二。自余諸神者乃子乃臣。孰能敢抗とあるか如き所由は依る事なり。他神にも大神と申す事。御紀の中に多しと雖。其祀祭り玉ら因に云ふか又ハ幣帛などを進らるるに就て崇め申させ玉へるを。始終に貫きて大神と稱奉るは。此大神に限る事なる故に。中古よりの御定めにも。其御靈を齋奉らせ玉ら伊勢大神の御事を唯に大神宮と記し習へる事。續紀以下の書共の書し様悉然り

○天照大日靈尊。天照と冠らせ奉るは。天つ日神と大座して。世中を御照し坐ます。全躰の大御名なるを。大日靈と申奉る御名は。重複て稱奉れるなり。山陰云く。神武紀に此御名を書れたれは。一書と云ること前後相違多りと云り。○要音力丁反。山陰云。此類の注ハ何れも後人のしことなるべしとあり。猶能考

此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。

未有若此靈異之兒。不宜久留此國。自當早送于天。而

授以天上之事。

光華明彩。大御光の天地の間也。照徹給ふこと。穴畏信に靈異れる大御體と申奉るへし。さるを儒者共か大神の明德を形容りて。云るなり。なと云る説をさくもうるさし。○六合は天地四方を云る漢字なり。本にクニノウチと。阿木都知乃宇知ともいへし。○照徹。本の訓はりて。氏理登富良勢理と訓へし。萬葉十一に。天地通雖光とあり。○吾息雖多。島國を始として。山川草木の神等みな。二神の生坐る息ふれなり。佐波は。万葉六に國はしも多あれども。里はしも澤はあれども。なと常は對へ云て。同狀の語なり。されは佐波も意富も多字を用たり。重胤は。同意なから多ハ一圓けにを澤は聚り合て。一に成れる謂なる故。して云故に。大らかなる所に用るは。意の細かなるは用る事なりと云り。○靈異。本はクシヒニアヤシキと訓り。例は清寧紀に殊所靈異と見え。又丹後風土記に。怪久志備坐とあり。續紀廿七に。久須之久奇事乎云々。重胤云。二神の御心は。唯其生成ハ大八洲國。及山川草木を統る主と坐む神を。思はし疑して生成坐るか中。天下

たしめす計の神は坐々さす。其大御光輝の麗しく坐て。天地の内は照
 徹らせりければ。如何なる所由も依て。斯る大御子の坐りけむと所思しけむ。
 信も然も有りけむ。此を以ても。彼預鑄造と云義の思出へきなり。然れば。皇太神
 の靈異は神一之坐る御有狀耳も非ず。其坐し事をも。怪しみ奇しひ坐る
 義を合せて訓へき也。拾遺に大宮賣神を是太玉命久志備所生と有るは生成る
 方に云るにて生れたる御子の事にあらざるを。此は坐し
 御子の奇異
 なるなり。○不宜久留此國。天下の主と坐すべき御兒を生むもほしむ
 とも。思のほかに靈異之見の生、生りしかば。此國土には相應しからぬ由ありて
 そ。留めまつらざりけむ。重胤云。久次ヒヤシツの早は對へたるなり。此は二神の其自然の
 性も隨ひ玉へる者なり。○自當早送于天。山蔭云。自宇八固の誤か。次は例あり
 と師の云れるとも有へしとあり。次の例とハ固當遠適ニ之
 於根國とあるをいふ 重胤云。早モトヤク急とな
 り。此を以て見るも。皇太神の坐座る即天は送致し奉らしむなりと云り。さて今
 かと天は送るべしと定め給へるも依て。謹み考ふるも。はしめ二神言ふ。何不坐

天下之主者歟と詔ひし。主と此國土のみ保るか如くなれと然らず。此は
 此國土よて語り傳ふるが故也。主と天下の主の事のみを。取出て謂るよて。天上
 の事に及はざりしなり。其は天地の初の時も。此紀は天神を省きて。此國は
 係れる國常々尊より記し始めし。其旨同一。まことよ。二神は天上天下海
 中地下も亘りて。盡く知看べし。天神よりの事依しありしものなること決
 し。もし然らずとせば。いかでか。今私も大御神を天は送り奉りて。天上の事を授
 け玉ふべきやうのあらむ。唯は本文の上をの見て説むとせば。二神また天照大
 神をも。誣ひ奉るべき説の發らむものぞ。なほこの事ハ次々
 委云ふべし さて天は本より清明か
 る國は知られたり。さるは大神の大御身の甚しく光り徹らせれば。さる清き國は
 自ら相應こそ坐けらし。故に其國の主と定めたまへるよこそ。○授以天上之
 事。天上の事ハ即高天原の政也。万葉二。天照日女之命。天乎波所知食
 登。とある是也。記云。此時伊邪那波命大。歡喜詔。吾者生ユミク々于而於生。

總得三貴子。即其御頸珠之玉。織母由良。選取由良。迦志而賜。天照大御神而詔之。汝命者所。知高天原矣。事依而賜也。とあり。記傳云。如此御頸珠玉。大歡喜坐て有か中にも。此御子を愛く貴く所思看す故の御爲なり。賦に此大御神を生得玉ひし。然有るむこと。うへにさりける。

是時天地相去未遠。故以天柱擧於天上也。

是時以下八字甚疑はし。依て按る。小篠敏校本。小注二行とせり。又黒羽本備考も同じ。また東麻呂翁の本。清岡本も同じと云り。かゝるまたの本も。みな細注なる。決て後人の攪入の本文となれるものあるへし。さる天地の間古いと近かりし。漸々よか遠く離れたりとの説。かの釋紀も引る。漢籍三五畧記などの説にて。かの古傳よ。さるあることなり。その時に依てある近くある遠きも。みな神の御上の事。よそあれ。古へ遠くして。後よ近きよれる故に。あるへからず。凡人の心をもて。さかり知らるへき事。よあらずかし。これ此八字。さる訓を闕て。なほ後人の考をまつものなり。○天柱。かの礫取

虚島は化立給ひし。八尋殿の心。御柱なり。釋紀私記問答云。天照大神光華無雙。故以天之御柱。爲其登橋。即送之於天也。云々説者云。彼予即於礫取虚島爲小山也。何以小山上於天乎。此説非也。然則天柱者瓊矛也。此矛爲山。傳自彼山登天歟。是猶以天柱爲其橋之義也。とある。か如くなるへし。但し此時未だ山とて天柱より。天上よ昇り玉へる状。彼少なれるに。あらし。

彦名命の粟莖に彈かれて。空中へ上る。必樹木ふこの高さものよ據て。上るか如くなるへきよし云る。これまた然るへき譬なりかし。其の平田翁も云れし如く。神等の磐ふるに。みな高山の頂上なる。其降り坐すに便よきに依てならんと。思ひ合さるれば。なり然れ。此御柱を登橋としたまへる。未高山の生。出さる間に。そ有けむ。其の高山の。もとより有らむに。登橋を用給ふへきも。あらねなり。○又一説。天柱。礫取虚島は化立玉ひし。八尋殿の御柱もあらず。又瓊矛の化れる小山を云よもあらず。此ハ風神を申すなり。其ハ風神祭詞。我御名者天之御柱乃命止。國之御柱乃命止。御名者悟奉

式。ごあるを以知へ。此神の天御柱國御柱を以負坐るいひの云に。風神の御功用い。記傳も云れたる如く。天と地との間を支持ちて。其風氣の往來いさる處なく。其至らる處ふくきて。信よ天地の御柱とも稱へ申すへき事也。されい天上より昇るも。其風氣よ乘るよあらされい。至りかたき由こありけらし。さて今日、神を天柱以て送り奉らせ玉へるい。風神を任して。高天原よ送り奉る事を。かとい云傳へたるよ。なほ其例い。天孫降臨章よ。天稚彦の反矢よて亡に一所よ。天國玉云々。遣疾風舉戸致天ごあるを。舊事紀よ速風神ごあり。此い風神の支屬神とい通えたれと。其旨趣い右よ同じ。掛卷い畏かれと。日神を送り奉るも。天稚彦を天よ舉たる此時の事も。其功用よ至りてい。かある事なきをおもひ遣奉るへし。漢籍河圖に。風者天地之使と云り此二説何れ善けむ。今思ひ定めかたし。○舉於天上。此神い。此の御依の隨今目前仰き見る天津日よ。御靈を通いし所知看て。四海万国を見齊一座ますこと申も更なり。

次生月神フキニワロイツリイヌツクシノカミツ
一書云。月弓尊。月夜見尊。月讀尊。

月神。此も此神の御名なり。月と云名義未詳ならず。さて月の大虚よ懸れる事い。日と同じと。此より前よ已よ有い。月神い其を主宰し玉ふなり。さて月神下。畏卷本よ號月弓尊一書云の十三字いなし。天書よ生神号月讀尊。舊事紀よ生月神。号曰月讀とあり。されと。月神と申すが即一の御名ふれば。本のままたあしからず。記傳よ。日よ御名有て。月神の御名なきいひかると云れたる。然る言のやうなれとも。上よ云る如く。日神月神と申すを。御名と爲る時い妨なし。舊事紀い。此紀を取れるものなるよ。先生日神号曰大日靈貴亦云云々。次生月神とあれい。古とい日神の方よも。大日靈貴御名を舉られとる本も有いなるべし。さるい重胤云。拾遺よも生日神月神と見え。顯宗紀の御託言よも月神著人曰云々。我月神云々。また日神著人謂とみえたれい。月神と耳も申せりし事決し。式

山城國綴喜郡樺井月神社。丹波國桑田郡小川月神社などあり。此等ハ社を以て何れもあるべき所なれども若此申來れる古傳を守りて忽に爲られざる御所爲なり。と云れたる然る説あり。○月弓尊。

弓ハ借字よて。夜見の轉れるなり。其義ハ次云。皇字沙汰文ヲ引るハ。次生月神一書云。其光彩云々ありて此御名なし。○月夜見尊。月讀尊。御名。

義夜見の夜も月のことなり。其ハ萬葉集ハ月讀之光。また天爾坐月讀壯士ト。また月夜見乃持有越水ト。などあれなり。とて其月夜の見ゆる程を夜と云ハ。日

の照せる程を。日と云るハ同し。後ハ比流與流といハ。晝夜の名。大虚ハ懸れる日月とハ異なるハ如くなれ。其もといみな同じきこと右云るハ如し。とて見

ハ日通ひて。かの産靈ハ。尊稱なり。少童山祇などの美もみな同じ。また重胤大日靈尊と申奉るハ。大日を所知看す義なるに對て。月夜を所知看す義也。咩と見と共に所知看の意也と云へりさる説なり。諸記傳ハ。月夜

ハ都久用と訓へき古言の例あり。萬葉などよもしかよめればあり。都伎用とあるハ。古言に見らる。と云り。とて月夜見月讀。いつれも都久用美なるよつきて。守部。説ハ月夜

見と月讀とハ。言ハ同。事なれども。文字かそれハ音の上下異なり。故なるハしと云るハ。いかにあらむ信かたし。上ヨ引る皇字沙汰文ハ。月夜見尊の方なし。とこれ一書云。とて。此三の御名を并書せしハ。山蔭も言れたる如く。例もなし。と。いかりもいかりなり。下二の御名の上よも。おのく一書云とあるべきことなり。舊事紀ハ二の御名亦云とて載たり。次の素盞鳴尊の下なる一書云も同じ。

其光彩亞日。可ニ以配日而治。故亦送之于天。

亞日。天照大神ハ大御光の。天地之裏ハ照徹り玉ふよ亞てなり。とて此段の傳の赴よて天照大神月讀尊の大御體の光り坐ることハ灼然きを。此レ就て。平田翁の説ハ。神代の神等ハ此二神のことならず。御體の光り坐しけるにやと思ふ由あり。其ハ味鉏高日子根神の。天稚日子の喪を吊ひて。天上ヨ昇り坐し處ハ。此神の容儀華艶ト。として二丘二谷の間ハ光映ト。其處の文よも歌よも見えたるハ。天稚日子の父及妻子などの天稚日子ヨ見混へたるを思へハ天

稚日子も高日子根神と。同貌も光れり。然らず見混おつともあらず。又猿田毘古神の天之八衢も參迎へ玉へる貌を云る處也。上の高天原を光し。下は葦原中國を光したりと有るを思へ。此神も御身の光坐ること炳馬し。又人世となりても、神武卷に記せる井光比賣ヒメカの故事。また伊勢都比古命の伊勢國を去る時、海を光して去れる。又允恭天皇の後衣シノトキ通比賣命などの事を思ふ。人世となりてたに。かたましく、其の光れるも有し。神代の神等の御躰の光り坐しけんこと。然もあるべき事也。猶言は、御孫命の御天降の事議り爲玉ふ處也。如螢火ナマ光神カキヤク。如火ホ光神カキヤク。など見えたる。邪神もこの光少きを云る。て、此正一き神等の光の大なるは對ひて、螢なすと云ひ。火ホ光神カキヤクと云ふこと聞ゆれば彌益々也。神代の神等の何れも光り坐るならむこと推量らるなり。然るも誰神もこの光り坐る事の見えざる。然る事實の因のなき故よ。高日子根神後田毘古神の御躰の光坐ることの見えたること。たましく、事實に由有

て。傳の遺れるも有けると云れたるが如く。神等の御身の何れも光り坐る中も。天照大神の大御光は。太し。其は亞きては月讀命は坐し。此二柱の御光のこころを。殊更に語傳たるならむ。かくて此二神の。日と月とを知看て。夜と畫とを持別給ふ事。幽き由ある事なるべし。又平田翁云。上に云るは。現身の光り。坐るなるを。御魂の神の海を照して歸來玉へるか書に見えたるを始めて。其外數ふる暇あらずと云り。○可以配日云々。かく定め玉ひして。月讀尊も天照大神と共に。高天原も坐。坐て。今も配ひ所看すこと灼然。即ち今の現は。大空を見放る月を掌り玉へり。月の光を月讀之光とも万葉よめる。此由也。故記は。詔月讀命。汝命者所シラセト知夜之食國ヨシノクニ矣。事依賜也。ある。夜之食國即月の事なり。さるを第六一書。月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也フチウナハラノホヘ。とある。異なるが如くなれ。猶同一傳也。其由は。さる云べし。さて此大神男神は坐す事疑なければ。猶云は。万葉哥も月讀壯子。月人壯子。左佐良根壯士ササキノチカヒなどよめる。知へし。さて此大神を祭る御社。式は諸國に見えたる。○亦送于天。日神は以

天柱、舉于天上也。云々。依て亦云々なり。釋私記、先文以天柱爲登橋、送日神於天之由明矣。送月神之時、定用同橋、歟。製文之法、具前略、後常事也といへり。

次生蛭兒。雖已三歲。脚猶不立。故載之於天磐椽樟船。而順風放棄。

次生蛭兒、蛭兒のこゝは生れ玉ふこと。此、正説なるべきよし。既よ上の一書の處よ云おけり。○三歳脚猶不立。平田翁云。三歳は唯大略よ。三歳はむりな經たるよ。萎々として、脚をたよ立さざること云るなり。此はとひ未歳次も定まらざる疑いしと。おもふもあるべけれど。上にト、定時日とありて、既に時日の定めさへあれは、年次のありし事も疑ふべきにあらす。古傳のまは心得てあるべし。さて記傳云。年をば常よ登志と云を。其數を云ふ。凡て三登世ハ登世なり。登世と云。万葉五よ伊都等世なり。登志を登世と云。一年二年なり。一二の言

合さるよよとして。志を世と轉いふ例格なりと或人云り。さもあるべし。さて登志と云。本穀を取收るを云名よて。田實と云ことなり。記傳の説と異なり。○天磐椽樟船。一書よ生鳥磐椽樟船。轉以此船載蛭兒云々。記よ次生神、名鳥之石楠船神。亦名謂天鳥船。なごあるよ據るよ。此は伊弉諾伊弉册尊の生坐るなり。記よ神こも申せるを見れ。船を御體とせる神よ坐せむさる例ハ伊弉諾尊の御佩せる劍ハ即神よて天之尾羽張神とも申す同し。さて椽樟とこも號けたるよし。後よ椽樟もて船を造るよしと始りしより。名けしものなるべし。篠川段一書に素戔鳴樹者。可三以爲浮寶。天鳥船と云へるか。本よりの名なり。なるべし。記ハ草と宣給ひし事あり。田翁云。和名抄よ唐韻云。楠、木名也。字亦作楠。和名椽樟。日本紀私生而七年始知矣とあり。椽樟の二字は連ねず。一字つ。此は古書よ石樟楠とも云ひて。歳久き生なからも石よ化る異しき木なれ。奇木の義なるべしと云り。○順風。一書よ順流とあり。風のここの次よ云ふ。

次生素戔嗚尊一書云。神素戔嗚尊。此神有勇悍以安忍且常以哭泣為行。

素戔嗚尊。御名義素戔ハ進むなり。下卷ハ始起烟未。生出之兒号ハ火闌降命ハある。須曾理と須佐理と同一。其ハ其處の一書ハ。焰初起時。共生兒号ハ。火酸芥命。また一書ハ。火炎盛時生兒火進命。又曰ハ。火酸芥命ハある。此ハ。酢芥ハ進なる事を曉るべし。斯レハ素戔嗚尊と申すハ。此神の御心行共。何事も勇み進みて。自余の諸神トハ。異ハ御在ハ坐りしハの御名なり。其御の事ハ次々に出た。さて其進みを約めて佐備とも云リ。後世ハ物の進ハ荒さを須佐夫と云るも同一。記傳ハ。師說此神誓に勝玉ハ御心の進める勢ハ荒ハ玉神をしも悪キ神の如ク說成せるハ甚シキ非なり。ざる御名の意ハハある。重胤云。出雲風土記飯石郡條に。須佐鄉神須佐衰命詔。此國者雖ハ小國一々處也。故吾名者不著ハ木石詔而。即置已命之御魂。而大須佐田小須佐田。定給。故云。須佐ハあるも。素戔嗚尊と申すハ。佳名なる故ハ。御田を定めて。其も御名を着

玉ハリし者なり。若惡しキ神の意ならむにハ。他より云むことハあらめ。己命の御鳴所爲として。自号けるハ玉ハ可にあらざるを曉るべし。云れたり。ざる說なり。ハ事辭之男速玉之男。なこの男と同一と稱辭なり。さて一書ハ神ハあるも稱辭。速と云るハ記ハ建速須佐之男命とあると同一。烈と猛と迅速キ意の稱。記傳云。書紀ハ素と作れたるに依て曾と唱奉りて。清少納言ハ枕冊子などに。もそさのをとかけるハ訛なり。古書何も須と書キ。書紀に素字もスとソと一音に用る字なるをや。凡て假字も何も書紀の文字用。さて此ハ必心得おハキ事ハに依て。古言をわやまることハまたなりと云はれたり。さて此ハ必心得おハキ事ハ。り。さるハまつ。伊弉諾伊弉册二柱神の。何不生天下之主者歟。と宣給ひて。生坐る三御子の中に。日神月神ハ天上を所知食し。素戔嗚尊ハ地下を治め。御事ハ成ハ。天下は無主國となり。ハ如くおもたるれ。然らす。と云り。此三。珍子の御父母とます。伊弉諾伊弉册二神ハ。天上天下海中地下の君王と坐ハキ御子を生まして。其生ませる御子の御身ハ。相應ハハキ域を御坐處と定めて封し玉ハ。なほ天照大神と。素戔嗚尊と。天下も通ハ。て。主ハ。御事ハ。何不生天下之主者歟。と詔玉ハ。御言の上ハ。も

りて。いと明らかなり。もし此顯國を無主の國と見ゆ。伊弉諾尊の天に登りて。報
も坐さぬに。神功已畢。命し玉ひし。いかなる御事をや。此顯國を統御す。君主
といひかて。まをす。さらハ月讀尊も。天下之主と坐へき。然らぬ此は差別あ
り。三、珍子とも。天地は巨りて。坐ませとも。天照大神ハ天上天下をかし看
て。地下海中をさる。月讀尊ハ天上と海中とをかしめして。天下と
地下をさる。素戔嗚尊は天下と地下とを治しめして。天上と海中
とをかしめさす。此ハいともく。奇靈なる理ありて。さか知しめし。給ひける
事とはふり玉ひけむ。故後ハ大御神の御言。夫父母既任。諸子。各有其境。
如何素。置當。就之國。取窺。窮此處。こあるハ即此御事なり。其境。其持
別玉へる區域。よつけていひ。當就之國とあるハ。其住坐。處。附て宜ふなり。境と
いひ國といへる差別をよ味ひて。思ひ奉るへき事なり。か。さてまた上よも云る
か如く。三柱の珍御子の生。坐る傳。此本書の趣を正し。第六一書又
記。御疾の時。生坐る由あれ。其は叶はぬ事なり。いかに云。此後素戔

嗚尊御母伊弉册尊を慕ひ奉りて。欲從。母於根國。只爲泣。と詔へる。こあ
るハ全。眞實の御母。坐々て。こ。叶。け。れ。さらては。うちつけに。母と申。玉へ
る。こ。如何なる。記傳七卷に。云る説は。うけかたし。私記問答に。如。二。書并古事
國。哉。云々。昔伊弉諾伊弉册共爲。夫婦。素戔嗚尊。繼。非。伊弉册。之。所。生。猶
爲。伊弉諾之子。因。其。本。初。假。云。欲。從。母。耳。其。實。非。母。也。是。頗。難。會。文。也。
云。見も知り玉む御母を慕ひ玉ふ。こ。然は。かり小兒の如く。泣い。と。坐。て。知
看へき天下を。治給はぬやうや。あるへき。熟事情を考へて。此本書の最貴と
眞の傳なる。ことを思ふへし。○重胤云。此ハ奇しき事ある。其ハ二神の何不
生。天下之主者歟。御心を疑して。生奉玉へる故。日神は天上。坐るしめ
す皇太神。渡らせ玉へとも。記。御天降段。天照大御神之命。以。豊草原之
水穗國者。我御子。正勝吾勝々。速日天忍總耳。命之所。知國。言。因。賜。而。天降
也。と有て。皇太神の所。知看す大御國の如くなるハ。二神の生奉玉へる時の。所
謂。は。依る事あり。若て其天忍總耳。尊ハ。素戔嗚尊にも御子。坐す故。寶劍

出現章一書。素戔嗚尊曰韓鄉之島是有金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者。未是佳也。有以て知へし。然れども鈴屋大人も云れたるが如く。皇太神ハ御父の如く。素戔嗚尊ハ御母の如く坐故。此よてハ皇太神の全御子也。又此時生坐る三女神ハ素戔嗚尊ハ御父の如く。皇太神ハ御母の如く坐故。全ハ素戔嗚尊の御子なり。斯るよ其神大國主神と御夫婦と成て。國土經營の御功を以て。御父素戔嗚大神の神業を。受繼玉へるか。天照太神の珍御子皇御孫尊の天降り坐時。天神の御命以て。皇御孫尊ハ顯露事。大國主神ハ幽冥事を。令知玉ひて。此天下を令有玉へるか。何れも日神と素戔嗚尊と。二柱よ巨るを以て。此よ見えたる二神の御言の。其幸違はざるを知へし。此を以ても。二神の相生坐る御子等よ坐事灼し。偕此大神の尊く高き御功績坐る。其委しき事ハ。寶劍出現章よ就て説明らむべき。日神と御誓の御間に。珍子を生成し玉へれハ。皇御孫尊の大御祖神と坐し。又國土經

營の御事業を。大國主神よ事依し玉へるか。其大神亦天神の御命を奉て。神事を所知玉へれハ。此天下國土の事を就てハ。顯露事幽冥事。共よ此大神の御子孫よして。所知看す御事なれハ。御父母二神の可_三以治_二天下_一也。勅任し玉へる御旨よ少違ふ事なしと云れたる。皆然る説共也。○一書云。此注畏庵本よハふし。○勇悍以安忍。重胤云。勇ハ氣進也。悍ハ猛也。此尊の神性の然るなり。安忍釋。秘訓ハ伊夫理那流と訓り。名義抄ハ逸字を伊夫利爾と見ゆ。武鄉云。字鏡集よも逸イフリニ。又ス。此ハ氣吹と云よ同し。正しと言は出て云す。て。氣吹ハ如き狀を爲て憤るを云り。口訣ハ安忍。憤也とあり。倭姫命世記に載る伊勢風土記。惡神伊不加理氏云々と有る語あるも。憤と云よ近きなり。名義抄。訝字を伊夫加留と訓るを以思ふ。其憤る事の。何よ依れるとも知られざるを云と聞えたり。通証に。俗稱剛復者。爲伊夫利。蚊遣夫留。訝字訓伊夫加留。万葉戀悒字訓伊夫加之。訓伊夫世之。俊賴歌山里ハ舞也。ヌキリノイフセサ。皆同義也。と云るも。然る言なり。武鄉云。宗祇法

師か見教訓と云ふもの、人よすねてのらりして、と云り。されど安忍を。憤る意は訓るは叶はず此ハ勇悍と憤り坐る御行は因て。人民の殘害はる、方より。此尊の御惡行の如く書るなるへし。○哭泣爲行一書は啼泣恚恨記は泣伊佐知伎とあり。記傳云。神功卷は血泣。欽明卷は太息涕泣などもあり。此言此外ハ古書は定む見えたることなしと云り。爲行ハ常の所作と成れるを云り。さて記云。速須佐之男命不知所命之國而八拳須至于心前。啼伊佐知伎。其泣狀者云々。とあると。此は哭泣爲行とあると合せ考る。御母伊弉册尊の神退玉ひし後の事ならていかなはず。第六一書又記は。御母の國を慕ひて哭給ふとあれは。よと通えたるを。此にいさるることおければ。哭玉ふよしなとていかな也。又頼は小兒の如く然泣哭玉ふとある。勇悍安忍坐事とらよ由なし。勇悍坐ます御性は坐なから。なごさむり女々しくハ哭泣玉へるよか。古語拾遺にハ勇悍云々の一方は読ていは。勇悍云々の文を存して。哭泣云々の文を省きて見るへし。

さて次の國內人民云々ハ。勇悍の御態は據れるもれとすへし。

故令國內人民多以夭折復使青山變枯。

人民ヒトクサと訓る由は下よ云。夭折ハ明應本ハシナシムと訓る宜志。重胤云。夭折ハ第二一書。國民多死と見え。拾遺よ。令人民夭折とある。其意を得て説へきなり釋。秘訓は。阿加良佐麻爾須止可讀之。志那志牟之点不可説とあるを以考るに。アカラサマニシナシムと訓たるを。御讀は憚る故よ。今の如くハ訓るなるべし。アカラサマと云例ハ。神武紀儵忽之間。出其不意則破之。景行紀ハ。何罪今不意之間倏亡我子など續きたる意を見るよ。其不意と忽なる意也。雄略紀ハ。嗔猪自草中暴出とも。取急歸家とも。取假歸國とも見え。又皇極紀ハ。急字を然訓るをも考ふべし。名義抄に。儵字を。メチマ。又スミヤカニ。又シハラク。又トシと訓み。倏忽をアカラサマと訓し。又白地をも。是をも。同く訓たり。光仁紀詔に。安加良米佐須如事久と有を。鈴屋大人

解に此は思ひ掛す。俄なる事なり。中昔の物語書などよ。あからさまに罷出など有
 も。卒爾忽と少の物すること也。借暫時も目を離たぬ事を。アカラメモセメと云
 も。俄に忽と少の。他へ目を移すを。アカラメと云なり。此はアカラメサメとあ
 るも。爲と云に同じ目を見遣る事あり。然れ此言の物を目を着て守居
 と云こと也。他へ目を移す如く。と云り。さて一の國民の多る殘害る。故に素
 美鳴尊は本より然る御心の御在し坐すながら。其勇悍と憤り坐す御勢ひ
 は壓れて。立處は人民の亡失る事も有けりとなり。とる天下之主者を生むご
 て。生玉へる神は坐ませ。海山人民共は其御行に因て。善くも悪くも成行へさ
 理そ有けらしむる事ハ人智を以ては。料りかたき事也かし。記傳云。記にハ人民
 ぬハ山海河までを云ハハ人民を始め。万物を。傷害給ふことハ。自こもれるにやと云り。○青山變枯。青山は木草の茂りて。
 青々と見ゆる山を云。枯山ハ木草の葉の枯凋みて。冬枯の頃の山の如くも成
 となり。さて冬枯ハ春に至れハ。また筋出て本に如く葉の繁れるを。今ハ木草の枯
 果て。さながら植る山となり。なり。さて枯を迦良といふハ。記難波。高津朝に
 重胤云。第二一書ハ。國民多死。青山爲枯。古事記ハ。青山如枯山。泣枯。
船名枯野を。哥に迦良怒とあり。古言なり

河海者悉泣乾。是以惡神之音。如狹蠅皆滿。萬物之妖悉發。とあるは。殊
 委しき者也。龜卜祭文に。青山成枯。枯山成青ともあり。又皇極紀に。鞍
 作得志以虎爲友云々。或使枯山變爲青山。黃地變爲白水とある。此ハ
 幻術ふれハ。右の例ハ引へからすと雖も同じ類也。青山を枯山とすとは。今迄
 青々と茂りたる山を。冬枯の如く。成す事なり。記ハ故科。曙立王。令宇氣比
 白。云々又在。白檮之前。葉廣熊白檮。令宇氣比枯。亦令宇氣比生。とあ
 りて。活しも枯しも爲る如く。其泣玉ふと共。青山の枯山と忽も變れる
 なり。

故其父母二神勅素美鳴尊。汝甚無道。不可以君臨宇宙。
 固當遠適之於根國矣。遂逐之。
 父母二神。本は父母をカソイロハと訓たれど。古言よめらす。知々波々と訓

父し。さて重胤云。予先より此時の御事ハ。伊弉諾尊一柱まで。物爲させ玉入りし御詔に在を。故其父母二神と有は。誤なるへと思ひて。強ちよ心を用ひたりしかど。よと思への中々なる鹿き事也けり。己も如此事依し御在し坐ける上まで。此天下を所知看す。御心おはしきまきす。根國は罷坐へき由を。詔言たせ玉ふべき御事まで。其は二柱神共は關係らせ玉ふべき。本より然る理なるものぞかし。然るよ其透れて出坐へき。素戔嗚尊ハ出坐すして却りて其御母神の先よ己よ入坐りしかり頻りは戀奉らせ玉ふ御心なん。彌勝らせ御坐々ければ。彌此天下を所知看むなごら。所思一係させ玉いどりける者也と云れたり。とる言なり。○無道。此語ハ紀中無狀無端無類。また古點文選ハ無益無爲また遊山窟ハ無情なごをすへて。阿遲支那志と訓せたるハ。大方よあてたる訓まで。慥ハ適へるハ一つもなし。或説ハ。此阿遲支那志の阿遲ハ。味ハ同一と。其味と云言ハ。此と差定めて取と志たる事なきものから。然もその裏ハ物ありけなるを云言ふり。然るを阿遲波布と活用と時ハ。其裏ハあるものを。取と取止めんとする程の意となるなり。とれハ俗言よ。物の裏よものありけなるを。あちのあちのいひ。又何となく底ハ物ありけなる心を。あちな心地がすると云る皆是也。斯て阿遲支の支ハ。氣の轉りたるまで。其氣ハ氣息。またもの、怪異クワイ業ノなり。すへて手よも取難と。目よも見止むと。して。怪しきを云言也と云れたる言なり。とれハ。俗ハ物の奥床ウツトしからぬを。熟味ウツミのなきたと云よ同一と。尤め玉へる語なり。○不可以君臨宇宙先に可以君臨宇宙などの語なきよ。此文の不意と有べくも非るよ似たれと然らず。己も二神の何不生天下之主者歟と宣て。珍御子等を生坐れば。故に御依いたこと。天下知看す大神と。定まり坐る。とハ。自ら明らかなり。第二ハ一書なるも然り。汝治此國ハ必多所クニ殘傷とあるも。素戔嗚尊者可クニ以治天下也とあり。○根國。私記曰根國謂黃泉也とあり。記傳云。根ハ下つ底に有る故よ云。草木の根。底津根之國とも。祝詞ハ根國底之國ともあり

けなるを云言ふり。然るを阿遲波布と活用と時ハ。其裏ハあるものを。取と取止めんとする程の意となるなり。とれハ俗言よ。物の裏よものありけなるを。あちのあちのいひ。又何となく底ハ物ありけなる心を。あちな心地がすると云る皆是也。斯て阿遲支の支ハ。氣の轉りたるまで。其氣ハ氣息。またもの、怪異クワイ業ノなり。すへて手よも取難と。目よも見止むと。して。怪しきを云言也と云れたる言なり。とれハ。俗ハ物の奥床ウツトしからぬを。熟味ウツミのなきたと云よ同一と。尤め玉へる語なり。○不可以君臨宇宙先に可以君臨宇宙などの語なきよ。此文の不意と有べくも非るよ似たれと然らず。己も二神の何不生天下之主者歟と宣て。珍御子等を生坐れば。故に御依いたこと。天下知看す大神と。定まり坐る。とハ。自ら明らかなり。第二ハ一書なるも然り。汝治此國ハ必多所クニ殘傷とあるも。素戔嗚尊者可クニ以治天下也とあり。○根國。私記曰根國謂黃泉也とあり。記傳云。根ハ下つ底に有る故よ云。草木の根。底津根之國とも。祝詞ハ根國底之國ともあり

と云り。重胤云。其下つ底に在る根のいかにしてか有らむと思ふ。大地の圓体
 よして。四方上下有る事無き。地心を底津石根と云て。巖石を以て圍む。外
 表は海水と國土とよして。人民此よ因て住す。万物此よ於て生る處ふる故よ。
 鎮火祭詞よ。此を上津國と云り。されば地上よある者の上より。根とし底とす
 る所。其底津石根に在る地心より。外よあるべからずと云す。
記に根之堅洲國とあり。堅洲
 の借字にて傍國也。加多須の須の志と通音なり。以て其志の堅を多々志。横を與古
 志と云へる志にて。附云辭なり。さて根國を。傍國と云ふし。地の下つ底邊に偏
 れるを以て名けざる也。借此根國即黃泉國を夜之食國と一なり。
とて。月のこととせるは甚しきみたり言なり。猶黃泉國の事ハ次に云り。○遠適之ハ本
 よイ子と訓る行ねなり。重胤云。行字なから由久と云ハ歸の對にて。我方を本と
 爲たるなり。此ハ素戔嗚尊此顯國に誦らせ給ふことを。期らせ玉はされは。伊奴にて
 允は當れりと云り。さて適之の之字。此紀又記は。助辭に多く置て用るなり。下な
 る段の一書に。到之於天上とある之
 字も同じ。山陰に論れたるハ允當らす。○遠適之。記は神夜良比爾夜良比賜也。
 一書よ以神逐之理逐之とあり。神ハ凡て神の御上の事よ多く附云詞。夜良
 布ハも夜流を形容したる言なり。されと用意聊異なるよ似て。此よ逐と書れ
 たるハ其義を取れるなり

たるハ其義を取れるなり

一書曰伊弉諾尊曰。吾欲生御宙之珍子。乃以左手持

白銅鏡。則有化出之神。是謂大日靈尊。右手持白銅鏡。

則有化出之神。是謂月孺尊。

御宙。舊事紀よ。御寓。纂疏本よ。御寓宙とあり。字書よ。寓同。字とあり。○珍子。

記に貴子とあり。玉篇よ。珍貴也。美也。重也。と注り。大殿祭詞よ。皇我宇都御子とあり。なほ例ハ。萬葉六

よ。天皇朕。宇頭乃御手以云々。又諸祝詞よ。宇頭乃幣帛ふともあり。○白銅

鏡。名義真澄鏡なり。万葉集よ。真十見鏡。また清鏡。出雲國造神壽詞よ。麻

蘇比鏡。なごある皆同じ。後の歌に。いさす。鏡ハ影見の義なりと云る説ともあるハ

し。借白銅字を用られしハ。通証に稱徳紀曰。以真白鏡。所鑄之鏡。續博物志曰。

古無純銅作鏡者。皆以錫雜之。本草曰。白銅由雲南と見ゆされ。此時は

さるもの。以て造れる鏡あるハ。神の御態に自然に成れる御鏡なるハ。け

ハ料の金などかにかくには。かり知。からす。て。鏡を造りしハ。石窟戸の時

り、はほそこに委く云ら ○化出之神。重胤云。化生之神あるなり。成坐云同して。事ハ輕き方なるを。化出云時ハ出字大力あり。其鏡を持せる御手より。成出玉入り云義也。

又廻首顧眄之間。則有化出之神。是謂素戔嗚尊。即大

日靈尊及月孁尊。並是質性明麗。故使照臨天地素戔嗚

尊是性好殘害。故令下治根國。珍此云于圖。顧眄之間

此云美屢摩沙可利爾。

廻首。重胤云。日神月神の化出玉ふ時ハ。左右の方ハ正一向ハせ玉ハ。今

度ハ後方を顧せ玉ハ故也。廻首ハ玉ハ也。○顧眄之間ハ。谷川氏ハ見聞ハ。思ふ見眼跡ノ義ハなるハ。眼ハ見眼之子多シ。見る眼ノ遠疎也。名義抄也。

顧も眄もカヘリミルとも字なるを。眄ハマハル。又ヨコメナあるハ。其

意明らけし。又流眄ハナカシメもあり。○化出之神。本ハ出之。二字ナし。

山蔭云。上の例の如ク。化下出之。二字ある。舊事紀ハ此二字ある也

と云フ。故今補ヘリ。一本ハ化出神とあり。但シ。○右三神の生坐る傳ハ。赴ハ。記

又一書ハ。洗左眼ハ。因以生神號曰天照大神。復洗右眼ハ。因以生神號曰。

月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊。とある傳ハ。聊異る也。思へ。

玉ふ時ハ。非ず。かの傳もハ伊弉諾尊ハ。黃泉國ノ穢惡ヲ殺除給はむと。御疾し

玉ふ時ノ事ナリ。今ハ始ハ吾欲シ生御宙之珍子とありて。本書ノ傳ハ。聊異れ

るハ。但シ。以左手云々。右手云々と云るハ。洗左眼云々。洗右眼云々ハ。此傳ハ。伊弉諾伊弉册尊ノ共ニ化生坐る也ハ。始ハ伊弉諾尊曰。性好

殘害。性を永正本明應本。カムサカと訓リ從ふ。瑞珠盟約章神性とあり。

重胤云。性ハ心ノありノ儘ニ生レ附ル所ヲ云テ。真心ノ義也。此ハ皇祖天神

の御靈は依て善いしと生れ着るものなるか。各其氣質は異なる所ありて。人々同
じからず。されは性云い。皇祖天神より授玉へる靈を。吾は心云て。其心人
の心と同じからず。其身限りにて。種々の氣質あるを云なり。此は勇悍と坐ます
より。自ら荒き方よも通ひて見え玉へれども。殊更に殘害らせ玉ふ神は坐々ぬ
を性好殘害。また次一書は神性惡など書るは。甚いかなり。此なる好字
殊に快からず人
民天折青山變枯。などあるは。此神の御行より然成り来しものよて。故は然
為玉ひしは非ざるなり。なほ此神の御事ハ。石窟段は惡神の如く記せしこと
ありて。其處は委と云を見るべし。

一書曰日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲脚尚不立。
初伊弉諾尊伊弉册尊。巡柱之時。陰神先發言。既違陰
陽之理。所以今生蛭兒。次生素戔鳴尊。此神性惡常好

哭志。國民多死。青山為枯。故其父母勅曰。假使汝治此
國。必多所殘傷。故汝可以馭極遠之根國。次生鳥磐櫛
樟船。輒以此船載蛭兒。順流放棄。

日月既生。ハ日神月神なるを。たゞ日月とのみ記されたるハ。本書ハ海神川
神山神とあるへきを。海川山と書れたると同じ。新撰龜相記に。伊佐諾命配定
日月國主とあるにて。まことの日
月を指て云るに非
る事明らかなり。 ○初伊弉諾尊伊弉册尊巡柱之時云々。伊弉諾の下。本
は尊字なし。今畏庵本は據て補ふ。重胤云。此ハ甚々心得ず。其ハ巡柱らす時
の事に背ひらせ玉ふならば。此より前ハ幾干も生坐る御子は稟へきを。此時は至
て其應有ハ如何なる事也と云へり。 ○發言。本は發喜言とあり。永享本は喜
字なきも從ひて削れり。許登阿宜と訓べし。言舉とハ身禱の段ハ興言とあり。
平田翁云紀中揚言又稱之など見え。記万葉は言舉。また万葉に事上
辭舉などもあり 万十

ハ許登安氣世受持毛有り。師云許登ハ言ハ。又事の意もあるべし。阿
 宜ハ論などの阿宜にて。事のごま有へき状を。云々と擧て言立るを。言擧と云な
 りとあり。○陰陽之理とい。女の男は後れ従ふべき理なること云りき。○順
 流とい。俗言に流したいよと云ひ如し。○哭志。守部云布豆久牟ハ。裏ハ心志
 を含みて。頬をふくらすなり。令頬喋の約れるよやあらんと云り。物部氏の人名
懐連と云るめ
 なる同義。○假使。本ヨタトヒト訓り。重胤云譬ふる同トひるへし。譬ふとい
 先ハ在る事を。此の物も比へて云なれば。此も其國を治らさぬ間なるを。種々の
 其御行跡も比へて云々と宣ふ所なるを思へ。○鳥磐椽樟船記傳云。鳥とい
 行事の疾きを象りて云。と口決ハ云ひ。師ハ水鳥の浮べるとまよふと入て
 云と云れき。此ハ何のよけむ。書記ハ天鵜船と云あり。又其の釋に播磨國風土
 記を引て云るハ。仁徳天皇の御世。いと大ふる楠ありしを。伐て船を造りし
 也。其船飛か如迅りし故也。速鳥と号つとあり。是らよ依ハ。口決の意なるへし。

又万葉十六に。奥鳥鴨云船之と。舟と云あり あるを思へば師説も捨かたし
 とあり。

次生火神軻遇突智。時伊弉册尊爲軻遇突智所焦而終矣
 次生以下。諸本みな上の一書を書つけたるを。應永本永享本ハ。本文とな
 し大字よふせり。此ハ必かあるべきなり。とるハ此四神出生章ハ。二神の現世
 界を立玉ふ方より。其大君王とますへき神等を。生坐るを主と立る傳なるか故
 也。第一第二。一書もまた。此四神の御上の異傳を出せり。然るも本文ハ。あら
 ぬ。火神以下の事より延て。伊弉册尊の崩御坐る事を。此本書の下は擧るハ。よ
 しなし。且伊弉册尊の崩御の御事ハ。いと重き事なるを傍の如く。一書の下は
 附て云へきよあらず。必別は本文を立へき事とこそおもはるれ。右等の事ともを。
 思亘して考ふれば。右の二本ハ。其正を得たるものなるへけれど。今みだりに改め
 す。姑本のまよは從てハあるなり。猶あまたの本ともを見集めて。定むべきものなり

か。○火神ハ火を掌しめす神なり。なほ次云。火といふ義ハ。天日の日と同
なり。されと天、日ハ宇宙ヨ光を放つを主として甚大なる。言なり。もとより同物なれば
を。火ハ地上の萬物は含みて用を爲すほどの差別有り。○軻遇突智。御名義記
傳云。迦具は赫と云意。そは迦々迦藝迦具迦宜とも活て。同言ふりと云る。
突智ハ野槌の槌ヨ同し。記云。火之夜藝迷男神。重胤云。藝ハ清音。亦名

謂火之炫毗古神。亦名火之迦具土神。とあり。式ハ紀伊國名草郡香

神名帳に從四位上香都知神とある是也。又記傳五に。神名式丹波國桑田郡
阿多古神社也。此神を祭となり。三代實錄貞觀六年五月從五位下とあり。

○所焦而終。終を加牟佐理坐と訓む。記云神避坐と作る字。義ふり。書

にも神退また神退去ると作り。神といふ言ハ。凡て神の御上事ヲ附云言なり。迦牟阿賀理

と云。も同し。記云因生此子。美蕃登見炎而病臥云々。因生火神。遂神

避坐也。とあり。さて火神の未生坐より以前より。火と云ものハ。素より有

けむを。此に至りて。火神を生坐る事ハ。天地の初より。日月己は在て。日神月神

は後に成坐て。主宰玉ふと同し心なるものから。此神を生玉ひて。被炎玉へる

をおもへハ。御体ハ火。炎を放ちて生坐一なるべし。火産靈とも申し奉れるも。然

る由よを坐しけらし。日神月神の御体の光華ありて。世を御照し玉ふるも。是に

おなじ。雅産靈神の御躰に。食物を負持たまへるなども。此と

同じ。さて祝詞云。火乎生給氏とあるハ。日月既生なと云る。同じ言状なり。さ

まか。さて祝詞云。火乎生給氏とあるハ。日月既生なと云る。同じ言状なり。さ

り。第五一書に。葬於紀伊國熊野之有馬村。かよりいとも。後ハ再ハ藤り

玉ひて。其處まで。伊弉諾尊ヨ見奉り玉ひ。諸後遂ヨ其現御身ながら。黄泉

國ヨ往坐りけり。此等の事共。第九一書に。委ク

其且終之間。臥生土神植山姫。及水神罔象女。

其且終之時。鎮火祭祝詞ヨハ。黄泉津平坂まで往坐るハ。又立還り坐て生

坐るまで。此ハ傳の異なるふり。されど火を鎮めむ。おもほし疑らして生玉

へる意ハ。同じきなり。○臥生。記云美蕃登見炎而病臥在云々於尿成神。

一書ヨも。大便。○土神。土を掌しめす神なり。さて此土も。大地の地ヨ同一け

れど、群用の差別あり。次云。○埴山姫。重胤云。土神ハ大地の全群の地、神
 非ず。御名埴山姫と負せる。埴を名義抄す。波邇とも邇波とも訓る。武郷
 鏡集もを以思ふ。生土と云事也。然れば山野田園共。物の生る土ハ更な
 同し。又器に製造る埴ハ。此神の司らし玉ふ事也。此体用殊ハ明らけ。次
 突智娶埴山姫。生稚産靈と有を以て。此神を唯物に。軒遇
 製る埴の神と耳云める説の非なる事を曉るべし。とあるよ付て思ふ。此
 神ハよ物物の生る土地を。掌り玉ふ神ハませと。和名抄。釋名云土黄而細
 密曰埴。和名波爾。字鏡埴黏土也波爾。萬葉集も。多と黄土と作るなど
 を見れば。後にハハの器は造る。黏土の名となりしならむ。さるからよ。此神を其
 神と云る説も。起れるなり。龜相記埴山彦埴山姫。掌土器神。今壹也。とあるも。此類
 なり。さて初生れ玉る時の本原を推究むれば。火を鎮め玉む爲のみの神なれど
 も。其成坐る上にてハハくすての上。此本未思ひ誤る可らず。さて古昔ハ。物の生
 ふる地ハ。多クハ山なりけるよ。埴山と名けしふるへ。山ハも彌生の義にて。
 草木の彌生ハ蕃殖れ
 るより出た此御名。一書埴安神とあり。記ハ波邇夜須毘古神。次波邇夜

須毘賣神と二神なり。記傳云。埴夜須ハ埴黏土なり。字鏡埴。謂作泥物也。
 彌也須とあり。漢ハみ尙書禹貢に。厥土赤埴墳とある。埴を古訓に彌延とあり。史
 記も同じ。説文に埴ハ黏土也とあり。彌夜須ハ令黏なり。令肥を許
 夜須といふ。書紀神武卷。巳未。秋九月潜取天香山之埴土。以造八十平筭。
 と同格あり。書紀神武卷。巳未。秋九月潜取天香山之埴土。以造八十平筭。
 躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故号取土之處曰埴安。安ハ黏とい
 意なり是
 よて心得べと云。式ハ大和國十市郡畝尾坐健土安神社。○平田翁云。
 土神記ハ二神なり。とれ此紀一書とも。いつれも生土神埴山姫と云て
 一神とし。第六一書も。土神号埴安神と云て一神とせり。又神名式も。
 土神の社は。比賣神のみあれとも。比古神の社とてハ一もあることなし。武郷云。
 國美馬郡波爾移麻比彌。案ハ波邇夜須毘古神と云名ハ。孝元天皇の御子。
 神社とあるなどを云り。案ハ波邇夜須毘古神と云名ハ。孝元天皇の御子。
 建波邇夜須毘古命の名を傳誤れるよ有べき。舊事紀ハ。大便化爲神。名曰
 埴安彦埴安姫とあり。此ハ古事記よりて書る妄事なるべし。と云れたりなほ
 考べ。○水神。水を掌し看す神なり。渚水ハ素より國土の中ハ穢籠りてある

を。今水神の成坐るは。其を判ちて世上の用となり。人民は幸ひ玉ふ神にて。此又体用の差別ある也。○罔象女。記云於尿成神名彌都波能賣神と有り。一書にも小便に。名義。重胤云美都ハ水なり。水ハ山川海陸共ハ充滿る物なるは依て。山ハ大山祇神。谷ハ閻魔神閻象神坐。速川ハ瀨織津比咩神。水門ハ速秋津日命。海ハ大綿津見神。井ハ御井神。水を引するハ水分神。雨ハ高麗神など。持分て玉り玉へれど。水神ハ何れを司すと云ふ。右の如きハ。各其限の有を。水神ハしも。其用を成す水の悉ハ主と坐神也。然れハ美都波ハ水生にて。水を産成し玉ふ意の御名也けり。諸波の生なる由ハ。上なる埴山の下と云るを。此言ハしも。本我と彼とを判つ意なるを以て考る。山野草木ハ含る水氣。始て分れて水の体と成し。雲と判れて雨露となる。是即水の端を成て生出るなり。此を以て美都波の意を思ふべし。と云れり。諸今世の人ハ。大概美豆と濁りて云へども。古ハ清濁二方と云へりしなり。信友云。伊勢

日記よ。なごみつとたよのたまらぬ。といひければ。唯みつとのみそいひたりける。それより此女をこつとこつつけたりける。云々夏の日のもゆる思ひのわひとよ。水こひ鳥のねをのみそふと云々。水こひ鳥ハ。色葉字類抄。鷗ミツコヒトリと訓り云々。然れハみつこひ鳥ハ。班鳩の一名なる事明なり。さて此水乞鳥ハ。水を清みてみつこひ鳥と訓へし。そハハの伊勢を。みつと稱へるより。みつ戀鳥といひかけ玉へる物なり。さて水をみつと清みてよむべき証ハ。記ハ彌都波能賣神。神代卷ハ罔象此云美都波とあり。また神武卷も。罔象此云瀨菟破廼迷ふとある。水神の御名にて。彌都瀨菟など書るハ。決めて水の義なるべき。然清音字を用られたり。肥後熊本人水原楯臣云。おのれハ國なる。水島ハ万葉集にもみえな島と清みて唱へり。其外國内にも。他の筑紫の國々にも。水を清みていふ處ありと云へり。○武郷云。平田翁説に。今も常陸下總をといハ。清て云處多し。然れハ今も二方と云也。又後撰集よみえたる。檜垣堰ハ哥よ。みつとくむまてなつよけるハふとよめる。みつとハ三句の義なるべきを。其三を水と云ひかけたるよ。此も肥後にてよめる哥あり。

其後の歌ともよ。もはら同一例よよめりと。通ゆるか多きなど思ひ合すべし。

云り。さて隱岐國周吉郡よ。水祖神社あり。此も水神に坐こと決し。祖草

土祖など申す例をおもふべし。と云り。罔象の字ハ史記に水之怪龍罔象。白澤圖に水之精名ニ訓し。水神也と注せり。山蔭云。此罔象また海神を少童と書れたるなど。漢籍なる名をとり用られたる心よからぬ書さまり。漢國にかやうの神等を輕んじて。卑しき物のこと思ふならひなるに。其名をとりて書てハ。自ら神を輕しむる心になるわさそかし。又この罔象の訓注ハ。こゝにあるを。神武御卷にも又あるハ。重なれりと云へり。

式阿波國美馬郡彌都波能賣神社。○ひこ御病し給ふ折しも。生坐る土神

水神の。火神の御荒ひを鎮む料と自ら成れるも。御母尊の火の災を。いみじ

きものよおもほせり。かハ。自然御魂の凝りて。か土神水神ハ生れ坐りけ

む。さるを鎮火祭詞よ。吾名妹命能。所知食上津國爾。心惡子乎。生置氏來

奴止宣氏。返坐氏。更生子。水神荒川菜植山姫。四種物乎生給氏。此能

心惡子乃。心荒比曾波。水神荒。植山姫川菜乎持氏。鎮奉禮止。事教悟

給支。此詔詞の赴にてハ。伊弉册尊現身ながら。既ハ與美津杖坂まで。至させ給支。か云々の事思し出。返坐とあれハ。水神土神等を生坐るハ。此紀また記に。

御病の間ハ生坐るとあるハ異なり。此を崩坐て後御魂の上の事と。見る説ハ非事なり。さるハ重胤云崩坐して。其御靈の往坐るならむにハ。其返坐て生坐る御子の現身にて御在すハ。かある文よよれハ。土神水神ハ。火神の御荒ひ坐む時。其を鎮め奉らむ料よ。故。よ生給ふと云る。傳の赴なり。されど此紀。又記の傳よ

てハ志の豫め。夫々の神を生給はむとまでハ。所思しかけざりしを。不意御病し給ふ時しも。土神水神其外の神等も。生坐ること聞えたり。互ハ異なる傳也。又此一書ハ記又第四一書ハ據る也。金山彦金山姫二神を脱せり。

即軻遇窈智娶填山姫。生稚産靈。此神頭上生蠶與桑。

臍中生五穀罔象此云美都波。

娶植山姫。火神ハ男神。土神ハ女神。よて。適合坐るなり。これにても。土神ハ一神

しきをしるべし。平田翁云。伊弉册尊の交接の道を始め給ひて。後に。男女御合坐るハ。これ始あり。さて火神と土神と。同母兄弟に坐すを。御合せることハ。此より前にか。る事のなきは。更にいはず人世となりても。曾てなき例にて。皇御祖神の堅く禁め惡み給ふことを見ゆるを。此御合のみハ。御親神の許し給へるにて。極めて深き由ある

事とそなもつる云云云云。人の世の定めを以て神の御上を論ひ奉るにて。甚しき推量言也。なほいはは火神土神は。共に伊弉册尊は御子に坐せども。土神火神は伊弉諾尊に婚きて成玉と御子に坐さす。後の同母兄弟の例とも異なるはあらずや。かまかくに此あたりの神等の御上の事。人智を以て料知べき事はあらず。

○稚産靈。記は和久産靈日とあるに依て訓へし。稚を古言に和名義。産靈は物を生し出る御靈をいふ。さるに記は。次於尿成神名彌都波能賣神。次和久

産巢日神。此神之子。謂豊宇氣毘賣神とありて。豊宇氣毘賣神の御親も

坐と合せて思ふ。既よ土と水との神等成坐て。又糞尿も土を肥し穀物次に

穀物の成へき産靈の神也。さて豊宇氣毘賣神。其御魂を受つさまし。平田翁云。

稚ごしも申す故は。御子豊宇氣毘賣神に至りて。穀物の成。出たるを。此神

は其産靈の御徳を持給へるのみ。また成し給はりしか。豊宇氣毘賣

神の神徳の。廣く大きなるは對へて。御親ふれども。稚ごに申ふるべし。武郷云記

志とい。凡て物の未成整はざるを云。又物の壯に美麗き方に云ことあり。美稱は若と

云類あり。此は未成と。のいねを云とい。甚く異なる如くなれども。本は一。意也と云り。

備し御親子として。其神徳の全と成整へる事。深き由ある事なるかも。と

云れたり。又平田翁云。古事記は此神を。伊弉册尊の御尿は罔象女神の成

坐る次。成坐るとあるは誤れる傳なり。さるに上よ云る如く。神代紀は記され

たる三。此傳は。鎮火祭詞なる傳とす。して四の傳共。伊弉册尊の此神を生

坐る事なく。殊に鎮火祭詞より考る。水神土神を生坐る事。火神の荒

ひを鎮め。料は生坐るなれ。稚産靈神の生坐ま。き理なるを。火神土神

の御子といふ傳は。此神の産靈の理は叶ひて。幽き謂ある傳なれ。なりとあり。此

説然るべきか如くなれ。其御子に稚産靈神。又其御子に豊宇氣毘賣神の成坐

るを思ふは決めて由。熟考る。鎮火祭詞は據る時。此二書の傳を叶はす。さる

は伊弉册尊崩御ましけれ。伊弉諾尊恨みま。其御子軒遇突智を斬り

玉ふ。扱其より女神を慕ひて。殯歛之處に到坐し。いは。女神甕玉ひて。再ひ見

えたまひけり。然れども男神を慕ひます事あ。此般は黄泉國に入ませり。其

入坐むする時。埴山姫を生玉と。鎮火祭詞はみえたる。されは軒遇突

智神の新られ玉ひりりハ、最々後生れ玉へる垣山姫ハ、娶玉へる事あり
 ともあり。若しハ判遇突智神の御靈也。力を合せて坐給ふ事なごあるな
 かと云傳へたるよやあらむ。稚産靈神ハ伊弉册尊の尿生玉ひし御子ありと
 せる。記の傳やなほ正しかるべき。さて神名式也。大和國城上郡卷向坐若御魂
 神社。大月次相 嘗新嘗 とあるハ此神坐り。○生靈與桑平田翁云。蠶、和名抄也
 説文蠶虫吐絲者也。和名賀比古。此訓に疑あり。蚕ハ只に古といふ本言
 なるべく。加比古ハ養蚕の意なるべく。思はるれば
 なり。桑ハ和名抄也。和名蠶所食也とあり。名義蠶葉なること。或人云り、
 五穀は下の一書も見えたる。稻麥豆粟稗を云ひ。穀ハ種津物ありと云る説也
 もあるへし。天智紀に、稻種を夕 ナシ子とよめり 儲此事ハ。平田翁も云れたる如く。豊宇氣毘
 賣神の事實の。御親子の間にて、混亂つる物なるへし。なほ下の一書に云る
 こととも考合すべし。

一書曰伊弉册尊生火産靈時。爲子所焦而神退矣。亦云

神避矣。其且神避之時。則生水神罔象女。及土神埴山

姫。又生天吉葛。天吉葛此云阿摩能與佐圖羅。一云與

曾豆羅。

火産靈。火を産靈成。給御名の意なり。記傳に火をホと云ハ木をコと云と
 火中とあるか如く。下に産靈と云ふ重き語あるか故に。上の言の轉れる也。故本能
 と云ハす。同じく上の言の轉れるなから。焰火、氣と云時ハ、火之秀、火之氣の意に
 て。下なる其物に就たる用を云るなれば。之の辭を挾む例也。さて此神ハ、
 も。殊に産靈と申せるにても。其功太く坐す御事をハ知へきありと云り。此御名
 に依て按ふに。たゞ火を主宰す玉ふのみハ坐す。此神天、日の光を迎へ。
 大地の万物も含みたる火を起して。御身も分持し。弘く世間も幸ひ玉ふ。
 其御靈を稱へまつり。御名ふるへし。上の一書に云る事。神名式。伊豆國田
 方郡火牟須比命神社。○亦云神避矣。山蔭云。これハ一本よか有しを。
 後人の注せるなるべしと云り。文字の異なることにて。同言を重ね云へきあら

其。尖と行なり。舊事記より此五字なし。○天吉葛。釋私記。是當神名と云るいさる言ふり。必神なるべきを。例の省けるなり。吉葛ハ彌真葛ミマキとて。乾瓜を稱へて。御名は負玉へると。荒火を防ぎ給ふを以てなり。鎮火祭詞より更生ミナ子。水神乾。川菜埴山姫。四種物乎生給。とあり。乾即此。吉葛なり。此文に依る生給ふか如くなれと然らず。水神また埴山姫をも。四種物と云るハ。其物にハあらて神なれハなり。さて平田翁云。此物ハ凡て瓜てハ名を負る。葛物の祖なりけりと云へり。乾は。和名抄より杓比佐古。唐韻云。斟水器也。瓢和名奈利比佐古。瓢也。瓢。乾也。乾可為飲器者也とあり。平田翁云。上代より此を水を汲む器と。定めたるハ。此の故事より起れる事也。世に竹をまけ木に穴をくりあけなとして。水を汲むに用ゐる器を。比佐古と云ハ。た。誤れる名ノ誤 儲此物ハ。いと輕として。水は沈むことなと。彼仲哀卷なる真木。なと思 又水は着て腐る事なと。水を汲むる最上器なるハ。此大神の生賦給へる。此神の性より有けること云り。水を汲器のみにあらず。いと大なるハ。火桶となして。火を入るに。焼け通ることなきも。又あやしきなり。さて記よ。水戸神速秋津日子。速秋津比賣二神御子よ。天之久比耆母

智。國之久比耆母智神ありて。水分神と同一とて。凡て萬も水を施して。功を成しむる神なり。御名義汲。御持なり 此天吉葛と。同神の異なる傳ハ。又誤れる傳ハ。今料のとし。○鎮火祭祝詞よりあるよ。こよ川菜を生給ふことを脱せしなるへし。此も神なり 川菜ハ。和名抄より水苔一名河苔和名加波奈。古今集に。かほなる。古今集に。かほなる。くさと云ふもこの たり。さて此物ハ。凡て水は生る草とも祖なり。平田翁云。人の過て火は焼れたる時ふと。瓢は水を汲て。其傷處を洗ハ。速は痛みを去るふことノ事ハ。まゝ爲る事あるを。生なる川菜の汁をもみ取て。火傷處は沃きかこれハ。痛みを去ること。予もまはく見たる驗あり。此は就てなほ思ふよ。種々の物よ。各々其々の能ありて。病を直すをばしめ。互は相制ち相助けて。功を爲すことハ。都て神のしか種々は性を賦けおき給へるよ依てなり。其ハ物ことよ。其傳こそ無けれ。此なる傳又伊邪那波大神の。桃に勅給へる御言よ。如助我云々。青人草之落苦。瀨而苦惚時。可助と詔へるまよまよ。桃の惡鬼を避る功ある事なことを。思ひ合

せて准へて悟るへしと云り。○一云與曾豆羅六字。後人の傍書の混れて入し物ならむも。料かたし。永享本は此六字なり。

一書曰。伊弉册尊生火神軻遇突智之時。悶熱懊惱。因爲吐。此化爲神名曰金山彦。

生火神云々。本は生字、上且字あり。永享本はなし。必行字也削るへし。○悶熱。言義未詳ならず。文字は依て義を知へし。悶字名義抄にウレフとも。心基疏は悶熱者火氣之傷也とあれど。悶熱と書たる字は就ての説なれば信ひとし。繼体紀は惋痛三代實錄は。思保之熱可比憂歎御坐云々。字鏡集は喝痛同。焗同。アツシレ。アツカフ。又焗アフル。アツシ。アツカフなど見えたり。○吐。記は多具理と作り。記傳は言義は髪を揚るを。万葉は多氣はぬれ多香根は長き妹の髪。また小放は髪多久までよなとよみ。又古麻は多具とも。又馬太伎

ゆきてなご。よめると同じきか。纏などをたぐるご。云ふも搔上る意ありて。同ト賦噎の久理も。此久理と同じ。和名抄には歐吐倍止都久又太万比。現吐豆太あり。美ハ豆太乳吐豆太と云り。○金山彦此神は金神なり。龜相記に金山彦金山姫の下に金神なりと云り。也今、鐵也とあり。金神の証文はしめり。此に見たり。鐵也とあるは。人民の田作るに。専と用ふ物の上より云る文なり。植山彦植山姫の下に掌土器神今、壺也と。同書にあるは同じ書さまなり。さて記と比校るは。金山姫一神を脱せり。記云。多具理邇生神名。金山毘古神。次金山毘賣神。式は河内國大縣郡金山孫神社。金山孫女神社とありて。信は二神並坐り。此神は金を掌しめす神なり。重胤云。金は天瓊矛を衝立て。國中之天柱と化豎たまふは起りて。大地の根なるものよ。大地の大なるより。砂礫の小さく至るまでも。其氣の縮りて。其形体を成すは。金氣は然ら令る所なり。然るは金神の成坐るは。其を山中は採て。鏡劍は造り。刀仗は作て。國土人民は利用を爲玉ふ方よ。体用の差あり。菅家万葉は。荒金之土之下丹乎とある。荒金の玉の未琢かざるを璞と云か如く。土中は在なからの金よ。鍊金よ。

對へて。然云つづけたる者也。名義抄は。鐵字を久吾賀彌とある。黄金白銀などの色は對へたる稱ふるひ。一云阿良加彌とある。押並て土中より多く生る。此鐵は限りの故なり。又鐵字をも阿良加彌と訓り。此より金山彦と云名義を明らかむべし。さて此神は伊弉册尊は御吐より生ましつれども。實は火神は屬坐謂ありと見えたり。金の火もて打敷すての用難き物なる事も此訓による事なりと云り。式美濃國不破郡仲山金山彦神社。今南宮と申す是也。

次小便化為神名曰罔象女。次大便化為神名曰埴山姫。

小便。一書訓注は屬此云愈厩理とあり。和名抄に尿小便也。由波利とあるは轉れる言なるべし記傳云。由の湯。麻理の尿。麻理の同とて。其出るを云と云れき。さて此時麻理給へる湯即水なり。其は此より從て生坐る神は御名よて炳馬し。湯とい水の火氣をなるを云稱厚くうけ含みて煖なればなり。後伊弉册尊の御屍は。巨川の化れるを合せ考へて。此の御屍即

水なるものと知られたり。○大便。和名抄糞尿也。和名久曾。扱ふの御尿即埴なり。其は此より從て生坐る神の御名よて炳馬し。さて尿即埴。尿即水にて。水神土神は。其は因て生出まし。水と土とを掌り給ふなり。借尿尿の土を肥し。穀物を助け成るものなることと思ふべし。○姫字。本は媛と作るを。纂疏本活字本は依て改む。記傳云。書紀は凡て比古は彦字。比賣は姫。又媛字を用られたり。其は大抵皇胤の女は姫字。他姓は女は。媛字を書れたる。と云るは依れり。此紀神の御上をむすべて皇統と同じさまに作られたるなり

○記傳云。上件迦具土金山波邇夜須と云名。皆天香山に由縁あり。先彼山の名迦具土と同一。又此神の所殺坐る身躰は。諸の山津見神の成坐るも。山に由あり。武郷云。火神の御躰の。天上に上りて。天香山と成れるを。かく山津見の事にはあらし。さて火神は此國土にて坐れ玉ひし神なるを。年中行事秘抄に引る舊記。又秦氏本系帳に。天神と云るは。天香山に坐る依てなり。又石屋戸段は。取天金山之鐵とあるを。書紀は。天香山とあれは。香山と金山とも由あり。武郷云。金神金山彦神は。火を防かむ料と成坐る神なるか故に。その火神の御坐る香山に共に住玉へるものなるべし。借此神を金山彦と申しより移りて。香山を

も金山とそ 又波邇夜須と云地名の。倭の香山もあるも由あり。武郷云土神植
解けらし。火神を鎮めん料の神なれは是神まも金山彦神と同じく香山は住坐りしなる。安神亦名植山姫
し。此國に降り付たる香山は植安といふ名のあるも此由なるべし。此に依て按る香
山を植山と云しも知るべからず。さるは此山より植土を
出せること古書にあらまた見えていふ深きよしあること也。これらたまくと然る事
と聞えず。いひたまよも。所以あつげなる故よ。驚しおこなり。ごめいごる言なり。

一書曰。伊弉册尊生火神時。被灼而神退去矣。故葬於紀
伊國熊野之有馬村焉。

紀伊國記は本國とあり。其字の意なり。記傳云。紀伊と書は必二字に定むべしと
り此例多し。云へり。此國の本は由あること。下は見えたり。○熊野有馬村。熊野の牟婁
郡なり。此地郡の半は過て。數十里は巨れる大名なり。されど和名抄より。郷名
よも載らず。古の人民いふ少りつと見ゆ。名義隈野なり。隈は下卷は八十隈
將隱去とある。八十隈は同じく。幽冥の隈あるよしの名なり。隈はもと物隔の

ありて。裏の見えかたきを云。野とい山も原も。甚ひろき地を云。此地は現界に
在ながら。神の住坐處あつて。人のえ料知かたき隈々あるを云なり。さるは伊弉册
尊の神退ましし時。殞歛之處よ。伊弉册尊の行まゝか。如平生出迎へて
相見まし。其後遂は現身ながら。黄泉國は到坐し。此地なり。又記に大屋毘古
より。大穴牟遲命の黄泉國に入坐るも紀國なり。神の坐す御所
此の熊野といあらねども。同國なれは由あるなり。又式は熊野坐神社。今本宮と
所の内。其祭神は熊野夫須美神。伊弉册尊なり。速玉之男神。家津御子神。素戔乃尊なるか。
何れも黄泉國の大神は坐を以ても。此地は八十隈ある事知られり。故神
武天皇の御世の頃までも。荒神とも此山は甚多かる。其所謂は依てなりけり。
さてまた出雲國も熊野と云地ある。是又隈野とて。彼國も八十隈あること
ハ。彼國は黄泉平坂ありて。黄泉國は行通ふ域のあることよりはしめて。神代も
り人の世に至るまで。神々きこと他國とい甚異なり。紀國と出雲國と。通てき
いゆることあるも此由なり。熊野の隈野なる事ハ。或 諸玉勝問云。新宮に上熊野
人も既に云るをきたり。

中熊野下熊野にて三村あり。有馬村、新宮より北の方へ、伊勢の方へ五里ばかり行て、木の本といふ所の二十町ばかり南あり。そこは産田神社。また花の窟あり。里人あやまりて、大般若の窟といふ。此窟の山高さ二十四五間。周三町ばかりあり。この窟、伊邪那美、命を葬奉れる所といふを。又或説は、伊邪那美命を葬奉れる所。産田神社にて、花窟は火神なりとも云りとあり。南紀名勝志に此窟は有馬庄有馬村の東北に在り。岩高廿六丈。石表あり高一丈三尺。岩窟より西北一町。山上に燈籠峰と名くるあり。毎年正五九月。僧讀經而祭焉云々あり。又通證に引る那智三卷書に云ものは。有馬村有産田宮。今按聞之新宮神突智。乃伊弉册尊神退之地。而其東有隱窟。亦曰産立窟。亦曰花窟。花見増基。熊野紀行。所葬伊弉册尊岩窟也。今按去宮三里許。海濱突出。大巖壁也。每歲暮春以繩作花天幡旗。花勝垂之繩旗間也。圍繞於窟。歌舞祭之。蓋往古遺俗也。とあり。さて記は、葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也。とあり。記傳云。此山今詳に知ぬしとあり。○或説に。内山真龍の考は。出雲風土記に。仁多郡御坂山とあるそ是なるべきと云る。此は備後國にて。尊山と稱する山也。此山頂より中分して。北方は出

雲國仁多郡馬木村。東南は備後國奴可郡大屋村。西方は同國惠蘇郡日和組の内追原谷なり。日和は。ひの音便なるし。扱ひ出雲伯伎國とあるに合され。此山より伯耆まで相距こと五六里なれば。國堺の移れるなるし。山頂なる鳥帽子岩を古來土人これを神跡と申傳ふ。又七本搦とも云と云り。なほよく國人に尋問ふ。異なる一の傳なり。出雲と紀伊國と。遠は隔りながら。神代より近と通ひて聞ゆること多し。と記傳は云れたるをも思へし。委しき事ハ記傳を見て知べし。○葬。本はカクシマツルと云り。萬葉は磐隱坐と云ことあり。迦久須と云も古き稱なるへし。石隱と云も。石構の内は葬り奉るに就て云稱なり。又波夫流も古言なり。言稱ハ神を齋祭る者を祝と云は同じかゝるべし。備前在の義にて。御前に個個拜み仕奉るよりの名なるべし。されど波夫流も。記傳は死人を送遣事を云稱して。日代宮段は天皇之大御葬などある。葬字ハ然訓へければ。此ハ葬奉たる處に就て云なれば。波夫流ハ事違へり。似たることながら。差あるものぞと云り。さて此ハ葬といふれども。まこと御躰を埋め奉るよららず。假に姑と御屍を収置たりし處にて。即第九一書に殯殿之處とある即是也。此事ハ其一。其をかく後世の御陵墓のさまよ。語り傳へたるまで。其處ハ産立

窟亦花窟をさして云るなるべし。

土俗祭此神之魂者。花時以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

此神之魂。重胤云。魂を美拖磨と訓る。恩頼の意なり。神武紀。我皇祖之靈自天降鑒助朕躬。垂仁紀。頼聖帝之神靈。景行紀。頼天皇之神靈。顯宗紀。奉天之靈と見えたる靈。又神靈と同意なり。和名抄。靈日本紀云美太萬。一云美加介。又用魂魄二字とある。右等の靈字の訓なるべし。然れ美加宜とも訓へところ。万葉五。阿我農斯能。美多麻多麻比豆。又十八皇御祖乃御靈多須氣豆などありと云り。此等を合せて。此神の御蔭を令蒙玉ふ。その美拖磨なることを知へし。○祭。君の國を治め賜ふ御事を政と云。其麻都理と言の意。同一きなり。記傳云。天下の臣連八十伴。緒の天皇の大命

を奉りて各其職を奉仕る。是天下の政なり。さて奉仕るを麻都理と云由。麻豆流を延て麻都呂布とも云。即君は服從て其事を承り行ふをいふなり。都加閉麻都留は事服從なり。又服從。奉仕。皆本の一。意より出たり。又神を祭ると云も。其神は奉仕るまで。本同言ふりと云れたる。さて知へし。さて祭此神之魂。産立窟。就て祭る事也。然る。此大神を假る。假る。假り。始など。八百万神等共。此土に復らせ玉はむ事を請申されし時の。神事の遺り傳はれるなるべし。有馬村と云も。現祭村にて。其請申せる也。重胤云へり。○花時以花祭。諸本いつれも。花時亦以花祭とあるを。今舊事紀。據て亦字を削り去てつ。元々集の古本。此字ありて。通えぬ文とふれり。猪花何の花ともなければ。一萬木。花ならむかと思へ。猶思ふ。昔も今もたなよ花と云る。王と櫻。花を云へ。下卷木華開邪姫も。櫻花あること。其處に云。難波津。咲やこの花とある歌。王仁の作と云へる。おほつかなければ。古くも櫻を花とのみ云へりし証とす。此花を梅なりと云る説。據を。さて後世。たなよ花と云て。全ら櫻のこと。爲る。こは花も櫻なるへ。重胤云。常は祭る中も。殊更。

花時は花を以て祭と云事あり。右に引る那智三卷書は、毎歳暮春以繩作花及旗幡。云々祭之このれとも。古に然る花勝を以て祭らざりし事。此は花時とあるを以知へしと云り。○鼓吹幡旗。鼓ハ倭名抄音楽部鼓和名都々美。美注云。菟豆彌見神功紀武内宿彌為太子答歌。神代紀鼓字同訓。本居氏引或記云都々美。都曇字音。唐天竺伎有都曇鼓。以阿都美用阿曇字。例之。是説可從。愚謂都々美以其音得名。都曇鼓亦以音得名其名適合耳。非依都曇鼓。名都々美也。猶鷄鳴以鳴聲得名。加介加良須亦以鳴聲得名。然皆自皇國之名。非依鷄鳴字音得此名也。このり萬葉二は齋流鼓之音。雷之聲登聞麻底とあり。笛は。上代本記は。凡神樂之起。猿女君祖天鈿女命採天香山竹。其節間。雕風穴通和氣。今世号。と見え本朝事始は。齋部私記曰。天磬笛。事代主命製之奉天孫瓊々杵尊。以磬名也以祝天孫也。このり。共は神代よりの物なること云も更なり。幡旗ハ通證は常陸風土記。黑板

命云云。葬具。儀赤旗青幡交雜。飄飄喪葬令。親王諸臣有鼓大角小角幡等。又考舒明紀。迎唐國使人。有鼓吹旗幟。則古昔送迎之大禮皆用之也。蓋葬祭亦稍送迎。然とあり。又万葉の歌にも見ゆ。○歌舞而祭。神事は歌舞を用ふるにならず。葬儀にも其事を行ふ轉れるなるか。其も神代よりの事なることなき。委ら下卷の注は云へり。扱草牙云。今も二月二日十二月二日時の花以て祭るなりと。國人云りとあり。この時、花とあるによれば。上の花も時、花なり。或人云。舊は二月二日と。九月なりしを。近世は十二月二日は改めたりと云り。このり。南紀名勝志は。正五九月とあり。那智三卷書は。毎歳暮春云々とあり。此らみな聊かかはれり。いづれか信ならん。なほ其國人は聞てよく正すべし。

霧云々平田翁云。朝ハ佐と訓ヘテ。朝字を―も書るハ。霧ハ多と朝ハ立つ物な
 れハ其意を以て書らるへけれど。字のまゝハ何佐と訓ハ非ふり。薫滿ハ霧の立
 こめ棚引たるを云。俗に迦須美のたつまな母夜。宿迦遠理と云ふ言ハ。今ハ香ハ
 のみいへと。烟ハまれ。香ハまれ。霧ハまれ。棚引ハひろこれる物を云言なり。冠字考
 ハ。萬葉ハ朝霞鹿火屋之下ハ云々。この冠字ハ朝霞の加乎留と云語あるを畧
 きて。加の一言ハ言ハけ成へしと云れき。此の有朝霧而薫滿之哉。とあるも
 同一と。又萬葉ハ鹽氣能味香乎禮留國と云ハ。古ハ雲霞烟霧などの曇る
 を。加乎留と云へいなり。今昔物語ハすら。烟の薫り合ひたる。と云レ。神樂歌ハ伊
 勢之末乃也。云々多久保乃計。以曾良加佐支仁。加保利安不など見ゆ。この
 利ハ平と保と假字ハ違へれと同語と思ゆ。其ハ上の鹽許袁呂許袁呂爾播鳴との
 言のかく弘て。正ク此言ハめてつへき字のなき。故ハ姑ク香の方に就て。此字を當たるもらむ。諸此時ハ國土ハ產生―給ひて。未
 いハともあらざる世なれハ。晴ることなく。唯秋霧のこ立ちもれりしなりと云リ。

或人云。今も北越奥羽の間ハ霧氣深シ。松前蝦夷地に至てハ。青天を見ること罕也と云リ。それに准て。古を想ひ遣るへしと云リ。○吹撥之氣。重

胤云。瑞珠盟約章ハ。吹棄氣噴之秋霧とあり。吹撥と吹棄との差異を如何と
 云。吹棄ハ緩マテ。吹撥ハ急なり。故其吹棄玉方ハ。氣噴之秋霧を生玉
 へるを。此の吹撥ハせるハ。薫滿とる朝霧を掃ハせ玉へり。今も此を試るに。口中よ
て氣をなし。急ハ息を吹けハ。冷よし。唯風耳出るを以て考へべき也。○級長戸邊命。亦曰云々。山蔭曰級長戸邊
 命ハ。女神の名なる。亦曰級長津彦命といハ。此ハ一云を。後ハ亦曰とい誤
 れるなるへしと云リ。舊事紀ハ級長津彦命次級長戸邊命とあれハ。けよ云れた
 る説の如くなれと。其ハ中々に誤マテ。此ハ共ハ男神の御名とすへし。記も志那
 都比古神のみ坐ハなり。名義息のこを。古ク志とも云るよつきて。纂疏ハ息
 長と云むハ如しとあり。長を那と云るハ。古書ハ例あり。其ハ此ハ二柱神ハ。伊邪那岐。命の薫滿
る雲霧を撥。給ふことしてハ。御息を長と吹給ふへと。其御氣より生給へる故ハ。
 息長とい申すなるへし。さて息ハ氣あり。重胤云。常にハ氣と云を。志と云ハ如何にと
云。伎とい全体の氣の名マテ。其氣の物に迫りて。一攝なる

を志と云り。其の空氣の迫りて、動搖くを風と云て、(名義氣迫なるを)其神名に、志
 那と負坐るを始として、騷は屯氣嵐、荒氣、虹、丹氣なる例也。又風を許佐とも、伊
 那佐とも云るを、知に轉して、東風暴
 風なども云ひ、又其をハヤラと云り。縣居翁説は、萬葉の歌は志長鳥と云るは、
 鷗鷗のことにて、息長鳥と云むの如し。また二十卷は、ほろりの於吉奈我河
 波と連け詠るを以知へし。此鳥水底に入て、浮出て、長と息つと故は、然云ひけ
 しふらん。と云れたり。諸戸の處にて、風氣の常は在處を云なるべし。亦御名の津
 も同じ。邊は、大戸之邊の邊と同じ。女を尊心稱の如となれど。此邊は然らず。
 美と通ひて、山津見綿津見などの見も同じ。何れも男神の御名也。風神は
 と男神よましまさとも。又其分身は、比古比賣二柱とも坐々すとも。祝詞は見え
 たり。此は速秋津日命の二柱よましまさしと云る神。其分身の女男二柱とも坐々て。
 河海は依て持別て、御子をさへ生坐ると同じ。され祝詞よりて、必本より
 比古比賣並坐りとも定められた。記紀は一神を脱すとも。と云れる縣
 居翁、説は、凡て科戸之風と云ふこと。記傳は此神の御名より云て、凡て

の風の、ことなりと云ふ。重胤云、級長戸と續く時、風氣の常在に吹處の謂はて、即
 吹放物語之如入、朝之御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事之如久とあり。又堤
 中納言物語無由言卷に出立つ所の科戸の原の上の方に、天河原の邊近く云々
 とあるを見るに、科戸と云ふ。○風神、風神の未生よりし以前も、大虚の素より、
 大空の事と見えたりと云り。○風神、風神の未生よりし以前も、大虚の素より、
 氣の充塞れる所也。然るは風神は、其氣を動かす爲に成坐るなり。され氣を体
 みして、其用の風、神なる事。なほ日を体にして、其用の火、神なるが如し。とて平
 田翁云、風は伊邪那岐、大神の御息より、起れるに就て思ふよ。人の氣息も即
 風にて、音聲を爲し、語言を爲すも、皆此神の御靈を蒙り奉れることなるは云も
 更にて、此氣息を身も持てる間を、生と云ふ。息も同言よし。命と云も息内
 といふ言なるべし。死は息去なるべし。死ることを息絶と云はて。此意の言を聞
 たり。風をも息をもと云ふこと、既に上に云
 と云り。式は、大和國平群郡龍田坐、天御柱國御柱神社二坐。並各神大月
 龍田比古龍田比賣神社二坐。此社は今も立野村の本宮の玉垣の内は、右方に
 神の如くして、別社に祀とある即是神なり。
 奉る事、彼此例あり。

又飢時生兒號倉稻魂命。

飢時云々。本は飢をハシカツシと訓るは謬なり。元々集訓はウヤシカリ
 シとあるを正すとすへ。飢いひなり。北野本はウエタマフと訓れど。か
 とて伊弉諾尊の御上よのみ。かりてせまし。其よし次云。此は二神の天降
 坐る其始也。彼別天神の如く。隱身は御在し坐しを。磯取盧島は。天柱を化
 豎て。八尋殿を化作玉へる頃より。漸々は顯身の大神と成玉ひて。其生坐る
 御子神等をも。顯身よて生出玉へるなれ。此は於て。顯身を容へき住處あるへと。
 裝ふべき衣服有へと。養ふべき食物有へと。此三物を以て保たせ玉ふべき御命也。
 然れは此時始て。顯身よ食て活へき物の。あらまほしと思ほし成つるなり。次な
 る黄泉の所は。伊弉册尊の吾己食泉之之竈と有を以て。既と火食の事有
 しを曉るへと云れらるか如し。但此飢時を。伊弉諾尊の御事とのみ。見るは
 委しからず。此時其生坐る御子等。みな顯身よして。生出玉へる。其御身の上

よ。食て活へきものなるといあらす。自ら飢坐るなり。其時をひらことして云るな
 り。元々集は引る太田命傳。また神祇譜傳圖記と云るものなり。
 此を天下飢饉云々と書りこれ其時をひらく云る證なり。さて記も伊弉那
 岐命伊弉那美命の御子よ。大宜津比賣神生坐り。倉稻魂命即ち大宜津比
 賣神と同神なれ。次に云。こは伊弉諾尊の生兒とあるは。熟符へり。とるを此傳
 を採らで。平田翁の辨へられたる其説よ。まづ此神の御名の。種々に傳はりて。
 混亂れたることを辨へ置て。後よ云へ。とるは。大宜都比賣神。倉稻魂命。同神
 なる由をなほいは。倭姫命世記よ。調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號大
 宜都比賣神。亦保食神。神秩官内。坐御膳神是也。とある以て。其の同神よ
 坐すことを知へし。さて此世記の傳よ。亦號大宜都比賣神。亦保食神とある。
 これ又正しき傳なり。その記よ須佐之男命の食物を。大宜津比賣神よ乞て。殺
 し給へることを記よ。月讀尊の保食神の許到りて。殺し玉へるとあり。大宜津
 比賣神保食神と同神なること。世記の傳と。彼此思合せて曉るへし。さて又此

大宜津比賣神。倉稻魂命。保食神と云々。外宮の度會坐す。豐宇氣毘賣神
 と同神坐なり。其いまつ大股祭詞よ。屋船豐宇氣姬命。とある所の本注よ。
 俗謂宇賀能美多麻命。とみえ。世記に。豐受大神一坐。亦名倉稻魂命是
 也。と見え。また御鎮坐傳記にも。豐受皇大神一坐とある下。に和久産巢日神子。豐宇氣姫命。稻靈神とあり。また酒殿神の下よ。
 も。和久産巢日神子。豐宇賀能賣神坐也。五穀種所化神。保食神分身と
 あり。御鎮坐本記。また廣瀬社縁起よ。倉稻魂命。此大忌廣瀬社也。又曰若宇
 加之賣命。伊勢外宮分身也。神名式。又祝詞式にも。廣瀬ふと見えたるを思ひ
 集めて。豐宇氣毘賣神。大宜都比賣神。倉稻魂命。保食神。豐宇賀能賣神。
 若宇加乃賣神など申す。同神の別稱なることを曉るへし。なほ神名式。大宇
に。邇々藝命。御天降に登由宇氣神と見え。神樂歌に。豊遠加比賣など申せるも。同
神の別稱なり。武郷云。神名秘書。裏書。大神宮古書云。大御氣都比賣神とも有り。
 諸此神の生坐る傳い。上よ見えたる。記紀二の傳の外に。また古事記よ。伊勢
 冊尊火神を生坐る事ありて。因生此子。美善登所長而云々。於尿成神名

彌都波能賣神。次和久産巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神とある。か
 三の傳の有り中よ。和久産巢日神之子と申せる傳也。上に引る。世記御鎮坐
正觀なりける。と云れたり。ふほよと考へし。又重胤云。古事記よ。須佐之男命
 娶大山津見神之女神大市比賣。生子大年神。次宇迦之御魂神二と有と
 此の倉稻魂命とい。同名よして異神なり。但其二柱とあれども。其文を受て
 下よ。大年神の後神等を載たるに。宇迦之御魂神の後神。子神等の沙汰なき
 い。不審しき事なり。因て思ふよ。上代本記よ。土御祖神社の祭神の中よ。宇迦
 魂大年神一坐。武郷云。鎮坐本記にも。まあり。宇迦之御魂神と有て。大年
 神を云ざるを以考るよ。此大年神の亦名なるか故よ。屋船久々遲命などの
 例よ。重複れる御名也。伊奈利社記。三箇峯三社秘説よ。社説云。中倉稻魂
 命也。即素戔鳴尊子。母山祇女。大市姫。伊勢諸尊子。全名云々。上進雄尊。下大市姫。以上三坐神。是尤秘
 々中深秘也。神祇拾遺云。弘長六年加田中四大神。爲五坐也。田中社

者。太田分身三峰地主乎。一説云大四大神者。四柱見神也。五十猛大屋
 姫。林津姫。事八十神也。云々舊傳云。當社素戔嗚尊鎮坐其一也。然則根
 此神愛木勿論事歟。云々と見え。二十二社神體秘記にも。稻荷神社。中倉
 稻魂命。上土祖神。下大山祇女。と有。何れも大山祇女とある。其御祖坐
 し。又田中四大神の兩社も。共素戔嗚尊の御子神たる由緒を思合せて。
 此の倉稻魂命の外。別素戔嗚尊の御子神も。倉稻魂命と申す神の坐
 事を。曉る可きものなり。山城國向日神社々記向日神と申す御年神ふ
 るよし云る向日飯神と云事なるべきが如何にして。此同名異神の御坐す事を
 まづ心得す。其説は窮るの故先此は少記せるなり。二十一社注式に。稻荷
 内に中社倉稻魂命神播百谷神也。一名豊宇氣姫命。大和國廣瀨大明神。伊勢
 内宮同体神名比咩大明神。と云る。甚しき僻事なり。伊勢内宮同体と有。云に
 も足さる事なり。然れども。播百谷神也とある。古文なるべし。其此の倉稻魂命
 の稻魂命に坐事。上に云るか如く。彼宇迦之御魂神は其を播生し。耕作給ふ神に
 坐せしなり。如此く別神は坐せども。御名の等しく坐か爲す。甚々混らばしき事あり心すべし。と云れたり。諸此神名義。宇介

宇氣と同じ。私記は宇氣者食之義也とあり。記傳大宜津比賣神名の解。
 宜い食也。とて此食を放て宇氣と云。豊宇氣毘賣神。保食神など是なり。又
 宇氣を轉して宇迦とも云。此ハ風を加邪。稻を伊那。酒を佐賀と云。如此れハ氣
 宇氣宇迦みな同言よて右の神等の御名。いつれも此食の意なり。御膳御饌な
 物のことあり。魂を美施磨と訓ること既云り。恩頼の意なり。宇氣を主り玉ふ
 大神と坐て。其恩頼を令蒙。給ふ義なり。とて此神と。木ノ神とを屋船命と申
 すにつきて。此事上。平田翁云。神祇令。季夏月次祭條。義解。謂於神祇
 官祭。與祈年祭同。即如庶人宅神祭也。と見え。野府記曰。長元元年
 十一月廿五日乙卯宅神祭。奥儀抄。保食神宅神也。また宅神倉稻
 魂命云々。とある。なをあはせておもふ。此ころ迄ハ。屋船命と申すハ。豊
 宇氣毘賣神の事なる由を。世人知て宅神と云て。月々よいみしく祭りけんこ
 と。知られたり。此大神ハ食物を幸ひ坐す。御功德更も云とす。経緯の事も。

此大神の御身は靈の生れるより始まり。屋敷をさへよ。守護たまはば。食物住所
衣服の道を。靈幸ひます本つ御祖神は坐て。尊しなど申すも更なる神徳になん
坐々ける。うへ天照大御神の。重く此御靈を祭らせ給ひけることよ云り。さて
式は。神祇官は坐。御巫の祭。神八坐の中の。御食津神と申す。則此神は坐
なり。祝詞に大御膳
都神とも云り。内宮儀式葦原神社の下。宇加乃御玉御祖神ともあり。
又式は出羽國飽海郡。大物忌神社。名神
大とある社も。倉稻魂神は坐すよし。
諸書は見えたり。猶此神の御事下よも云り。考合すべし。又此御名の文字。本
居翁説に。倉字ハ心
得ず。誤字カ。食字を誤れるにや。又衍字にてもあらんか。和名抄はこれを引て此字
なし。又神武紀なるも倉字ハなし。然るを倉稻魂と。稻魂との別なりと云説ハ非な
り。と
云り。

又生海神等號少童命。山神等號山祇。水門神等號速
秋津日命。木神等號句句迺馳神。土神等號埴安神。然

後悉生萬物焉。

海神ハ。重胤云。下なる被除條は。底津少童命。中津少童命。表津少童命とあ
る。此三神を総云。故は。海神等ハ云なれど。其生坐る所は出ららんハ。同
事を再云は及まじき事なるを。此に在ハ。文の錯れたりもものなり。記も然り。

○少童命。名義和多ハ海。都ハ助辭。美ハ尊稱。月讀山祇などの美は同じ。

此御名文字。神武紀にハ。海童とも書リ。博物志云。西海ノ神童。張華詩有
海童。遼路。注云海神也。とあり。無恭文字なるよし。岡象女の下に云か如し。○山
祇。名義海津美はおなじ。神名式伊豫國越智郡大山積神社。名神大○武
郷云。此世に

名高き大三島。また伊豆國賀茂郡伊豆三島神社。名神大月も此神ふり。其外
大明神なり。次新嘗にも御社多し。平田翁云。山津見ハ山を掌給ふを。木ハ山は生る物なる故は。

山開きハ。此神を祭る古道なる。其ハ大殿祭詞。また山口に鎮坐す山神た
ちを。祭る詞を見ても知へしとあり。さてまた延暦儀式帳に。大山罪御祖命と

申すも。此神は坐へし。式に。度會郡大水神社。とある社を。大
水神社一處稱大山罪御祖命とあり。一書ハ山雷とも

見えたり。山蔭云々して山津見の津見に祇字を書れたるののなる意にかもし山野なども野祇と書へまよ山神に限れるのなほのふかしと云り。○水門神。水門の海は出入る戸口なり。島門の通と辞なり。○速秋津日命。此神の秘を掌給ふ神也。名義。大祓詞も。荒鹽乃鹽乃八百道乃。八百道乃鹽乃八百會爾座須。速閉都比咩止云神。持可吞氏牟。とあるよよるよ。清明き意也。さるの罪穢を祓清むる時。瀬織津比咩と云神。其罪穢を大海原に持出給ふを。此神鹽乃八百會座て。其を受取給ふを。かこ可々吞とい云るなり。さてかこ次々よ。根國底之國まで送り出給ふよ因て。遂に罪穢のさすらひ失はるを以て。清らかに明けきよよて。御名を負せまつりよもあるべし。又案に開く事をもアツと云へ。水の門口の壅ら開字を書る。かこて此神のこは一柱坐し。大祓詞も。速秋津比咩と云て。一柱にませり。然るよまの記よ。詳は比古比賣二柱坐々て。河海よ因て。持別て。御子をこへよ坐坐る。例の分身坐坐すの故也と云り。諸水門神等

い彦姫とを包たるふるへし。式に伊勢國度會郡瀧原宮大月次新嘗とあるを。倭姫世記に此彦神とし並宮を姫神と記されたれとも式及儀式帳も大神遙宮と有れ。後人の加筆なるべし。○木神等。木神ハ一柱坐坐を。等とあるいひ。若くは行ひ。○土神等。本も等字脱たり。今永享本も依て補へり。○埴安神。御名の義上の一書よ云へり。諸神武紀も。天皇以前年秋九月。潜取天香山之埴土。以造八十平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故号取土之處曰埴安。とあれ。此時始て祭給ふの如くなれど。前年九月。下よ。夢有天神。訓之曰。宜取天香山社中。土とあれ。神代より鎮坐りしを。更よ此社の土を取て。天下を安定し玉ひし。其祥よよりて。其地をも埴安と負せたりしよし也。此ハ式十市郡畝尾坐徒土安神社とある御社の地よて此説よら。埴安と申す御名ハ。この香山なる地名より出たる御名なり。とら此神ハ。上の一書よ埴山姫とあるの。本の御名よて。埴安とあるハ。此地よ鎮坐てより後の御名なるべし。金神。金山姫と申すに對して。此神の埴山姫。諸埴山姫の住ませと申すハ。本の御名なるべしとあるいひなり。

るより起りて、香山を又壇山とも云げん。さば一き事あり。其の金山姫の住ま
 せるより起りて、この山を天、金山とも云へりし。まの思ひるなり。○悉生
 萬物とい人草いさらなり。總て活こ一活る物の。始、祖を生給へるを云又ハニ
 具りて成坐るを。御子と爲玉へる傳にもあるべし。とる、鎮火祭詞。神伊佐奈伎
 伊佐奈美乃命。云々國能八十國。島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生
 給比氏。麻奈弟子爾火結神生給。云々とある。八百萬神ハ。こなる萬物よ
 あたり。物と云ふ名ハ。萬よ泛く巨な中。神をも人をも指て云る。こ常ふれハ
 この事なほ大物主。祝詞よ神と云るを。猶泛く物と云るなり。とて其よ次て。火
 結、神を生給とあるも。こよいこよ符へれハ。同傳なるへきな。山蔭云。上下の
 とあれハ。これも萬物の神なるへけれハ。神
 字めらまほしとあれと。まき方よろし。

至^テ於^リ火^ニ神^ト軻^ト遇^フ突^ク智^ク之^ノ生^ル也。其^ノ母^ト伊^ハ井^ノ毋^ト尊^ト。見^テ焦^リ而^シ化^ス

去^リ。于^レ時^ニ伊^ハ井^ノ諾^ト尊^ト恨^ム之^ノ曰^ク。唯^ニ以^テ一^ノ兒^ト替^フ我^ノ愛^ス之^ノ妹^ト者^乎
 則^チ匍^ク匍^ク頭^邊匍^ク匍^ク脚^邊而^シ哭^ク泣^ク流^ク涕^ク焉。

一兒。記よ子之一木とあり。記傳よ。古能比登都氣と訓へし。私記曰。一兒古
 事記及日本新抄。並云謂易子之一木乎。古者謂木爲介。故今云神今
 食^ナ者。古謂之神今木^ナ矣。云々と云り。此訓古き傳とさきこえり。なほ古
 よ木を氣とも云へ例ハ。書紀景行卷に。御木本此云開。万葉廿は麻氣
 波之良。又麻都能氣。又近江の佐々木を。和名抄は篠筥とありと云り。私記
 に問。云々答云々。必以木爲喻者。古以貴人喻於木。故謂神及貴人。爲
 一柱一木矣。今此云子之一木。猶如云子之一柱矣。以賤人喻於草。
 故謂天下人民爲青人草也。とある如く。貴人を木。小人を草。古ハ喻
 とりけん。重胤云。神と云へハ。賤しく聞ゆれども。然に非ず。天之益人とも云る如く
 人民の番息とれる狀を。神の所狭く茂り榮ゆるに喻たるなるべしといへり。

○愛之妹、記云、愛我那通妹命乎、とあり。愛之本にウレハ、ンキと訓り。此下よ
 も愛也吾妹。とあるをも然りあり例ハ。應神紀皇太子御歌。古事記輕太子御
 哥。万葉十五十七ともあり。言義麗愛の。また私記よりて。宇都及志伎とも
 訓へ。万葉をよしめ。古歌も多とありて。睦まゝみ親しむと云言也妹ハ記
 傳に。履中卷る馬往來羽田之汝妹者。云々汝妹此云、儼邇毛とあり。邇ハ伊
 と同韻を通はして云ハ。白橋原宮段に那泥汝命ともあり。又萬葉
 十七に弟をさして奈弟乃美許等ともあり。○頭邊。脚
 邊。記云御枕方御足方とあり。枕ハ目座。阿登ハ足所ふり。雄略紀に頭重胤
 云。此頭邊脚邊ハ。二神の邊合し給ふ組所とて。二神共御手を纏て。寐給
 ひ。數妙の御枕方御足方の事也。其床上を後よ成。先よ成して。歎かせ給
 へるふり。と云れたる然る言なり。万葉の哥なとも。さるさまによめるか數多あ
 り。崩御玉へる御體の。御枕方御足方を云と思ふ可らず。○匍匐。萬葉十九
 二。赤駒之腹婆布田爲。新撰字鏡匍匐匍匐也。波良波比由久。靈異記匍

匍波良波布。なとあり

其渡墮而爲神。是即畝丘樹下所居之神。號帝澤女命矣
 淚墮云々。此も御淚即て神。化爲る如くなれと。記云於御淚所成神。とあ
 るは據て心得へ。○畝尾樹下。記云坐香山之畝尾木本とあり。香山ハ大
 和國十市郡なり。此山の事ハ石
 窟段に云ハ。畝丘ハ。記傳ハ師云。此山の畝尾は。西へも引
 き。ことよ東へハ長と或たりけん。今ハ其畝尾の形聊殘れり。樹下ハ。式ハ十市
 郡畝尾。坐健土安神社。畝尾都多本神社。此を香山といはて。たに畝丘、
 樹下所居之神とあると。右の式を合せて思へハ。畝丘も樹本も。地名よ爲れる
 なり。姓氏録に。畝尾、連と云姓もあり此處。諸都多本とも。いひしよとあり。○
 帝澤女命。記傳云萬葉二。哭澤之。神社爾三輪須惠。雖禱祈我王者高
 日所知奴。昔か人、命を。此神ハ祈けむ由ハ。伊邪那美神の。是ハ此神社と通え
 崩坐るを。哀み給へる御淚より。成坐る神なれば也。大和志に都多本
 たり。この都多本社ハ同じきやあらすや。と尋ねへしとあり。神社則在木本

村一啼澤社は

名義或説は泣真雨なるへ。記八千矛、神御歌は汝の泣をよま

朝雨の袂霧よたむそ。あるよ合せて知らる。云へり記傳云るらしなの日記に、さめる今の世にも云語なり。これも涙の落つるさまを云て、即ちはめさばめなるをしと云へり。

遂拔所帶十握劍。斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。

所帶。記傳云。明宮段は波加勢流多知と歌へり。立るをたせると云類よて。波
祢流を延たる語なるか。自尊む辭をきこゆ。とてか用言よも。御を云こと。古は
記中よ御寢坐。万葉よ御立すなど猶多しとあり。○十握劍。記よ十拳劍とあ
り。記傳云ハ拳鬚七拳脛などの例なり拳ハ搏にて四指を並たる長を云。下
に拘字をも書き。書記よハ握字を書り。上代よ手して搏て。幾搏と物の長を
量れるなり。然爲ること今も遺れり。束るも手して物を搏集るを云也。とて十拳ハ。劍身の長を

云なり。一書よハ九握劍ハ握劍と云もあり。とあり。諸此御刀の名を。記よ所

斬之刀名謂天之尾羽張。亦名伊都之尾羽張とあり。此紀の下巻にハ。稜威

其處に重胤云。劍と云ひ刀と云る名義を云はば。萬葉十一劍刀諸刃利足

踏。又劍刀諸刃之於荷去觸而などあるハ。劍は諸刃なる證なり。故思ふ。名

義ハ貫斬よて。突と伐とを兼たる謂なるへし。名義抄よ劍を多知とも。和伎婆

佐牟とも訓て。下よ兩刃ノ刀都流岐と讀分られたり。大刀と云を斷の意よて、

片刃なるを云へり。遷却崇神詞よ。打斷物止大刀とあるぞ。目易とてよき

えたる。武郷云。右の説の如くなれと。轉して劍の太刀と云時にハ。劍をも太刀と云けらし。和名抄よ。似劍一刃曰刀。

大刀和名太知小刀加太奈とある。共よ片刃なるを云れり。小刀ハ片薙の義なるを

知べしとあり。諸平田翁云。此紀よハ御刀の名を傳へ洩したる。こハ御刀と云へ

とも。神よ坐て。こよ成坐る神等ハ御祖なれり。こよ御名なとてハ。得あるまし

きわとなりと云り。とて右の十握劍。此にてハ劍名なれとも。下よ至てハ稜威雄走

神と申て劍は非ず。顯身の神は坐す事も更也。○爲三段。伎陀は平田翁云師説寸を伎と云ふ。刻の意也。万葉一は玉刻春とも書て。伎は刻の字を借り。十三卷に具刻持と有も此意にて。伎と云ふ。伎陀伎邪牟などの本語なる分を伎陀と訓ゆゑ。景行紀も。碩田と云ふ國名見えて。此云於保波陀と有。和名抄も。豊後國大分於保伊多とある地なり。伎を伊と云ふ。是は伎陀は分字を用たりと有り。分を波陀と訓る。分字もと分別の義なる故也。段字を伎陀と訓むと同じ意は用しなりと云り。さらハ伎陀の陀ハ。邪と通音にて伎邪牟と同言なるへ。諸次の一書もよる。此三段ハ雷神山、神高靈神等も坐せり。記もこの事見えず。一書ハ五段に斬て。五の山祇は成れりあり。此事は下に云ふ。

復劍刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。

劍刃ハ齒と通ふ。又夜以婆と云る。燒刃の義也。○血。是時火神を斬給へる血の。天は激り上りて。五百箇磐石となれる。其血即ち火なる事ハ。一書ハ是時斬血激灑染石磔樹草。此草木沙石自含火之縁也。とある處も委と云へし。○天安河。記傳云天上にある河なり。名義古語拾遺も。天ハ湍河原ともあれ。彌瀨の河もやとあり。此一書にハ。八十河中有るも同。平田翁曰。此名下の段々も見えて皆同河なり。師ハ神代の天上の故事を云る。皆此河河名にハわらてた。流のくすちも有て。大きな河をいふなるへしと云れつれ。然にハ非す其ハ天上にて。山としハ香山と云ふか如く。河ハ此河。山ハ彼山に限るへき。妙なる由ある。○五百箇磐石。五百ハ數多きを云。記ハ湯津石村とあり。記傳云。師説ハ五百を約て由と云り。今云伊富を切れば與なれと與と由とは殊に近く通ふ音也。自を古言に由とも與とも云類。湯津柱湯津爪櫛なども。枝の多と齒の繁を云。村ハ群の意なりとあり。伊波と伊志との差別は。重胤云。和名抄に磐大石也。和名以波石。擬土也。和名以之と見は名義抄にも磐大石と云訓も有を以て言義乎思ふに。伊波は石張にて。嚴は石張大なる事約然し。又石を擬土と云るも然る事。○經津主神。の切れるなり。斯れハ此ハ伊波牟羅とよむを當れる訓なりと云り。

名義の節置の御劔は依れり。其ハ神武紀ハ節置此云赴屠能瀨多磨とあるは就テ。記傳ハ節ハ廣額玉篇ふとハ斷聲と注せる意を以て書れしにや。今世の言も。物の殘なと清と斷れ離るる貌を布都と云り。布都理と云り。狭ともあり。○武郷云。常陸風土記信太郡條に。古老曰。斯貴瑞垣宮。大八洲所馭。天皇之世。爲平三東夷之荒賊。遣建借間命云々。段斬所。言今謂布都奈之村。枕冊子にいとあはれとまなみから。泪のふつと出こぬなとあるみなこの布都と同じ。と云れざるは依れハ彼劍の利して。物を清と斷離つ意を以て。稱へつる御名也。彌加布都比古佐自布都建布都。諸主ハ稱辭也。三代實錄貞觀二年七月。進河内國從三位彌加布都命。比古佐自布都命神階。並加從二位とあり。彌加は嚴なり。佐ハ記傳ハ河内郡菟岡神社四座の内より有む。と云れたる説も就テ。重胤云。彌加布都命ハ武甕槌神。比古佐自布都命ハ。經津主神と聞えたり。と云れり。若て記ハ建御雷之男神。亦名建布都神。亦名豐布都神と見え。同書白檮原宮段ハ。建雷神の降奉玉へる横刀を。此乃名云佐士布都神。亦名云豐布都神。亦名

布都御魂。なごあるは就テ。記傳ハ。建御雷神と此經津主神を同神と定められし如きも。そは非ふるよし。上に云るか如し。されハ彼横刀の名を。佐士布都。豐布都。布都御魂と申すハ。其作用も就テ布都と云るか。經津主神と申すハ。其恣躰を玉給ふ御名と爲るふり。斯在ハ。建御雷神の亦名なる。建布都神。豐布都神も。また御刀は依テ。然負坐けるものとすへし。○祖。按ハ此神ハ。次第七一書ハ。斬斬遇突智時。其血激越。染於天。八十河原所在五百箇磐石。而因化成神号曰磐裂。神次根裂神。兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神。また下巻本書ハ。磐裂根裂神之子。磐筒男磐筒女所生之子。經津主神とありテ。磐筒男磐筒女神の御子なる事ハ明らかなり。然るも今ハ其神等を祖といはす。五百箇磐石をしも。祖と傳へるハ異しきも就テ。熟考るに。いと多なる理ある事なり。とるハ經津主神武甕槌神共ハ。孰れも伊弉諾神の御尊と因テ。成坐る神の御未なるに。下巻ハ經津主神をハ。磐裂根裂神之子。

磐筒男磐筒女所生之乎云云の武甕槌神を、後雄雄走神之子、燖速日神
 之子、燖速日神之子と。別々の云傳たり。此を思へし、同じ劍より化出させ給へ
 る神なれば。經津主神をも、共よ後威雄走神より申すへき理よあらざるべ
 ら。此義いかに云ふ。此二神劍の御子なる事、異なれど。其物質の出自
 を云時より、其父とする方を以て、其子との語傳へたり。さるの磐裂根裂神ハ
 此なる五百箇磐石を以て父とし、劍を以て母と云たるふり。故磐裂根裂神共
 に、其父方の磐を以て名とせり。また燖速日神ハ、劍を以て父とし、磐を以て
 母と爲たるなり。故燖速日燖速日神、共よ其父方の劍を以て名と爲り。これ經
 津主神ハ、磐筒男磐筒女神の子といふれど。なほ其もを探究むれば、五百箇
 磐石を以て、父と爲し、祖となすへき深き謂ある事にて。こゝにまづ其本を云置
 るなり。なほ此事次々云へし。さて祖と云事ハ、記傳云。凡て上代ハ父母ハ
 限らず。幾世までも。遠祖までを通はして。皆た意夜と云り。其證は古書にのみみゆ。父母は

其意夜の中の一せなるか有か中に近く親き故に、殊に其稱を專と負て、後には意夜との稱はたゞ其父母のみの稱の如くなれりしなり。後世のならひを以て古をな疑ひを。○武卿云。其父母の中にも、母は殊に親きもの故に、又其稱を專と負り。其ハ母を御祖と云る事の多きを思ふべし。故古書は祖字を於夜と訓て、親の事とも用ゐたり。意富々々遲意富遲なと事分て云と書記より、遠祖上祖本祖始祖など書て、登富都意夜と訓て、是も古稱よ。萬葉十八にも遠都神祖などあり。又子と云も、己か生るよ限らず。子々孫孫までかけて云号なりとあり。さて經津主神武甕槌神ハ、世よ名高き神よ坐す故よ。此よ其祖の成坐る因よ。まづ其出自を知しめたるなり。

後劍鐔垂血激越爲神。號曰燖速日神次燖速日神。其燖
 速日神是武甕槌神之祖也。亦曰燖速日命次燖速日命
 次武甕槌神。
 劍鐔鐔留刃の意なる由、其原駕信云り。ともあるべし。切羽と云物あり。鐔和狹鐔の意と云り。鐔和

若抄唐韻曰。劍、昇也。都美波。とあり。今都婆と云ものなり。記は御刀、本あり。鐔即ち本よのれい同事なり。○激越為神。記に走就とあり。さて此は初は化れる磐石よ。激越てなること。次の一書よ。其血激越。樂天、八十河中所在五箇磐石。而云々とあるまで明らけし。記にては此事を此國土よての事とせり。然れは激越其磐石と書るべきよ。たゞ激越、為神とのみ記れたるは。上文は既よ劍、又垂血。是為天安河邊所在五百箇磐石。と記れし故に。自ら其磐石なること通ゆる故よ。畧きたる物なり。山蔭は、刺遇突智を斬給へるは、此國にての事なるは。其血の天なる河中の石に、激越むことは少し如何と云れたれど。此等は神の御態の上の事なれば、尋常の理以ては料るべからず。を又彼天地相去未遠と云る文よりて、説も非なり。いかに天地の間の近き頃なりとて。此國の血の天上に上らむ事は、なほ尋常の理以ては、うたかはしき事ならずや。○獲速日神。記傳云。獲、借字よて。美迦は伊迦よ通ふ言なり。其伊迦は嚴矛。舒明、重日、皇極、紀、伊賀志、御世、詞、又伊迦本志、伊迦志、源氏に、いかに云々、いかに云々、と云云。などの伊迦なり。其美迦と通ふ例は、遷却崇神祝詞よ。建御雷神を使雷命とあり。又嚴さを美迦と云る例は、紀は謂ゆる獲星も。嚴さを云。獲

乘も嚴乘なり。神及人名よ。獲と云は皆此意と知へしとあり。此説獲の義に就て注るなれど。猶按よまひらし。此神は劍鐔の血。磐石よ激越て。成坐る神とありて。其磐石は經津主神之祖とあれは。此神の爲よ。其磐石は母の如く。劍は父の如し。されは御名も劍よ因て解へし。とらハ獲ハ。もとより借、身光なり。神武紀と云る人を、姓氏錄に水光姫とあり。これも光と云言の例とすべし。劍の身は尖き光あるを以。負玉へる御名なるべし。速ハ速素美鳴尊の速よ同じく。烈と猛き意。日ハ産靈の靈よ同じ。○燖速日神。比波夜備と訓へし。燖ハ借字よて。此も身ふり。劍の身を美とも。比とも云る事ハ、寶劍出現章よ韓劍之劍とある。劍ハ真身ふり。神武紀は劍持神とあるも。劍を持るよよて。此も同一。崇神紀歌よ。佐微那辭耳阿波禮とあるハ。真身無よ可憐なり。推古紀御歌句禮能摩差比も同一。されは此御名も。身速日よて。劍刃の鋭利なる状よて。物を截つ事。迅速さを云る御名とすべし。出雲風土記よ。獲速日子神とあるハ。此は別神の知りたし。此は鏡河、段よ云る。ことあり。考合すべし。○

其瓊速日神。燭速日神をこゝおきて。瓊速日神を。武甕槌神之祖也。云へき
 よしなし。永享本は此五字无し然るへし。○武甕槌神。瓊の上と同じ。槌の野槌
 の槌の如し。重胤云。槌は劔を云なり。又太刀とも通ふへし。此神はしも。横刀を以
 て物を斬平る事に。功坐須神と成玉へれば。名義を武甕劔と説く。と
 云れたりよ。記は。建御雷之男神。亦名建布都神。豊布都神とあり。記傳は。古
 事記は。經津主神と云神ふきを。書紀は。經津主と。武甕槌を別神としたるは。
 甚と異なる傳なり。武鄉云。記傳と云れられど。異なる傳はあらて。此紀の方正
 しく。記は石筒之男神の下。次石筒之女神。次布都主神。とあるへきを。脱ら
 して。よて。それこそ。こゝ異なる傳也ける。さるは。此神等の御祖。瓊速日神は主と
 御刀の神靈は因り。磐裂根裂神は。磐石の神靈は因て成坐し。其成坐る所由
 も詳は別りて。皇孫命の御天降の段も。二柱並坐し。今も鹿島楳取と。二所
 は別りて鎮坐れり。もこより一柱ならぬ事。灼然きを。記の誤れる傳は據て正し
 き方を異なる説の如くは云れたるは。甚しき非事なり。○亦曰瓊速日神云々。

山陰云。此は異説ふれり。一云こゝそ有へけれ。亦曰はいかふり云り。此次第は
 記は同じ。

復劔鋒垂。血激越為神。號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒

男命。一曰磐筒男命及磐筒女命。

劔鋒。記は御刀前ハカレンサキとあり。鋒は斬先なり。○磐裂神根裂神。磐の上に見えたる五
 百箇磐石の磐なり。裂は字の如し。此は今手走る血即火よて。其激發と燃上る
 勢氣イキキに。五百箇とそこらある磐石の。分裂散るよ至れりけん。其時は當りて。成
 坐る神なるの故よ。即其を御名よ負せ奉りしなるへし。火を以て磐石を分裂と
 事のもよ。此は根せりといはまじ。また重胤云。裂は彼劔鋒より。成坐る神な
 る故よ。又磐根木根をも。刺刺へき殺成坐すよ也。武の祝詞は。磐根木根履
 佐久彌氏とある。佐久彌は裂所見よて。足よて踏回めさる所の。破裂たる状よ
 見ゆるよて。其佐久も此の例なるなり。記傳は引れらる万葉二石根左久見手。
 奈積來之六に五百重山伊去對見二十

に奈美乃間を伊由伎佐久美と云ふ。又或説云。人面の凹凸ある。四面と云ふ。能。面
よさくみと云有り。又馬さくり。なと。同じと云ひ。源氏少女巻にさくしり。若すけたる
人立交りて。とあるは。兒童の小さかしまを云る。平穩ならぬ意な
るなり。但此神名の裂は。割裂の義。右のさくみにば。あらざるあり。と云り。さて
記傳は。此神名の石根折と云言を。二つに分て。二柱よ名けたるものなれ。根も
磐根の根也とあり。○磐筒男命。筒ハ借字。武甕槌の槌に同一。都々都知
通音
諸此神主と磐石の神靈。因て成坐れ。御名よ負給へるなり。さて此神等の
御祖の成坐の本ハ。磐石よ血の激越け。さて。なほ彼甕速日神の成坐と同じ
けれ。彼神等ハ御刀を以出自と。此神等ハ磐石を以出自と爲給ふ事。深き
所由ある事なるへけれ。と知たし。た古傳ハ附て。し。知らるのみあり。○一
曰。私闕本活字本永享本熱田本。曰。宇云よ作るを宜しき。

復劔頭垂血激越爲神。號曰閻籠。次閻山祇次閻罔象。

劔頭記よ手上とあり。記傳云今云柄なり。神武卷ハ無劔此云都廬者能多

伽彌屠利辭魔屢。とも見え。又劔柄と書て。多加比と訓る處もあり。其ハ美を
後よ比と云。成せるふり。とあり。万葉九ハ燒太刀乃手穎云々。名義握みなり。
手よて束む處なれはなり。今も束ぬる事を。たかぬると云なり。○閻籠。記云次
集。御刀之手上。血。自。手。侯。漏。出。所。成。神。名。閻。罔。加。美。神。とあり。諸上よ
斬。軻。遇。突。智。爲。三。段。此。各。化。成。神。也。とあるを第七一書よ。一段是爲高
籠。と見えて。己よ高籠神ハ成坐るを。今又此神の生坐ハ。其御功を輔相て雨
を降せ玉ふ神ふるへ。名義記傳云。久良ハ谷のこことなり。閻と書る
は借字也。萬集十七
驚の奈久々良多爾とよめるも。た。谷のここと。又諸國ハ某倉倉某と云地名の
多かるも。谷よりそ出つらむとあり。さて名義。淤加の意ハ未。思得ず。美ハ龍蛇の
類の稱なり。記傳よ云れつれ。重胤云。籠ハ字書よ。龍也。とも注せれ。寔よ
龍神よ坐へし。常陸風土記行方郡條に。俗謂蛇爲夜刀神。其形蛇身頭
角。準似鹿と云る狀。寔よ合へり。名義大驅水なるへし。記傳ふる大年神の后

神は天知迎流美豆比賣の。天は借宇より。雨知驅水姫と云事。心著て考
る。雲霧と成て水の空に上れる即驅なり。又其雲霧を分散して。雨と降らせ
る其も亦驅なり。又夏などの照續きて。遠灼と晴度りたる大空。夕立の降る
状など。殊に其水を驅給ふ事の甚き也。此を以て此神の水を御心の任々。
物為玉ふ事を知へし。豊後風土記。球珠郡球草郷。此村有泉。昔景行天
皇行幸之時。云々令汲泉水。即有蛇龍謂於於茲天皇勅云。必將有龍
一作莫令汲用云々万葉二に吾岡之於可美爾言而令落雪之推之云々。
是らと思ふ。此神龍にて雨を物する神也。一書は高麗と云もあり。其山上
なる龍神。この間龍谷なる龍神なり。とあることなり。と云り。神名帳は
意加美神社處々に見ゆ。○間山祇。間の意上と同じ。谷なる山神あり。諸右
の間龍神を。私記は是山神也とあるを釋は兼方案之。間龍非山神。可謂
龍蛇之類歟。私記之説不審也。とあれども。詞林采葉も。日本紀云間龍云

云山神也と云事も見えたれ。古より傳はれる説也。思ふ。この間山祇と力を
合せて坐給ふ事を。かとも云傳へし。○間罔象。記傳云。此谷の水神なり
とあり。式に山城國愛宕郡貴布禰神社名神とある社を。諸書は罔象女命と
も。高麗命とも。間龍命ともありて。何れも其とも定め難き如くなれども。よく
按ふ。高麗神と間龍神と。同躰とも申すへ。亦罔象女命と云るは。この間
罔象神を。其の語傳へしともあるへし。諸記は此處。間淤加美神。間御津羽神
二柱にて。間山祇なり。さて次は所殺迎具之神之於陰成神名間山津見神
とあり。此記と異なり。されと上も云る如く。間山祇神を間龍神同躰也。と
せらよれば。此傳の方を宜しむべき。○平田翁云。此段の傳は依て悟り得つ
る事あり。其の火神を斬給へる御刀の刃より垂落れる血の。天上に激上り
て。まづ五百箇磐村と化り。又其鋒と鐔とより。垂落る血も。悉く其磐村に激
越て。神等の生坐るを想ふ。火のいと生出し初より。上は昇る勢氣ある物にて。

今現も其如く。燃立つ勢の昇りあがる、深き謂ある事なるへし。偕然天上に寄
 憑る火氣の。虚空より満ち満ちて。至らぬ限なく。産靈の神靈を佐けつ。地は照入
 り。土氣鹽氣火氣相和して。千は變り万は化りて。彼硫黄鹽硝など云類を始
 は皆これに因
 めくさくかゝる物の多かる
 て成れる也。物類を生成して青入草の要を爲し。其産し成せる草木を以て。
 火を集むれば。大ききも小ききも凝り集り。それ燃盡れば。灰と化て残り。また此を分
 るに
 火はかり奇異なる物はあらしと思ふと云れ。又云。此一書の傳は。次なる一
 書は。伊弉諾尊拔劍斬刺遇突智爲三段。其一段爲雷神。一段是爲大
 山祇神。一段是爲高靈とある傳也。元は混一の傳なるを。かく二は別れたるも
 のご所思たり。そは此一書に爲三段此各爲神也と云るのみよて其神名を舉
 す。後の一書には三段に成れる神のみ有て磐石と御劍と成れる
 神の事の無を以て考知し。又云。此一書の傳也。古事記なる傳と合せ考るは。磐裂神より以
 下の神等の成坐る順次も。其成坐る血の著所も。熟符へれと。其勝劣をいはし。

古事記は神代紀の委しきよ及よりけり。その一は。神代紀は。劍、双、垂、血、是
 爲天安河邊所在五百箇磐石也とありて。御劍の双の血まつ天は激越上り
 て。天安河なる五百箇磐石と化り。かくて鋒まの鐔も著たる血も。悉く激越上
 りて。其磐石も著き。其よ因て神等の成坐る赴なるよ。古事記の赴よて。始よ
 双の血の。まつ天安河邊なる石村と化れる事のみ故よ。其斬給へる地の近邊
 よ。本より有ける石村よ。血の走就て。神等の成坐るとき。此は神代紀の傳と
 異よして。各々一の傳とも云へけれと。古事記は初發の血の。石村と化れる事
 のなきは。傳の淺たるよて。此は殊よ神代紀の傳の尊く所思るなる。二は。古事
 記は。石折神次根折神。次石筒之男神柱とありて。三神共よ當時よ成坐る
 由よ記されたるは。異なる一の傳なるへけれと。神代紀の傳の勝なること多けれ
 は。それよ從へし。三は。神代紀は經津主神と。武甕槌神と二柱にて。其祖神も
 正一と二方よ別りたるを。古事記は經津主神を落したり。師は古事記よより

て、經津主神武甕槌神を一神とせられた。成坐る初は御祖も二方は別た
 れた。その一偏は決めた事なるをや。と云れし。みな然るべき論ともなり。○記
 云、自石折神以下。間御津羽神以前。并八神者。因御刀ニ所生之神也。此
 にも神等の御名に異りはあれど。所生る數は八柱に坐り。さて平田翁も云れたる如
 く磐筒男磐筒女煖速日神等。經津主武甕槌神の出自を語るとして。此處に出た
 るなり。此時生坐る神に非ず。此者經津主神之祖。此者武甕槌神之祖。とある文は心を付て辨ふべし。とあるは據し考ふれば。八神す
 へて御刀は因て所生といへども。分ていは。磐裂根裂の二柱は。主と磐石より
 り。其の始め御刀の及より。垂落れる血の化たる磐石の。磐といふ語を名に負まし
 り。其子をも磐筒男磐筒女神と申すを思ふべし。さて又火神の火にもよれり。石よ
 り火の出る。煖速日神。主と御刀より。下に稜威雄走神之子。煖速日神之子
 このよしなり。煖速日神。主と御刀より。煖速日神之子。武甕槌神とあるを思ふ
 べし。かくて此神等亦磐石にもよれり。間御津山祇間罔象の。主と血もよれり。血
 刀の砥によりて利なきものよしなり。間御津山祇間罔象の。主と血もよれり。血
 成れる故に。雨と水との神なり。上の罔象女の御尿になれる。同し。また火にもよれ
 る事。龍蛇の火炎を含めるは。知し。倍上の神等。磐石に由り。此三神は然ら
 ず。故記にも間御津加美間御津。諸劔の火は燒。又石よ水とさつ。鑿て其用をな
 す物なれば。火と石とよる由縁など。いふ思合すべし。さて又平田翁云。石は因

れる神は二柱成坐し。其子も石筒之男石
 煖速日神。此の由を謂ふ事なるべし。凡人の例。知るべき事。非ず。磐裂
 神根裂神と二柱磐筒之男神磐筒之女神と二柱に坐せ。一柱にして二柱と
 坐し。二柱にして一柱に坐せ。思ふ。其の神代下卷に。磐裂根裂神之子。磐筒
 男磐筒女神之子。經津主神とある。○經津主神武甕槌神を。天神と申す事は
 赴のし。か通ゆるを思合せて曉べし。○經津主神武甕槌神を。天神と申す事は
 右よ云る如く。斬遇突智神を斬給へる血。天上より上りて。五百箇磐石より。ま
 た劔鐔劔鋒の血も。天上より上りて。其磐石よ激越き。其物も因て此二神の御
 祖に成坐れり。もとより天神ふるべき理なり。さて又間御津山祇間罔象の神等ハ
 いひよと云ふ。重胤説は。記は次集御刀之手上血。自手俣漏出とあれり。鉾
 よりも鐔よりも垂れる殘血の傳り下りて。其劔柄を振らせ玉へる。御手の指。股
 より。落たる血に依て。成れる神等も坐せし。上件の神等も比へて。支神よて。國
 神も坐るなり。上なる鉾。血鐔の血ハ。天よ上れりし也。然るを自手俣漏出と
 有る。上よ昇れるならず。下よ漏落たる事著明ければ。此三柱を國神也といふるふ

り。斯れハ此ハ復劍頭垂血、激越も、彼五百箇盤石ハ激越の義なるまで。上の例なるへき事ハ、其復字ハ依テ知らるれども。猶記の正ハきハ加ふる也。故著御刀前之血。走就湯津石村。所成神名云々。次著御刀本血。亦走就湯津石村。所成神名云々とある。二ハ湯津石村の事見えたる也。此ハ其事を記するハ、心を付て考ふへとなん。と云れたる此説然るへし。

然後伊弉諾尊追伊弉册尊。入於黄泉而及之共語時。伊弉册尊曰。吾夫君尊何来之晚也。

黄泉ハ本訓ハヨモツクニあり。例ハ記ハ豫母都志許賣。此紀ハ余母都比羅佐可などあり。されどたに豫美とのみも讀へし。重胤云。言義ハしも。伊美ハ忌諱くる意なり。鎮火祭詞ハ下津國。本書ハ根國。記ハ根之堅洲國とも云事。已ハ注るの如し。然るハ外に黄泉國とも云名あるハ、忌諱國と云事なり。然

るハ下ハ、伊弉諾尊既還。乃追悔之曰。吾前到於不須也。凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢と見え。第十、一書ハ、親見泉國。此既不祥。故欲濯除其穢惡とありて。記なるも右と同一赴きて。其濁穢を滌去むと爲給へるハ、深と忌避け給へるの故なり。又此ハ今世人夜忌一片之火。又夜忌擗掃。此其縁也とありて。此時ハ在つる事ハ、後迄も忌避て爲ま。行ふま。事共の多きハ云も更なり。下ハ素戔嗚尊の。吾欲從母於根國と申給へ。伊弉諾尊惡之曰。云々と答とせ玉へるなど。皆其國を忌惡ませ給ふの故なり。忌を伊美と云を。淡路國などにてハ由美と云るも。月讀尊を月弓尊と申す例を引ひ。更ハ強言ハ、非るものなや。と云り。諸伊弉册尊現身隨。黄泉國へ往ませりし由縁ハ、上ハも既ハ云りしか如く。男神を恥おもほしての事なるを。今も伊弉諾尊の女神を戀ひ悲しめて。其國ハ入坐るハ、現身ふから往坐たるまで。其ハ何處より物し給へる云ハ。紀伊國ふる熊野よての事なるへし。とるハ前ハ神退

坐ける時。暫散を裁し奉れる殯歛の處即其地なれば。今又黄泉に入坐るも。其邊の地方といおもはるなり。かの隈野と云るも。さるよりの地名なるべし。また後大己貴命の黄泉國に入坐しも。本國なるなどを思ふ。必この國なるべし。推量らるなり。○共語時。第九一書。欲見其妹乃至殯歛之處。是時伊弉册尊猶如生平。出迎共語とある。前神退給ひし時の事として。此の異れり。此其より後の事なり。よとせすまかひぬべし。さて今共語ひ給へる御言ハ。記に伊邪那岐命語詔云。愛我那邇妹命。吾與汝所作之國。未作竟故可還とあり。必此よ在へき語なり。其は第十一一書。伊弉册尊の御言に。吾與汝己生國矣。奈何更求生乎。と申玉へる。其結の文なり。相照して知へし。○吾夫君尊。記傳云男神の我那邇妹命と詔へる。對して。女神の男神を申し給ふ稱なり。那汝。勢兄とて。凡ては夫婦兄弟の間のみならず。女を妹と云。如く。凡て男を尊み親みて呼稱なりとあり。伊弉册尊字ハ此の一義に就て書る文字なり。那勢の凡ての意には

あり。あり。

吾己曰泉之竈矣。雖然吾當寢息。請勿視之。

黄泉之竈。記は黄泉戸喫とあり。記傳云。閉即竈のことなり。戸字を書ハ竈を本とて民戸をも然云。儲黄泉戸喫とハ。黄泉國の竈とて。煮炊たるものを食をいへり。是なむ火を忌清むる事の本也ける。あなかし。萬の禍ハ火の穢るから起るをかし。さて今此は如此申給ふ。族離れかし御心に坐々して。又此世は還坐まほし。火は。おもほしめすものから。此黄泉戸喫の穢よりて。還坐こと不能るよしハ。火の穢よりて。此國は災あらむ事を。憚おもほしての御事なり。其は如何なる理よりてと云。料知へからず。○武郷云。大凡の意は。かゝる事なるべけれど。伊弉册尊を調理る器を食と云しなり。黄泉食喰とハ。黄泉の食にて。煮焼したる食をいふなり。播磨風土記に。奈閉の落し處を黒閉都と号と云ひ。また神壽詞。伊都閉黒益之。あるなど。に竈の事なからず。みとあり。重胤云。此よも第十一書よも勿看

吾矣とあるは、其黄泉之靈は依て、嬉哉とも妍哉ともある可美少女と坐しも、
 醜女と變らせ御在し坐し故に、御面を合せ御在し坐す一て、幽闇き所より
 申させ玉ひしなり。然れども記よ。與黄泉神相論とあるは、其穢を元の處へ却
 し給ふ道を論ひ計らせ玉はむことなり。此よ吾嘗寢息とあるは、暫時よても思
 とせ玉へらむよは、其食氣の薄く成る事も有むひとてなり。中古御定にては臨時
 祭式に凡觸穢惡事
應思者人死限三卅日。産七日。六畜死五日。産三日。其喫共三日。とある如きも。日
 數の立に隨ひて其穢惡の漸々薄らぐ故也。此を火を思清む事の本なりと云
 れたるならん甚々
 ○肆然。平田翁云。豫母都戸喫して還坐。いたさ御身、上
 となりませり。然れども云むの如し。○吾嘗寢息。この文今、本のまよて。聊の
 通えかたきか如し。記よ然愛。我那勢命。入來坐之事。恐故欲還。且與黄泉
 神相論とあり。いとも右よ當る語のありけむを。脱しつるものなるへと。記傳にも
 既字を補
れむもいられど。暫時思はせ玉ひて。食氣の薄らぐを待給へる御言とて見る時
 は。文のまよても通ゆへし。さるの穢は。月日を睡れは。うすらき清まる物なれは。

寢息ま一て。一夜を過れは、黄泉戸喫の穢は。や、薄らき行へし。然一て還なむ。
 其迄ハ勿視ま一と。請一給へるなり。○請勿視之。平田翁云。夜見國の御
 有狀の見苦さを。男神よ見せ給は一とてなり。其の記に宇士多加禮云
 云とあるをなもいし。 然在
 ハ。此出迎坐ませる時ハ。夜見の實の御貌を製て。元の御貌よて相見坐るなり。
其は下文に其實の御有狀を御覽
 して男神の始て畏坐しを思へし。 と云り。
 伊弉諾尊不聽。陰取湯津爪櫛。牽折其雄柱。以為兼炬。
 而見之。則膿涕虫流。今世人夜忘一片之火。又夜忘擲
 櫛。此其緣也。コトハトナリナリ

不聽。第十一、一書よ。伊弉諾尊不從猶看之。海宮遊行章に火々出見尊不
 聽猶以櫛燃火視之。
 記よ莫視我。如此白而還入其殿内之間。甚久難待。故云々とあり。○

湯津爪櫛。湯津ハ五百津まで。櫛齒の多きを云。爪ハ借字。平田翁云都麻理の
 省りたるよて櫛の齒のまげと。間の迫れるを云なるへし。櫛ハ師云。本串と同名な
 り。火を燭一給ふを思へい。上代の櫛の齒は。やゝ長かりいひは。串と同類をわ
 こあり。○雄柱。本にホトリハ。記ハ男柱とあり。記傳云。共ハ袁婆斯羅と訓へ
 一。新撰字鏡ハ。幢柄ハ橋梁之左右之柱乎止古柱とあり。 大神宮年中行事
 には東男柱西砌云
 云これハ御殿の高欄の男
 柱よて。字鏡ハ云ると同じ。是ハ准ふれば。櫛も左右の端の大なる齒を。男柱と
 云けむとあり。○秉炬。萬葉集ハ手火とあり。手して秉る火のよしなり。 中古ハ
 續松と
 云物是也。續松ハ手火松と云事よて。松
 の肥たる所を折て。火を燭すを云む。 ○見之の下本ハ者字あり。今永享本ハ
 元ハ因れり。○膿沸虫流。膿ハ熟ふり。虫ハ記ハ宇士多加禮。許呂々波豆云々。
 記傳云。宇士ハ蛆。字を訓來れり。本草ハ蛆。蠅之子也。凡物敗真則生之とあ
 り。和名抄ハ。胆を波閉乃古とありて。宇士といふ訓ハなし。胆ハ蛆と通ふ。字鏡
 ハ。蟻を宇目とあり。 蛆の宇士なるハ
 由ハいかにしらす。今も腐爛たる物ハ生る小虫を。宇士と

そいふ。 武卿云。重胤云。宇士ハ名義抄に蛆。字をムシともウシシとも。ワマガマル
 とも。モコヨヒとも訓れハ。屈みてハ蟻かまり。伸てハ透蟻ハ虫と通えたり。
 多加禮ハ。今世の語ハ。すへて鳥虫と云。物ハ多ク集るを。多加留といふ。 人多
 加理
 人にも云り。即宇士か 虫流の訓ハ記ハよれり。膿沸二字ハ。即許呂々波豆ハ
 たかるとも常ハ云へり。
 當れり。 さて出にハ少し似つかはしからぬ。流ハ字を書れたるハ。多加留ハ。那我留
 留とも通はし云しにや。膿沸といふから。流といふにハあらし。今俗言ハ。物
 の甚々多くて。餘る許な
 るを。流と云ことあるなり。 云云。下の一書ハ。脹滿大高とあり。平田翁云。夜
 見國の實の有状ハ。かこ穢と畏キ状なる故ハ。其をまさ男神の御覽とむことを
 やと。しみ給ひて。前ハ姑と待て見給ふなど。約り給へるふりけり。とあり。 なほ下
 一書に。汝已
 見ハ我情。云々の下に云る 言とも考合せて。嘘ハし。 ○今世人云々。此ハ十八字下。一書ハ。一片之火と
 ある下ハあり。ハ。混れて此ハ入り。ものなるへし。或説ハ古本ハ。次の亦自
 來追の下ハ出たり。其處ハあるへきなり。と云り。さるよて。ハ。一片之火と云こと。此
 一書ハ見えぬハ。猶いかななり。又丹鶴本ハ。本のまよて。今世人夜忌擲櫛。此
 其縁也。とありて。一片之火と云ことハなれども。猶擲櫛のここと上ハ見えぬハ。

是もいひなり。されど此文下の噉了則更 諸一片之火。記は一火とあり。此
 事第九一書の下云。○擲櫛。本はナケクシと訓る。其は本ハ櫛を擲るよし
 なれど。既其事の稱なれる語あり。さて重胤云。私記は何故更忌擲櫛哉。
 答。是蓋取欠男柱已畢之後。即投弃其櫛歟。故人忌擲櫛耳。又下文伊
 弉諾尊投湯冚爪櫛。此即化成筍云々。因此亦忌擲櫛歟。とあり。諸擲櫛
 を忌む事ハしも。此事は依て。二大神の放離玉ふはしめと成れハ。其相類なる
 事を。忌避る習俗と成れるあり。夜ハ此時彼國の夜なりし事。上云るの如し
 ○縁は。記中卷。此者神宇禮豆取之言。本者也。とある。記傳は言。本ハ宇
 の如くもてもあるへど。又事。本もてもあるへし。神代卷。今世人云々縁也。
 武郷云。此。また此用。桃避鬼之縁也。また世人慎。収己爪者此其縁也。これ
 らの縁。許登能母登と訓るハ。事は就たれハ事。本なり。又仁徳。卷。故謔
 曰有海人耶已物以泣其是之縁也。とあるハ言。就たれハ此と同一。此ハ神
 宇禮豆

久と云ならししたる言は就て云なり。そもそも言に就てハ言。本とせむハ論なし。又其
 をも事。本と見むも。さることなり。言に云ならしすも。本事ありて。其事に縁たれハなり。
 天若日子。段。故於今。諺曰。雉之頓使。本是也。とある本も同じ。と云り。と
 て本とハ。其起本と云。ことなり。さて谷川士清説。我邦勸懲皆仍舊貫。是故
 記。禁忌者多矣。寶皇嗣無窮之盛風也。と云るハ。甚々愛しき語なり。
 時伊弉諾尊大驚之曰。吾不意到於不須也。凶目汚穢之
 國矣。乃急走廻歸。
 不須也。凶目云々。記は伊那志許米。上志許米。岐穢國とあり。記傳云。伊那ハ
 辭否など。同言にて。此ハ惡み厭ふ御言なり。書紀に。不須也と也。字を添られた
 得ハ。信にその意あり。然く語を切て心
 し。志許ハ。万葉は鬼乃益卜雄。鬼乃志許草。志許震公鳥など云る。皆其物
 を惡み誓て。志許ハ云なり。武郷云。重胤云。之居ハ繁強也。古事記神武天皇大
 御歌に。志祁去岐婁夜廻とあるを。傳ハ醜きなりと
 注されたれども。記ハ黃泉國の事。穢繁國とある。志伎も繁強の切れるにて。此の轉
 なる事。下に云るか如し。次なる醜女の下に引る。和名抄ハ許々賣とあるも。強々女

なるべき。思合すべし。其強ハ古語拾遺。於須女其神云々。強女謂之於須志。此縁也。とある。於須志にも。強字を書と同意にて。之居ハ其強き事の甚切なるなり。今も俗に物の恐怖ハ状を強きと云。此に同じ神名にも。葦原醜雄神と申せる。此も實劍出現章一書に。夫葦原中國本自荒世。吾已摧伏。莫不和順とある。か如き神威の坐々すにて。此又其意也。其より轉りて。物を惡み罵る意に用たり。此なる泉津醜女などは是也。之居に醜字允當れり。神武紀に。大醜此云。ア。ナ。ミ。ニ。ク。とある意をも。合せ校

ふべしと云り。 米ハ憂こと辛ことと逢ふを憂目を見る。辛目を見るなど。云目あり。此ハ黄泉國の穢きあやさまを見給ひつるを醜目と詔ふなり。 目ハ見給ふ

と云り。さてこの注下。本よ此云。伊饒之居梅枳枳多饒枳。とある。就て。記

傳に此ハ記と照して思ふ。梅下よ今一之居梅の三字ありしか。脱たるなり。

其故ハ目字を梅枳と枳を添て用語よ云へき理なきを。又枳字一衍文かとも

思はるれと。猶此記と引合せて思ひ定むべしと云れつれ。北野社本 稱一

枳字ふき本ありと云り。さらハ記とい異て。凶目汚穢四字を。シコメキタ

ナキと訓へし。又天。忍穂耳尊の。天降ます處。不須也。頗傾凶目杵之國と

あり。此ハ頗傾と云ハ。爰の凶目よあされり。さら。凶目杵とあるハ。汚穢字よあた

れる語勢あり。○急走廻歸。意ハ外なる御有狀。大鷲坐て。其國の汚穢き
ことをも。始て所知看て。急よ逃歸給ふなり。 逃といふ言ハ雄略紀
の大御歌に見えたり

于時伊弉册尊恨曰。何不用要言。令吾恥辱。乃遣泉

津醜女八人。一云泉津日狭女。追留之。故伊弉諾尊拔

劍背揮以逃矣。

令吾耻辱。記よ令見辱とあるよ依て訓へし。 本に令を今字に誤れり。古

翁云。恥を與るを。恥見すと云ハ古語なり。さてか之白し給ふハ。彼汚穢き御有

狀を男神の見給はむことを恥給ひて。莫視給ひそと。禁め給へるを。用給はて

御覽し。事を甚く恨怒。坐る御言なり。其ハ豫母都戸喫し玉ひて。歸坐

かたき御身ながら。男神の入來坐るよ。さすが歸坐むの御心ありて。豫母都

神と相論て、其道あらハ歸らむと議し給ふ間を、待め給いて、恥見せ給へり
 一のハ、其懇懇なる御心の餘りよ、わけて御怒を發し給へるなり。穴かゝこと
 あり。○泉津醜女。記傳云。私記よ或説黄泉之鬼也云云。但し鬼といハ、儒佛
 意にハ非ず。たゞ尋常の人の類ならて、おそろしき物を世に鬼といふ是なり。欽明卷よ。魁鬼とあるも、其意なり。和名抄
 よハ其醜女を、鬼魅の部よ載たり。さて名義ハ、形のおそろしと。見惡さを云こ
 あり。重胤云。此ハ記よ與黄泉神相論とある。所謂黄泉神。即其なるなりと
 云り。平田翁云。八人ハ訓たれと此ハ也。多理と訓へし。重胤云。思ふに體りた
 云ハ、其は計ふことハ非ねども、其用に就て云持よハ、幾多理とこそ云けめ、諸神武紀
 に、一人を毘儂利と有を、記高津宮段歌に比登理とあり。又獨字をヒトリと訓れハ、
 多理を登理とも云なり。又仁徳紀歌に、赴駄利又夜儂利など。凡て
 人を數ふるマリは器物を計ふるに、一具など云如く、具足へる義なり。儲此八人
 の志許賣ハ、八色之雷神とある即是也と云り。此事ハ、下の一書に委く云。○一云泉津日
 狹女。山陰云。上田百樹云。すへて一書の中よ。細注ある例なきよ。たゞこれ一
 のみあるハあやしと云り。こハ寫し誤ふるへしと云り。然る言なり。日狹女ハ或

説よ幽冥の惡鬼なる故よ、潜女と云義ハ、隠れて仇するよ一ふり。と云り如何
 あらん。○追留之重胤云。此ハ八雷公等の呻吟して待居たりけるなど、氣疎
 き消息を見奉られ給へるよ依て、返し奉りかたしと、其國よ引留め奉る御心
 まなりとふり。第九一書に雷等起追來又訓に道云云一令道とあることハ、少異
 なるへし。此ハ留と云字に深くたあるを、今の二ハ追奉れる方を主と云
 へる。海宮遊行章。豐玉姬大恨之曰。不用我言。令我屈辱。故自今以往。
 妾奴婢至君處者。勿復放還。君奴婢至妾處。勿復放還。云々。此海
 陸不相通之縁也。とあるか如く、其國の眞の狀を被見る事を甚く恥て容
 易と其人を復しのかたき事とみえたりと云り。○抜劍云々重胤云。此ハ次々の
 次第をまつ委しと定めて後説よ及ふへし。まつ記を見るよ。此を取黒御髮
 投棄云々。次よ湯津々間櫛引欠而投棄云々とありて、抜劍背揮の事ハ、
 其次よ在り。且後者於其八雷神。割千五百之黄泉軍。令追。とある是也。
 若ても猶得勝奉らざり。故よ、最後其妹伊邪那美命。身自追來焉。とある

此彼記の赴きて、其順次甚宜しきを。此に投_ニ黒御髪。又投_ニ湯津爪櫛と云次第こそ。彼記に異らざりけれ。千五百之黄泉軍の事無して。後則伊弉册尊亦自来追とあるなむ心行ぬなりける。故情思ふ。此は右の如く追留之とあるハ。其男神を引留めて。交こらせ奉らんと。爲し計の事なりけれハ。伊弉諾尊の御方は取ても。然迄ハ所思看せりけらし故。逃出給ふ時も。黒髪を投出し。其紛れよ走去給ふへけれハ。此よてハ拔_レ劔背揮と云事ハ未。其ハ及はざり。一程の事ふり。然れとも。千五百之黄泉軍の傳此にハ無りし故に。其文此よハ入れるものご所見たり。と云れたる。然る言なり。○背揮。記よ於_ニ後手布伎都々とあり。記傳云。後手とは手を後ろさまへ回らして。ものするなり。布伎ハ振なり。古言よ振を布久とも云し例。万葉よ。草の山吹を山振とも書ざり。風の吹と云も。振と通ふ。中巻よ振風比禮といふあり。又皇極紀よ。揮_レ劔と有り。此處ハ泉津醜女の迫て追來るを防き坐。御所爲なり。されと相向て防と

時ハ。得逃給はぬよ依て。逃ながら防き坐故よ。後手よ物し給ふなりとあり。

因_ニ投_ニ黒髪_ニ此即化_ニ成蒲陶_ニ醜女見_テ而採_レ噉_之。噉_了則_ニ更_ニ追_ニ伊弉諾_ニ尊_ニ又投_ニ湯津爪櫛_ニ此即化_ニ成笥_ニ醜女亦以_テ拔_レ噉_之。噉_了則_ニ更_ニ追_ニ。

黒髪ハ。御頭の飾なる髪をいふ。

古書よ。縷とも縷とも書り。縷ハ字書に見えず。縷ハ見えなれとも。髪ノ意なしと記傳よ云り。

上

代にハ女男とも懸て飾とせしなり。名義は髪連よて。髪よ聯_レ結ひ。或は挿しなごするともなるより。名つけそめたるふるへし。とて其を活用せてハ。カツラクキカツラクなども云るハ。もと連ぬる義なるか故なるへし。また花髪。菅蒲髪。柳髪。木綿髪。玉髪などもあり。これらも髪よ連れたる状同じきを以。名けたるものなること右の同一。とて又。倭名鈔よ髪。和名加都良。釋名云。髪少者所以

被_テ助_ニ其_ノ髪_ニ也。とある。俗に云加毛自_レ云物なれども。髪は連ねむすひて。其頭を飾れるとま。全髪は同一_ニけられ名けたるなり。さてまた名は同一_ニとして。其義異なる。草の加豆良なり。名の義は未思得す。試にいと掛つら。物に掛りて蔓生ものなれなり。豆良は都留なり。かの葛のつら。五味。忍冬などの類。名は一つなれども。右の加豆良の加を省きてい。豆良このみも云り。紀まゝ萬葉。磨左棄返羅。記に登許呂豆良。都々良。和名抄に千歳葉。百部。字鏡に。忍冬をスヒツラ。などある。みふ省き云りしものなり。されどこれらハ絃をもとよして。ツルをツラ。云るよてツラキツラクなどハ活用せず。彼髪_ノの飾_ノの加豆良とい。自ら異なるものなれ。互はあひ關らざり。ものとなれるなり。草のかつら。今都留と云ふ。髪の飾なるを都留といはす。さて記傳云。こは黒とある。色もて云なるへけれど。何物よていかよつとれりとも知たし。蒲子のなれるよ就て思へ。此髪_ノのま。蒲萄葛_ニ似て。玉を垂たるか。彼實_ノのなれる形_ニや似たりけむ。色の黒かりけんも。かの實_ニよあるよとあり。○蒲陶。和名抄紫葛衣

比加豆良。蒲萄衣比加豆良乃美とあり。記傳よ。或人云此。物髪ありて。蝦_ノ似たる蔓草なる故。然名と云りこあり。蒲萄の實の成れる形。玉蔓の黒玉。の垂たるに似たり。或人云り。○抹噉。すへて賤_ニきもの。食物にはたさる。物なれば。かハ物し給へしふるへ。○筍。記傳云。字鏡に筍。卒太加卒奈。後の物に多加。卒奈とも云り。和名抄も。筍亦作_レ卒太加無奈とあり。名_ノ意ハ竹芽菜なり。菜を食に添て喰。物の凡の名なり。か。といひた。には竹。子と云故に。歌にハ竹。子とのみよあり。此は抜食とあれは菜也。櫛の齒の状。竹。子の並立るよ似たり。書紀に鹽土。老翁ハ。玄櫛を投しかハ。五百箇竹林なれり。とあるも。此類なりと云り。古の櫛は竹もて造けん故に。筍。ハ化れるならんと。或人云へり。○投湯津爪櫛。重胤云。記にハ先なるハ刺。左之御美豆良。湯津々間櫛之男柱。一箇取。欠。而燭。一火云々。とありて。此なるを。亦刺。其右之御美豆良。之。湯津々間櫛引欠。而投棄。とあり。此よ依て右方なる事知らる。又此の投も。右の引欠。而投棄とあるよて心得へ。櫛齒を碎き拵て。投散し給へるなるへき事。此物の筍と成れるを以想

ふへし。記傳云。前より男柱を取欠とあるを。此より唯引欠とあれは。凡ての齒の中を引欠給ふ也とあるか。ことと云り。

後則伊弉册尊亦自来追。是時伊弉諾尊已到泉津平坂。一云。伊弉諾尊乃向大樹放屍。此即化成巨川。泉

津日狹。女將渡其水之間。伊弉諾尊已至泉津平坂。

後則云々。記又一書云。此副千五百之黄泉軍。令追たる事。また桃實を取て擲給へる事。其御杖を投給へる事あるへし。儲最後は伊弉册尊の躬

自追來坐る事あるへきなり。○自ハ。記ハ身自とあり。重胤云。美豆加良ハ躬附有也。於能豆加良ハ已附有なり。氏豆加良ハ手附有なり。又知豆加良ハ

口附有なり。身もも已も手もも口もも。附て離れざる謂ふるへし。自字允當れり。與理と訓も寄よて。附ハ近き言なりとあり。○泉津平坂記云。黄泉比良坂

者。今謂出雲國之伊賦夜坂也とあり。式意字郡楫夜神社。風土記にも。意字郡に在て。伊布夜社とかけり抄に在。筑陽郷餘戸。里楫夜村と云ひ。帳考も今湯屋村と云ひ。記傳云。此伊賦夜坂のりて。玉作湯。土地と遙に隔り。湯屋明神と申すと云り。

黄泉平坂なることハ。當時伊邪那波神の。黄泉より還り給ふ時。此地にぞ出給ひけん。又出雲風土記。出雲郡宇賀郷下云。北海濱有磯。西方有窟

戸。高廣各六尺許。窟内在穴。人不得入。不知深淺也。夢至此。磯窟之邊者必死。故俗人自古至今。号黄泉之坂。黄泉之穴也とあり。此ハ伊賦

夜坂とは。遙に隔りて別なれど。是も黄泉に通ふ一の道なるへしとあり。重胤云。泉津平坂ハ。泉津邊在坂よて。其國の奥まりたる隈處に在。對て。其邊に

在る坂と云事なれハ。地中迄ハ遠く至らして。實ハ顯國との堺なること。記ハ所塞。其黄泉坂之石者。云々謂塞。坐黄泉戸。大神とあるよて灼然し。

記の文を見てハ。泉津平坂ハ黄泉門よて顯國との堺なる事決き者也かし。然れハ其入口を。黄泉門と云ひ。入立つ處を泉津平坂とも。黄泉之坂とも云ひ。

其より穴に至りて、真下は下る處なむ。黄泉之穴なりけると云り。○一云云々、重胤云。此ハ異説の如くふれども然ハ非ず。此を上文より引つめて、亦以て彼之、噉了、更進、伊弉諾尊乃向大樹、放尾云々、と列ね見るべきなり。然れハ後則伊弉冊尊亦自來追の上より置て心得下。○向大樹云々、纂疏は向大樹、謂ハ庇蔭其身也とのり。諸今も大樹のある處ハ、下は真水を貯ふる事。此縁よりりてなりけむ。尾即て水なれば也。○巨川ハ大川なり。重胤云。地下は幾條も伏水あるハ、此より候れるなるへし。

故便、以千人所引磐石、塞其坂路。與伊弉冊尊相向而立。遂建絶要之誓。時伊弉冊尊曰。愛也吾夫君。生如此者。吾則當繼教汝所治國民日將千頭。

千人所引磐石。いと大なる石を云。千人所引ハ、稱の意を願せるなり。今も幾人持たせ云

倭名抄ハ、日本紀私記云。千人所引磐石。知比木乃以之。かゝれども今ノイハトある宜し。萬葉集に千引乃石名義抄訓同し。記に五百引石と見ゆ。諸記傳ハ、千伎能と訓ぬ。そ古言の格なるとあれども、名義抄和名抄共に乃とあれハ容易く改めぬとあり。○塞ハ。記云其石置中各對立云々。如此爲て追坐る女神を。禦留奉給ふふり。○建絶要之誓。本ハ絶妻とあるを。今ハ丹鶴本は依て要字は改む。その由ハ次に云々。諸此を記ハ度事戸とあるを據て。此の建をも古くハしかよめり。私記曰問何故讀建爲度哉。答案古事記云度事戸矣。故今尋彼文而讀之。度者猶如言度。但し此説の如くならは建をワタスと訓へし。又字のまよハツルとも訓へし。私記ハ古本云古止止多知支と訓て。絶斷夫妻之交也と云ハ非ふり。許等度と云言義ハ未詳ならず。字は就て。大意を思ふ。夫婦の交を絶つ證の御言と通えたり。そを建と云ハ。今世も建誓言と云意もて置るものか。重胤云。許等度は別處と云事にて。顯國と黄泉と相通ふ事を斷て。別處と爲すなり。然るハ泉津平坂を境と定めて。此より上津國下津國と別々を爲るを別處と云なれハ。其境を定むるを建とハ云るなり。然れハ記なるハ

言度す意にて此の凡ての御言に係り此の 諸妻を要は改めし。まづ絶妻といふ 建は其磐石の塞て別處に爲るを云なり。 漢文のかたにありて 何ごかの聞つかぬ心ちのするを。 要字は上も不用 要言。今吾恥辱とあるの上も孝徳紀の詔に要他女。など有ていふ。 叶へればなり。○言如此といふ如何なるままも男神の詔ひけん。知るべからぬ。 して要し中を絶給ふと言ひけん。知られたり。 重胤云。記傳に一書は盟之曰 事戸の御辞をやと云れたる然る言あり。然れば此に右文必あるべきを。然らぬは建 絶要之誓と云字に見はして其事は下なる一書に譲られたるもの也と云へり。 されど此の記は。愛吾那勢命爲如此者。とある方然るべし。爲如此といふ。上 是千引磐石を引塞坐るより。要を絶給ふまでのことより。 通たれたる。 り。○汝所治國。記は汝國とあり。記傳云。汝國といふ。此顯國をさすなり。抑御 親生成給へる國をしも。か之他けは詔ふ生死の隔りを思へ。甚も悲哀き御言よ かりけるごあり。 武郷云。生死の隔にはあらず。 永享本秘 閣本は依て補へり。次の文と同じけれは也。○縊殺云々。記傳云。字鏡は縊殺

也。經也久比留とあり。頸をーめて殺すを云。さていま只殺とあらて。縊殺とある といふ上代に人を殺すは。もはら絞りにしやあらむ。 又殺にさましくある何れも身 殺し給ふも其跡あらはに 見えぬは。かく云ふにや。 といふたれども。按ふは人の死するは。顯世の人の目よ 何とふと氣絶て死するの如く見ゆれど。幽は神の絞りに給ふにもやあら む。其の身に傷かす。自ら氣絶るとまも。全。顯世人の縊れ死するさまに似たれはな り。千頭は千人と云へきを。如此詔ふは絞につきたる言なり。 伊弉諾尊乃報之曰。愛也吾妹言如此者。吾則當産 生日將千五百頭。因曰。自此莫過。即投其杖。是謂岐 神也。 千五百頭。千五百いた。多きを大方と云言なり。 諸記は。此に千五百産屋と ありて。頭とあらす。記は千頭とあるは。縊殺と云ふつきてのことあり。とる故は。産

ひたよ頭といはず。立千五百産屋とあり。然るは産ひたよも千五百頭と書れたるは漢文よれるふり。古者謂一人爲一頭と云り。又人皇九頭なとも云へり。故訓を記よりつ。また明應本鎌倉本はナウフヤアマリ。イホウフヤタテムとあるよりし。○當產生舊事記は生字あり補へし。記傳云ひと交よ詔ふ。多むらむことを云よて。必しも千と五百の數に限らむとよ非ずとあり。諸記は。吾一日立千五百産屋。是以一日必千人死。一日必千五百人生とあるを。此より其ことなきて言たはす。若後脱たるよやあらむ。下文へもつひされいふり。と華牙よ云りともあるへし。重胤云。諸千人五百人。本より限れる數よ非る物から。但人草を縊殺せむとよて。其程の辨へ難き事なる故よ。先標を定めて千頭と宣へる。其よ言勝て。彌千彌百と云返し給へるなことを後世は其信違はると依て。日々千人死して。千五百人生るとなり。所以は大祓詞。國中よ成出武天之益人等と見え。天照大神大詔。顯見蒼

生と詔へるなを合せて。伊弉諾大神の不負於族と宣給ひて。誓言を報し給へる御言の幸し。云へし不得。云よ絶たる御事なりかしと云り。○因曰云々。山陰云。此事下の一書よ投其杖。曰。自此以還雷不敢來とある。とあるへきことなるを。上より意つひす。又上よ以千人所引磐石。塞其坂路とある。こと同じ心へなれ。事重りてとくし。自此莫過といふ。彼處よあるへき御言なるを。借此。自此莫過四字。一書よ還來字ある方。采名戸神の名よ叶ひて聞ゆ。但一雷よ投給へるとあれど。彼にては桃實を撃給へれ。御杖はなほ。伊弉册尊よ投給へると云る方然るへし。○投其杖。和名抄行旅具。杖和名都惠とあり。さて此杖は伊弉諾尊の取持給ふ所の御矛なり。上古ハみな矛を杖よ衝て。道を行きなり。此事神武紀なる。細戈千足國は下よ。委と云るを見るへし。○是謂波神。重胤云。是謂と書れとる。第九一書も然り。其杖を指て是と云るなり。記よ於投棄御杖所成神名云々。とある。其物よ因て神

の成坐るまで。御紀の例化爲神と書さるべきを、此の其物を指て神と謂せるは、彼稜威雄造神の十握劍を御体として御在り坐りか如く、岐神も杖を御体として靈威を幸給ふ神は坐り、其証は天孫降臨章に、大己貴神乃以平國時所杖之廣牙、授二神曰、吾以此牙、卒有治功。天孫若用此牙、治國者必當平安とある。其第二一書は、大己貴神乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也云々。故經津主神以岐神爲鄉導、周流削平と有るを、誰しも別々の事に心得めれども、妻からざるなり。寶劍出現章同神の興言に、夫葦原中國、本自荒芒云々。然吾已摧伏、莫不和順と有る。右の以、此牙、卒有治功と有る其まで、岐神の御助を得て、妖鬼を平けて、國土を治玉つる。其事を天神に申上玉へる。是道饗祭の起なるが、正書は形實を以傳へ一書は神名を以傳たるものなり。素より現御身の神は坐せしむ。常は御杖の形實に御靈を裁めて、隱身は御在り坐なるへ。故思ふに、廣牙の尋牙まで、其身

また、記は黄泉國の事を結めて、更に是以伊邪那岐大神詔云々、稜威也。故於投棄御杖所成神名、衝立船戸神云々とあるを、此まで、此後稜威除の事有て、其時は斯る神等の成出る事見えず。第十一書まで、御稜の時、成坐る神等の中は、右等の神等なり。今何れを正と爲むと情考るに、此記の方正一かるふり、記の文は錯亂なる物から、投棄と云ひ、因脱着身之物とあるが、御稜は甚似つかうき事なる故に、古人も所を置違へて、傳たり者なりけり。と云り、儲此神記は、衝立船戸神。下の一書は、是謂岐神。此本号曰來名戸之祖神とあり、信友云、道饗祭祀詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久塞坐。皇神等乃前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久邦斗止御名者申、且と云るまで、來名戸之祖神は、この八衢比古八衢比賣、男女二柱を並へて、申す御名なること知られ、また大八衢爾磐村之如久塞坐と云へるより、祖神と申す義も明は知られり。と云り。然るに祝詞なる、八衢比古八衢比賣を、次なる泉門塞大神、亦名道返大神なりと、

平田翁の謂れしつたかふしする其泉門塞大神。所謂千引石なれ。祝詞に磐
 村乃如久塞坐と云るまかなひすまことの磐石なれ。如久といふ云へからず。此の岐神
 に申す詞なれ。磐なりといふ。御名義。記傳は布の經久に來なり。さて中卷美夜
 受比賣の歌。阿良多麻能。登斯賀伎布禮婆來經者也云々。都紀波伎閉由久
 來經かと來と經と重りても云て。同意になるなり。師説は布那斗とい。物を衝
 立て。是より莫來と。留る意の御名ふりあり。布と久と合せて云へ。此處を
 經て來莫と云意也。尸ハ處也。此より來莫と障留る處は坐神と。云意なるへ
 一と云り。儲平田翁云。岐字を書るる。此神の岐は在て。守り給ふ意を
 以。作るなるへし。此事の彼祖神といふもの。ことに似たるを以て。混に莫思ひそよ。
師云。日訣纂疏などに船戸神を道祖神なりと云ひ。和名抄にも
道祖佐倍乃加美とあり。さて道祖と云文字ハ。漢國にて行神を祖と云。また其神
を旅たち祭ることをも祖と云故に。此佐倍神に當て書のみなり。神名の意をいた
く異なり字に感ふこと勿れ。又和名抄は道神ハ多無介乃加美とあるも
同く。彼道祖を云なるへし。旅行人の手向する神なれば名くるならん。下卷は布
 都主神の。此神を拜導と爲て周流給ふと見えたるハ。深き由ある事なり。儲
 道饗祭祀詞に。此三柱神等の根國底國與里。龜備疎備來物爾。相率相

口會事無互。下行者下乎守理。上往者上乎守。云々とありて。彼國より荒ひ
 來る物を。防き守り給ふ謂より。其御靈を移して。京を始め。諸國も四隅の衢
 よて。祭り給ふを道饗祭といふ。其ハ神祇令。季夏道饗祭季冬同之とある所の本
 注は卜部等於京城四隅。道上而祭之とありて。其義解は。言欲令鬼魅之
 自外來者不取入京師。故豫迎於路而饗過也。と見えて。鬼魅といハ豫母都
 國より荒ひ來る物を始め。總て世は禍事をなす。疫病を流行する類の妖物を
 弘く指言す。豫迎於路饗過也とい。鬼魅の入來て。禍を行はざる豫。此神
 等を四隅の路に迎へて。饗を献り祈願て。鬼魅の外より來るを防ぎ過めしむる
 由なり。其ハ其祝詞全。塞神等を祭る詞なるを以て知へし。さて餘の神等ハ。某
 某の社前。或ハ神祇官よて祭らるるを。此神等ハ其時々。か之衢は御饗を
 進めて祭る故也。此祭の名を道饗祭といふなり。斯て又臨時も祭る事あり。
 其ハ縣居翁説は。國は疫病など起れば。國堺よて祭り。京は疫病の起る時ハ。宮